



横浜市における指定特定相談支援事業（計画相談支援）

業務ガイドライン

～障害のある人本人を中心とした相談支援を実践するための基本ルール～

横浜市健康福祉局障害施策推進課

令和6年11月

はじめに | 本ガイドラインの目的と位置づけ

本ガイドラインは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく計画相談支援について、厚生労働省が定める「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」等を基に、横浜市が指定特定相談支援事業者（相談支援専門員）に求める「障害のある人本人を中心とした相談支援を実践するための基本ルール」を定めたものです。

本市で活動する指定特定相談支援事業者（相談支援専門員）は、本ガイドラインに則した適切な事業の運営を行うことを前提とし、その向上に努めてください。

■ 根拠資料 ※必ず根拠資料原本を確認してください。

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「法」と記載）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（以下、「施行規則」と記載）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号）（以下、「基準」と記載）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 22 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（以下、「解釈通知」と記載）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（以下、「障福解釈通知」と記載）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 125 号）（以下、「報酬告示」と記載）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 180 号）（以下、「厚生労働大臣が定める基準」と記載）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準等の規定に基づき、厚生労働大臣が定める単位の単価（平成 18 年厚生労働省告示第 539 号）（以下、「単価告示」と記載）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（以下、「留意事項通知」と記載）
- 介護給付費等に係る支給決定事務等について（最終改正令和 3 年 4 月）（以下、「事務処理要領」と記載）
- 相談支援に関する Q & A（令和 6 年 4 月 5 日）（以下、「国 QA」と記載）
- 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL1-4（平成 30 年）（以下、「国 QA(H30）」と記載）
- 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL1-4（令和 3 年）（以下、「国 QA(R3）」と記載）
- 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL1-3（令和 6 年）（以下、「国 QA(R6）」と記載）
- 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）（最終改正令和二年厚生労働省告示第二百十三号）

※ 根拠資料取得

厚生労働省法令等データベースサービス及び障害福祉情報サービスかながわホームページ等からダウンロードできます。

■注意

- 本ガイドラインに掲載しているのは、令和6年6月時点の情報です。
- 本ガイドラインは、上記の根拠資料を基に作成していますが、記載を省略している内容もあります。必ず最新の基準等を自ら定期的に確認した上で、本ガイドラインを活用してください。
- 本ガイドラインは、横浜市が指定特定相談支援事業者（相談支援専門員）に求める「障害のある人本人を中心とした相談支援を実践するための基本ルール」を定めたものです。相談支援専門員としてのスキルアップのためには、本ガイドラインの他、横浜市が作成している「横浜市相談支援従事者人材育成ビジョン」や「障害福祉サービス及び関連事業の概要」、日本相談支援専門員協会が作成している「サービス等利用計画作成サポートブック」や「サービス等利用計画評価サポートブック」、ソーシャルワークに関する専門書籍等の熟読による自己学習、さらに各区障害者自立支援協議会相談支援部会への参画、横浜市相談支援主催研修等への参加により、継続的な自己研鑽を図ることが必要です。
- 各種様式やお知らせ等は、「横浜市」または「障害福祉情報サービスかながわ」のホームページから確認できます。定期的に確認してください。

横浜市 相談支援



■参考文献

- 障害者相談支援従事者初任者研修テキスト編集委員会（2014）『三訂 障害者相談支援従事者初任者研修テキスト』中央法規
- 社会福祉法人南高愛隣会東京事務所（2013）『障がい者地域生活支援計画サポートブック』社会福祉法人南高愛隣会
- 副田あけみ・小嶋章吾（2012）『ソーシャルワーク記録－理論と技法』誠信書房
- 特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会（2012）『サービス等利用計画作成サポートブック』特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会
- 東美奈子・大久保薫・島村聡（2015）『障がい者ケアマネジメントの基本-差がつく相談支援専門員の仕事 33 のルール』中央法規

補足 | 指定特定相談支援事業者の責務 ※法第 51 条の 22

第 51 条の 22 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（以下、「指定相談支援事業者」という。）は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、相談支援を当該障害者等の意向、適正、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

2 指定相談支援事業者は、その提供する相談支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、相談支援の質の向上に努めなければならない。

3 指定特定相談支援事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律またはこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

目次

第1章	横浜市が目指すものと相談支援専門員の役割・軸心.....	6
1-1	横浜市が目指すもの	
1-2	相談支援専門員の役割	
1-3	相談支援専門員としての軸心	
第2章	特定相談支援事業の概要.....	11
2-1	特定相談支援事業とは	
2-2	基本相談支援とは	
2-3	計画相談支援とは	
2-4	特定相談支援事業のメリット	
第3章	相談支援専門員による相談支援プロセスとポイント.....	16
3-1	相談支援プロセスの大枠	
3-2	相談支援プロセスの詳細	
3-3	相談受付	
3-4	利用契約締結	
3-5	区役所への契約内容の報告	
3-6	サービス等利用計画作成の基本理念	
3-7	個別支援会議の開催等によるアセスメントの実施	
3-8	サービス等利用計画案の作成と交付・提出	
3-9	受給者証の内容確認	
3-10	サービス等利用計画を確定させるためのサービス担当者会議の開催	
3-11	サービス等利用計画等の作成と交付・提出	
3-12	計画相談支援給付費の請求	
3-13	代理受領通知等の発行	
3-14	基本相談支援の実施	
3-15	サービス担当者会議の開催等によるモニタリングの実施	
3-16	モニタリング報告書等の作成と交付・提出	
3-17	モニタリングの結果、サービス等利用計画案を再作成した後の対応	
3-18	サービス終了月（更新月）におけるモニタリングの実施	

第4章 サービス等利用計画等の作成ポイント.....49

- 4-1 各書類作成にあたっての基本
- 4-2 基礎調査資料
- 4-3 サービス等利用計画（案）
- 4-4 週間計画表
- 4-5 モニタリング報告書
- 4-6 アセスメントやサービス担当者会議、連絡調整等に関する経過記録
- 4-7 区役所への提出資料一覧表
- 4-8 モデルプラン

第5章 指定特定相談支援事業者の基準及び留意点.....74

- 5-1 基準の性格
- 5-2 人員基準 | 従業者・管理者
- 5-3 人員基準 | 従たる事業所を設置する場合
- 5-4 運営基準 | 運営規程
- 5-5 運営基準 | 勤務体制の確保等
- 5-6 運営基準 | 業務継続計画の策定等
- 5-7 運営基準 | 設備及び備品等
- 5-8 運営基準 | 衛生管理等
- 5-9 運営基準 | 掲示等
- 5-10 運営基準 | 秘密保持等（個人情報保護）
- 5-11 運営基準 | 広告
- 5-12 運営基準 | 障害福祉サービス事業者等からの利益收受等の禁止
- 5-13 運営基準 | 苦情解決
- 5-14 運営基準 | 事故発生時の対応
- 5-15 運営基準 | 虐待の防止
- 5-16 運営基準 | 会計の区分
- 5-17 運営基準 | 記録の整備
- 5-18 運営基準 | 提供拒否の禁止
- 5-19 運営基準 | サービス提供困難時の対応
- 5-20 運営基準 | 電磁的記録等について
- 5-21 報酬基準 | 計画相談支援費算定の基本的な取扱い
- 5-22 報酬基準 | 計画相談支援及び障害児相談支援の報酬算定構造
- 5-23 報酬基準 | 報酬①基本報酬
- 5-24 報酬基準 | 報酬②基本報酬への減加算：介護保険制度
- 5-25 報酬基準 | 報酬②基本報酬への減加算：情報公表未報告等

- 5-26 報酬基準 | 報酬②基本報酬への減加算：特別地域加算
- 5-27 報酬基準 | 報酬③加算：体制加算
- 5-28 報酬基準 | 報酬③加算：利用者負担上限額管理加算
- 5-29 報酬基準 | 報酬③加算：その他の加算
- 5-30 報酬基準 | 事業所変更の対応と計画相談支援給付費の請求
- 5-31 報酬基準 | 計画相談支援給付費の請求のタイミング

第6章 横浜市の指定特定相談支援事業者としてのその他の対応.....161

- 6-1 障害福祉情報サービスかながわ及び横浜市のホームページの定期的な確認
- 6-2 横浜市からの依頼への対応（運営指導、照会等）
- 6-3 集団指導への参加及び職員への伝達
- 6-4 区役所、基幹相談支援センター、精神障害者生活支援センター等との連携
- 6-5 各区障害者自立支援協議会（相談支援部会）への参画
- 6-6 各種届出の対応

第1章

横浜市が目指すものと相談支援専門員の役割・軸心

【本章の目的】

- ★ 相談支援専門員に求められている全体像を確認し、意識的に実践する

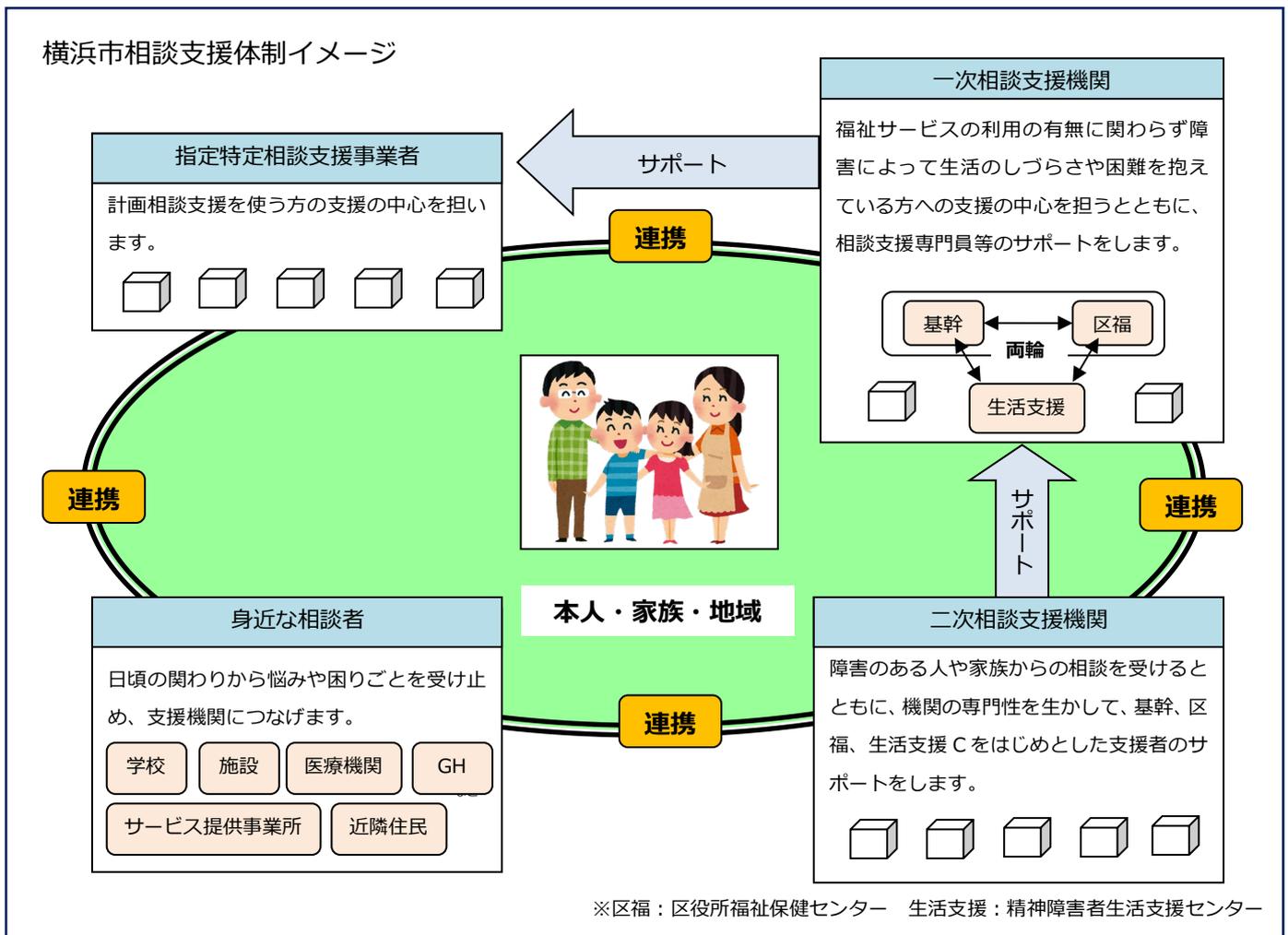
1-1 横浜市が目指すもの

■横浜市第4期障害者プランにおける基本目標

障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるとまちヨコハマを目指す。

■横浜市が目指す相談支援体制

- 本市では、障害のある人やその家族が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、障害のある人やその家族がどこに相談しても適切に課題解決が図れる相談支援体制の構築を目指します。
- 指定特定相談支援事業者（相談支援専門員）は、この体制を踏まえた地域ネットワークの構築に努め、利用者本人を中心に、質の高い相談支援を提供することが求められます。



■相談支援専門員はソーシャルワーカー

- ・ 本市における全ての相談支援従事者は、「障害者の権利に関する条約」の目的である「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進」を、目の前の利用者（対象者）を通して実現するための存在です。そして、その役割を果たすために、ソーシャルワークの「価値・倫理」、「知識」、「技術」の基盤となる力に基づき、本人を中心とした支援を実践します。
- ・ 相談支援専門員もソーシャルワークを担う“ソーシャルワーカー”であることを自覚し、障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象に、その人が置かれている環境や家族状況を受け止め、ケアマネジメントの手法を用い、障害のある人本人（家族）の希望と意思決定を尊重し、地域での生活を実現・継続していきます。
- ・ さらに、個別の働きかけだけでは解決できない地域課題については、区障害者自立支援協議会等での取組へとつなげ、地域全体を発展・創造し、障害のある人の安心できる生活の向上・実現を促進していきます。

補足 | 横浜市が求めるソーシャルワーカー像

- ① ソーシャルワーカーとしての「価値・倫理」、「知識」、「技術」の基盤となる力に基づく「本人を中心とした支援」を通じて、障害のある人が地域で安心して暮らせる共生社会の実現に取り組むことができる
- ② 自己の成長だけではなく、他のソーシャルワーカーの育成、地域や組織への働きかけを通じて、社会全体の推進力の向上を図ることができる

補足 | 用語説明

相談支援とは

障害のある人だけでなく、その人がおかれている環境や家族状況を受け止め、ケアマネジメントの手法を用いて本人（家族）の希望と意思決定を尊重し、地域での生活を実現・継続していくための支援です。

本人を中心とした支援とは

支援を必要とする障害のある人（及び家族）の思いや意向、その人が望む暮らし方を最大限尊重することを基本として、障害のある人の生活に合わせたオーダーメイドの支援のことです。

補足 | 自立支援協議会とは ※法第 89 条の 3

本市では、障害者総合支援法において努力義務とされている協議会の設置について、自立支援協議会と称して、区、ブロック、市域の 3 層で実施しています。それぞれの強みを生かし、連携しながら、地域の課題解決に向けた取組等を進めています。

- ① 区自立支援協議会：全 18 区にて実施。各区の状況に応じた部会を設置（相談支援部会は必置）し、地域づくりに関わる取組を実施
- ② ブロック連絡会：市内 4 ブロックごとに、各区自立支援協議会の事務局が集まり、情報の共有等を実施
- ③ 市自立支援協議会：健康福祉局障害施策推進課が事務局となり、市域の課題の検討等を実施

【参考：障害者総合支援法第 89 条の 3】

- 1 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。
- 2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

補足 | 特定相談支援事業の基本方針 ※基準第 2 条

- 1 障害のある人（家族）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われるものでなければなりません。
- 2 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければなりません。
- 3 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければなりません。
- 4 利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければなりません。
- 5 市町村、障害福祉サービス事業を行う者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければなりません。
- 6 指定特定相談支援事業者は、自らその提供する計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければなりません。
- 7 指定特定相談支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければなりません。
- 8 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めなければなりません。

1-3 相談支援専門員としての軸心 ※横浜市相談支援従事者人材育成ビジョンより

■基本姿勢

自身の関わりが相談者の未来に繋がることを念頭に、相談者の人格を尊重し、思いやりをもって関わること

■心構え

- ・ 支援は一進一退を繰り返すこともあるが、その時々相談者の歩幅に合わせた相談支援が求められていることを念頭に置いておくこと
- ・ 自身の物事の捉え方の傾向を理解し、自身の感情に左右されるのではなく中立性・公平性を保持した相談支援を行うこと
- ・ 一人で抱え込まないよう、他の相談支援従事者と意見交換等が行えるような関係性を構築しておくこと

■基盤となる力

ソーシャルワーカーとしての「価値・倫理」、「知識」、「技術」の3つの要素が基盤になります。確固たる「価値・倫理」に支えられ、幅広い範囲の「知識」を応用しながら、具体的な「技術」によって実践します。具体的な内容については、横浜市相談支援従事者人材育成ビジョン（令和5年7月改訂版）にて確認してください。

	位置づけ	具体例
価値・倫理	相談支援従事者だけではなく、社会福祉従事者としての基盤となるものであり、知識及び技術を駆使した支援を方向付けるものである。	○本人を中心とした価値 ○人としての尊厳 ○エンパワメント ○中立性、公平性の保持 ○プライバシーの尊重と保護
知識	支援力の土台となるものである。最新かつ幅広い知識を有することが求められる。	○対象者の理解 ○法律や制度、福祉サービス等 ○地域情報 ○専門職としての知識
技術	実践するために必要となるものである。相談支援技術に留まらず、職業人として普遍的に求められる技術も欠かすことができない。	○相談援助技術 ○コミュニケーション技術 ○情報収集、分析

第2章

特定相談支援事業の概要

【本章の目的】

- ★ 相談支援専門員が担う特定相談支援事業の大枠を確認し、利用者・家族、関係機関等に対して正しく説明できる

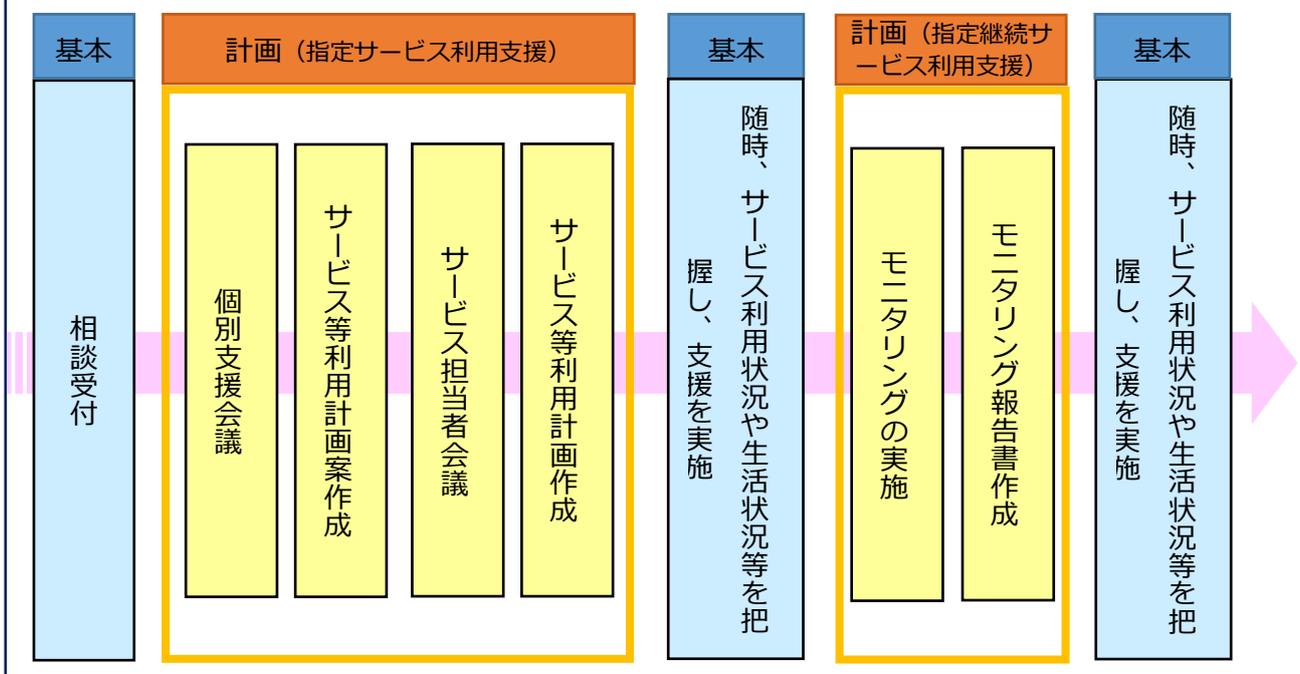
2-1 特定相談支援事業とは

■ 基本相談支援と計画相談支援で構成される

特定相談支援事業は、“計画相談支援”と呼称されますが、基本相談支援と計画相談支援のいずれも行う事業です。相談支援専門員は、基本相談支援を土台とし、計画相談支援と併せながら相談支援を展開します。

相談支援のプロセスにおける基本相談支援と計画相談支援のすみわけ

※「基本」＝「基本相談支援」、「計画」＝「計画相談支援」



2-2 基本相談支援とは ※法第5条第17項

■ 基本相談支援が土台

基本相談支援とは、相談支援の土台となるものです。相談支援専門員は、公的サービスである「障害福祉サービス」の利用希望者はもちろんのこと、それらを希望しない、あるいは必要としない人にも適切な相談支援を行う必要があります（個別給付の対象外）。また、計画相談支援として関わっている利用者に対しても、計画相談支援の対象とならない部分については、基本相談支援の中で対応します。

基本相談支援の対応

- ① 訪問等の方法によって
- ② 障害のある本人、家族、その他介護を行う人等の状況を把握して
- ③ 必要な情報を提供したり
- ④ 必要な助言を行ったり
- ⑤ 市町村やサービス提供事業所、医療機関等と連絡調整を行ったり
- ⑥ その他、必要な支援を行うなどして
- ⑦ 総合的に相談に応じる

※障害者相談支援従事者初任者研修テキスト編集委員会（2014）『三訂障害者相談支援従事者初任者研修テキスト』中央法規より引用

補足 | 法における基本相談支援 ※法第5条第17項

地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害児者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与する。

【参考：厚生労働省令で定める便宜とは】

訪問等の方法による障害児者等に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害児者等に必要支援。

■ 計画相談支援の中で、指定サービス利用支援と指定継続サービス利用支援を実施

障害福祉サービス及び地域相談支援を利用する場合には、計画相談支援の対象となります。この場合には、区役所で「計画相談支援」の支給決定を行い、個別給付の対象となります。計画相談支援には、サービス等利用計画を作成する「指定サービス利用支援」とモニタリングを実施する「指定継続サービス利用支援（以下、「モニタリング」と記載）」の2つで構成されます。

■ 指定サービス利用支援

- ・ 障害福祉サービスや地域相談支援の申請のため、障害のある人の心身の状況や環境、利用に関する意向、その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービスまたは地域相談支援の種類及びその内容等を定めた計画（サービス等利用計画案）を作成します。
- ・ 障害福祉サービスの支給決定やその変更の決定、地域相談支援給付決定やその変更の決定が行われた後、関係者との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、障害福祉サービスまたは地域相談支援の種類や内容、担当者等を記載した計画（サービス等利用計画）を作成します。

■ 指定継続サービス利用支援（通称「モニタリング」）

- ・ 支給決定の有効期間内において、これらのサービスが適切に利用できるよう、サービス等利用計画が適切であるかどうかを省令で定める期間ごと（モニタリング実施月）に利用状況を検証し、その結果や心身の状況、環境、利用に関する意向、その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行います。
- ・ サービス等利用計画の見直しの有無に関わらず、モニタリング報告書にモニタリングの結果をまとめます。必要に応じて、関係者との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には支給決定等に係る申請の勧奨を行います。

補足 | 計画相談支援の対象となるサービス

- ① 介護給付
居宅介護(身体介護,家事援助,通院等介助,乗降介助),重度訪問介護,重度障害者等包括支援,同行援護,行動援護,生活介護,短期入所,施設入所支援,療養介護
- ② 訓練等給付
自立訓練(機能訓練),自立訓練(生活訓練),就労移行支援,就労移行支援(養成施設),就労継続支援(A型),就労継続支援(B型),自立生活援助,就労定着支援,共同生活援助(グループホーム),宿泊型自立訓練
- ③ 地域相談支援
地域移行支援,地域定着支援

【参考：地域生活支援事業】※計画相談支援の対象外

移動支援(移動介護、通学通所支援),重度障害者入浴サービス,地域活動支援センターデイ型,地域活動支援センター作業所型,日中一時支援 等

2-4 特定相談支援事業のメリット

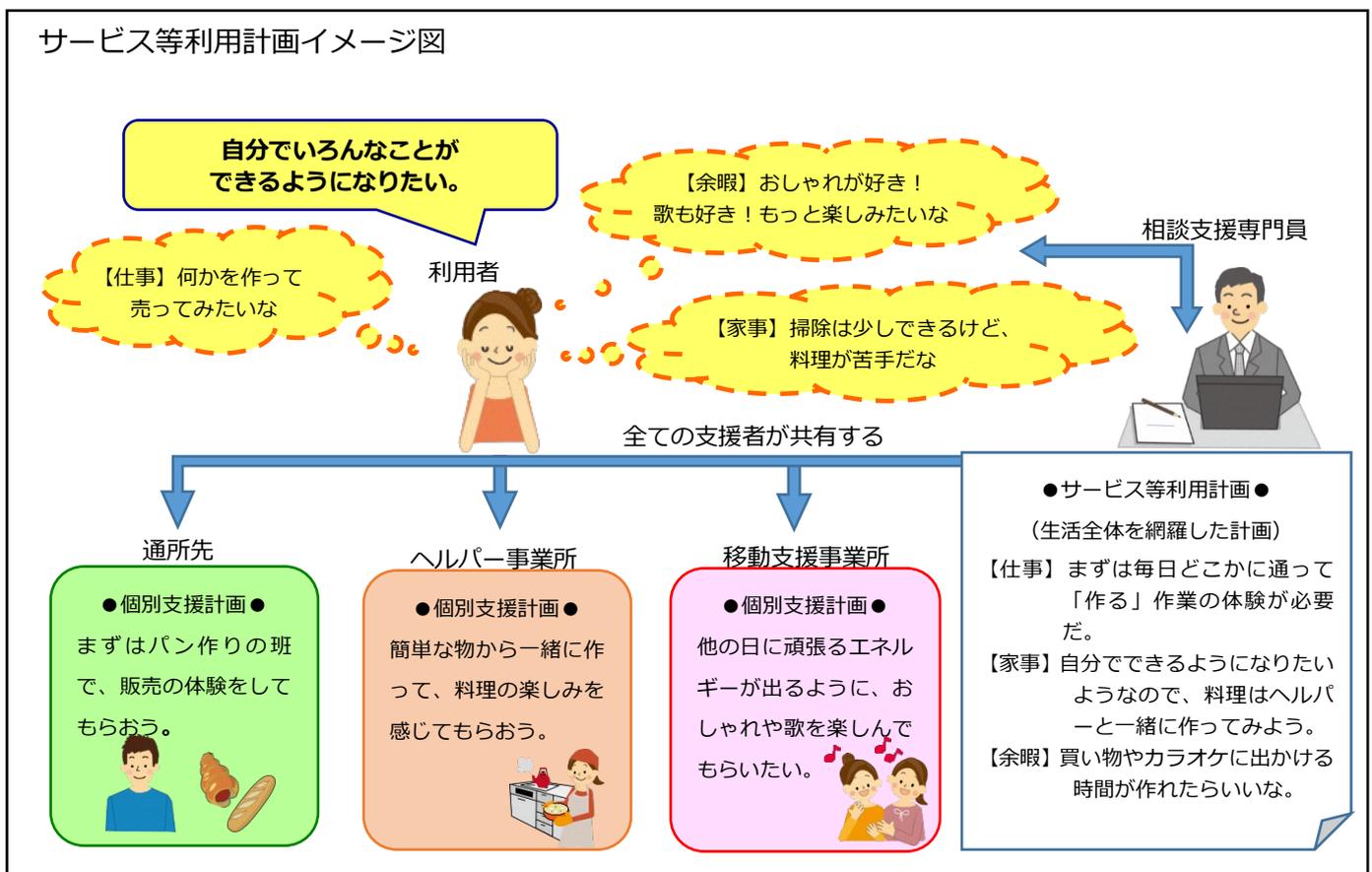
■利用者にとってのメリット（一例）

- ◇ 困ったときに誰に相談してよいのかが明確になる
- ◇ 利用者の希望に基づく計画が作成される
- ◇ 幅広い情報や専門的な知識等を基に、利用者のニーズに則したサービス等の提案・支給決定を受けることができる
- ◇ サービス等利用計画を利用者と関係者が共有することで、一体的な支援を受けることができる
- ◇ 相談支援専門員により、利用者が表出しにくい希望や要望等を踏まえ、サービス提供事業所等と具体的な調整を行ってもらえる

■支援者にとってのメリット（一例）

- ◇ 今まで連携できていなかった関係者同士がサービス等利用計画によってつながることができる
- ◇ サービス等利用計画があることで、直接支援をしているサービス提供事業所同士が共通の目標に向かって支援を行うことができる
- ◇ 障害のある方の希望する生活の実現に向けたチームができる
- ◇ 個別の支援では解決することが難しい「地域の課題」を捉えることができる

サービス等利用計画イメージ図



第3章

相談支援専門員による相談支援プロセスとポイント

【本章の目的】

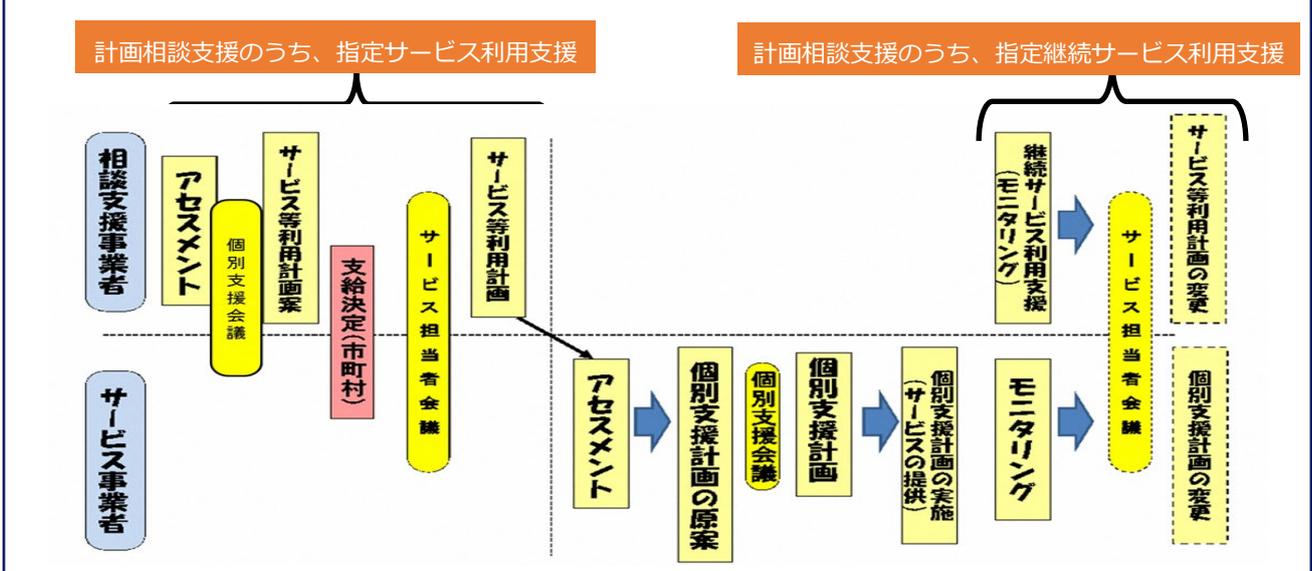
- ★ 相談支援プロセスに沿った特定相談支援事業の活動内容を確認し、適切な対応を行う

3-1 相談支援プロセスの大枠

■障害福祉サービス等を利用する前から、相談支援を開始！

下記の図は、相談支援事業者とサービス事業者の動きを分けて示しています。この相談支援事業者とは、相談支援専門員を示しており、サービスの利用が始まる前から、相談支援を開始します。

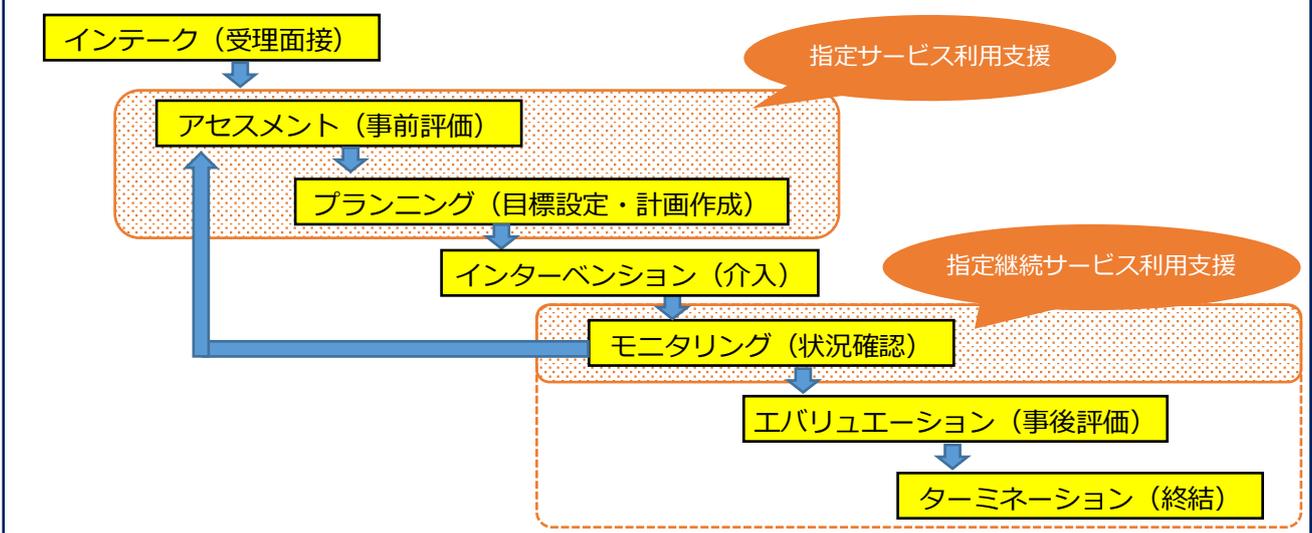
相談支援事業者とサービス事業者の連動イメージ図



■相談支援プロセスの自覚が必須

上記の図の空白になっている部分は、基本相談支援としての対応です。相談支援専門員は、指定サービス利用支援や指定継続サービス利用支援に留まらず、基本相談支援を含む“相談支援”として、そのプロセスを自覚し、各場面における役割を果たしていくことが必要です。相談支援のプロセスと上記の図を合わせると下記ようになります。

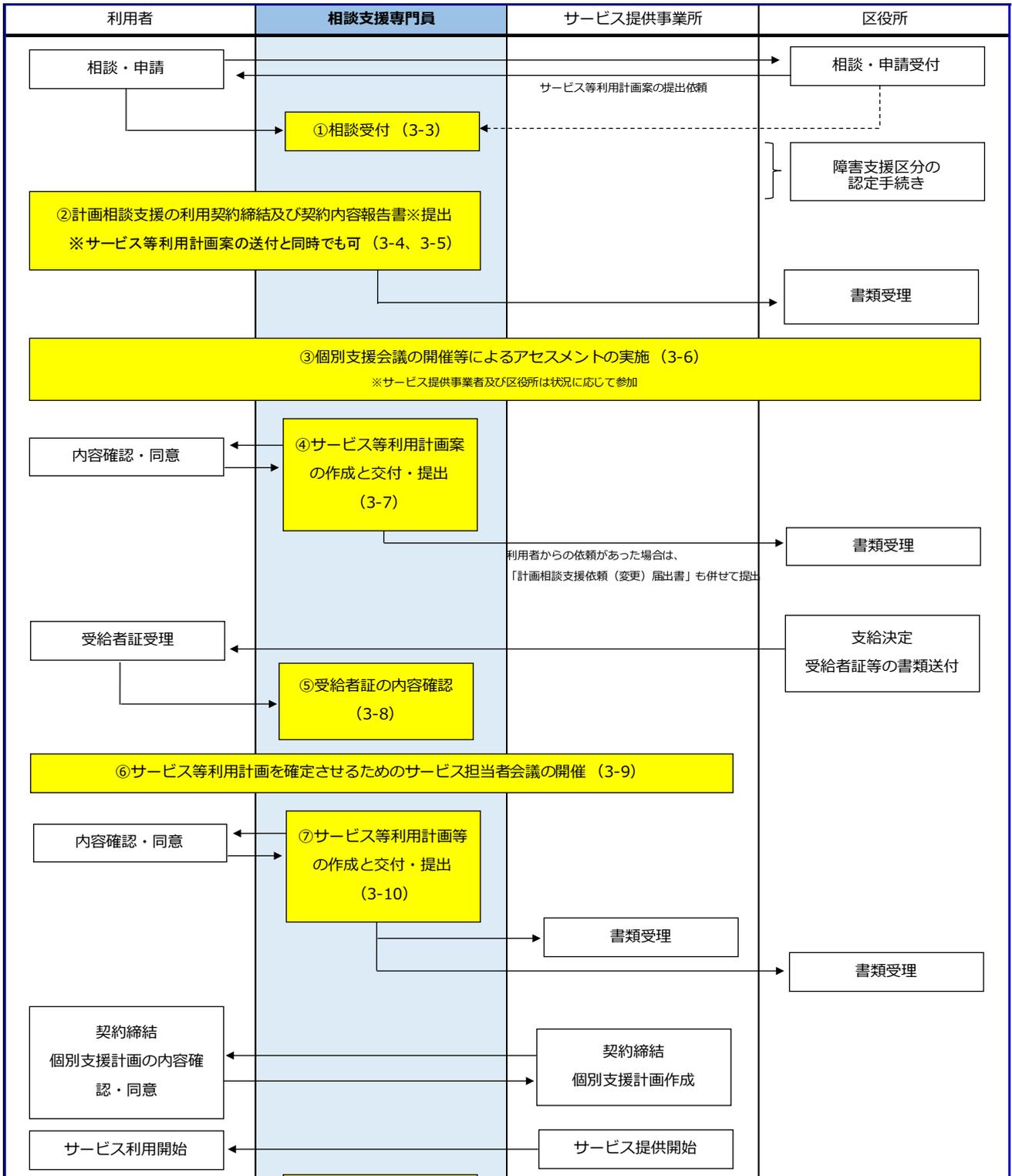
相談支援プロセスに基づく計画相談支援の位置イメージ図

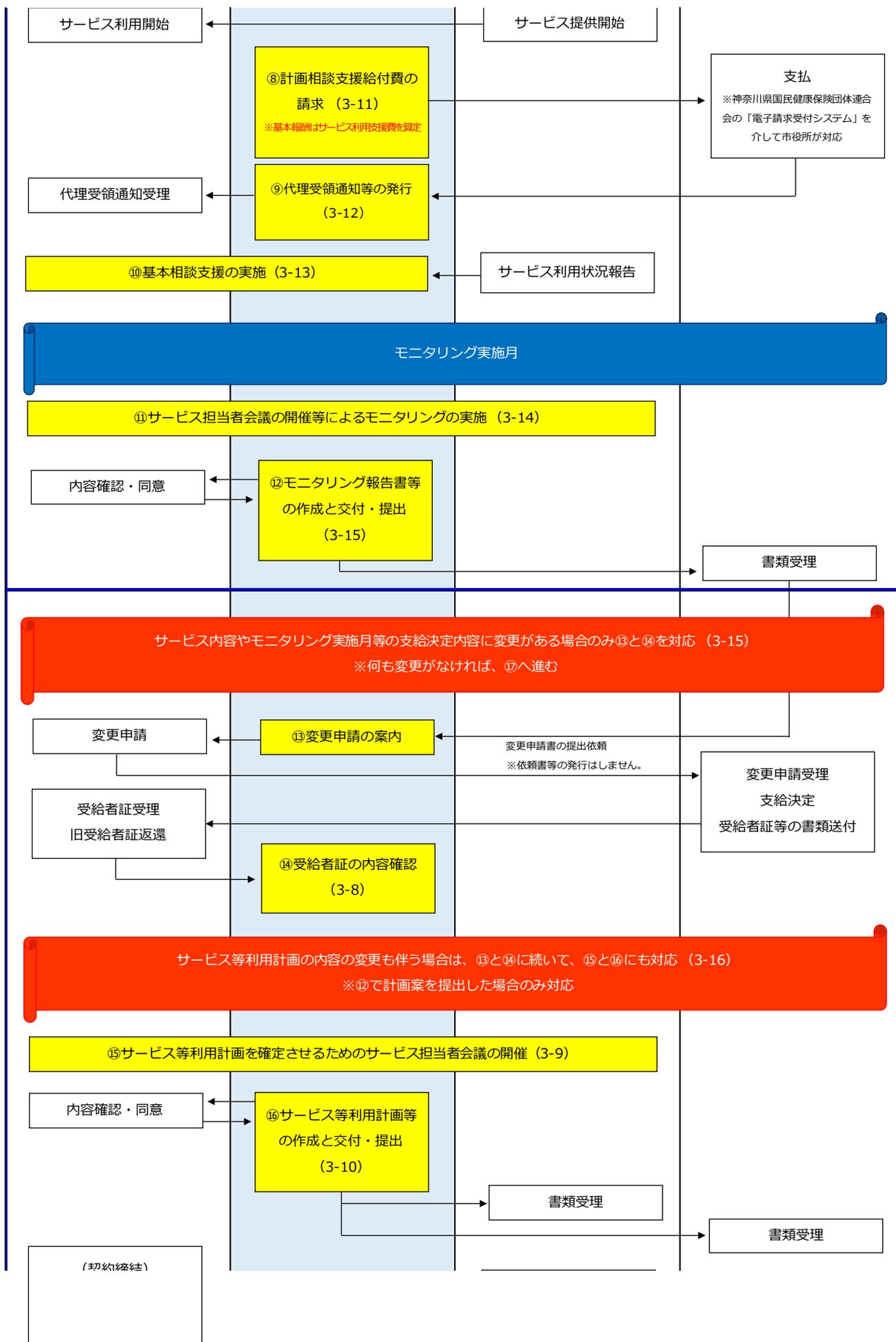


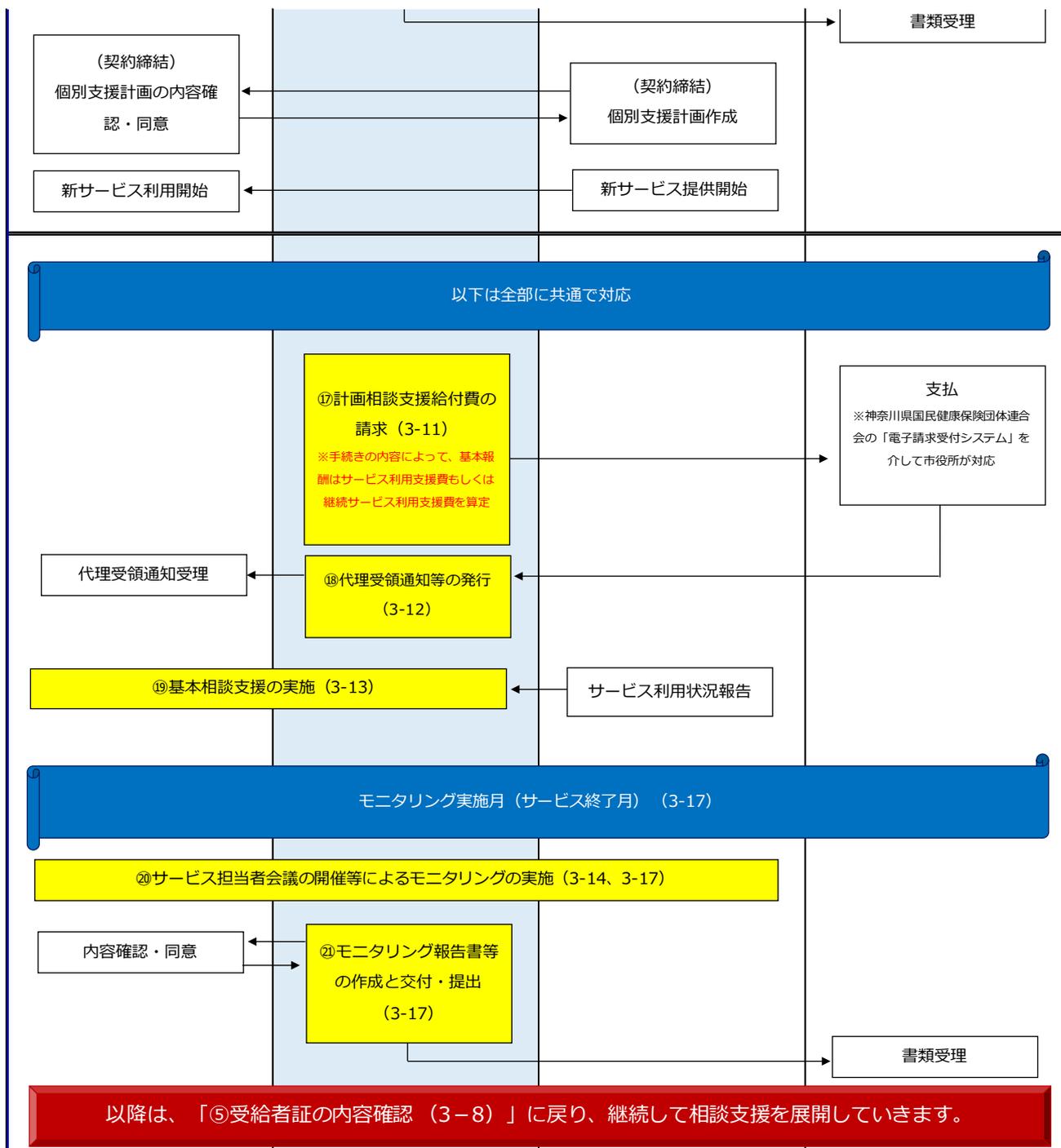
3-2 相談支援プロセスの詳細

■相談支援プロセスの随所に活動ポイントがたくさん

下記のフローで示している通り、相談支援プロセスの随所に活動のポイントがあります。各ステージで押さえておくべきことを次節で説明します。なお、後半のステージについては、前半のステージと重複するため、記載を省略しています。







3-3 相談受付

■ 相談支援は相談受付時点から開始！

- ・ 区役所に障害福祉サービス等の利用を申請した場合、区役所は申請者に「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書」を交付し、サービス等利用計画案の提出を求めます。それを受けて、申請者は指定特定相談支援事業者にサービス等利用計画案の作成を依頼することになります。
- ・ 区役所への申請後に指定特定相談支援事業者を探すことが基本ですが、場合によっては、区役所への相談前に相談支援専門員につながり、サービス利用に限らない生活の相談をする人もいます。そのような場合も含め、相談支援専門員は相談者の状況を確認し、希望や課題等を整理すると共に、利用できるサービスなどの情報提供を行います。
- ・ 相談支援専門員は、相談を受け付けた時点から相談支援が始まっていることを自覚し、相談者のニーズに則した適切な支援を行えるように、丁寧に話を聴きます。

補足 | 支給資格の確認 ※基準第9条、解釈通知第二の2(5)

- ・ 指定特定相談支援事業者は、現に支給決定又は地域相談支援給付決定を受けている相談者から計画相談支援の提供を求められた場合は、相談者の提示する受給者証又は地域相談支援受給者証によって、計画相談支援の支給対象者であることを確認するとともに、サービス等利用計画の作成やモニタリングの実施に当たり必要な事項を確かめなければなりません。
- ・ また、支給決定又は地域相談支援給付決定を受けていない相談者について、サービス等利用計画案を作成するときは、当該相談者等の提示する市町村が通知した「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書」によって、市町村からサービス等利用計画案の提出の依頼を受けた者であることを確かめます。

補足 | 支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助 ※基準第10条、解釈通知第二の2(6)

指定特定相談支援事業者は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う支給決定の申請について、必要な援助を行わなければなりません。

補足 | 事業者の責務 ※基準第17条、解釈通知第二の2(14)

指定特定相談支援事業者は、計画相談支援を受けている対象者等が偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければなりません。

3-4 利用契約締結 ※基準第5条、解釈通知第二の2(1)

■ 契約書、重要事項説明書、個人情報同意書等の交付

計画相談支援を利用する場合、利用者に対して、当該事業の契約書及び重要事項説明書等の内容説明を行い、利用者の同意を得た後に契約を交わします。

補足 | 基本的留意点 ※基準第15条第1項第3号、解釈通知第二の2(11)②

指定計画相談支援は、利用者等の主体的な参加及び自らの課題の解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要です。このためには、指定計画相談支援について利用者等の十分な理解が求められるものであり、相談支援専門員は、指定計画相談支援を懇切丁寧に行うことを旨とし、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うことが肝要です。また、必要に応じて、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行います。

補足 | 内容及び手続の説明及び同意 ※基準第5条、解釈通知第二の2(1)

- 指定特定相談支援事業者は、利用者に対し適切な計画相談支援を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定特定相談支援事業所の運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から計画相談支援の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければなりません。
- なお、利用者との間で計画相談支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、以下の内容を記載した記載した書面を交付しなければなりません。
 - ①当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地、
 - ②当該事業の経営者が提供する計画相談支援の内容、
 - ③当該計画相談支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項、
 - ④計画相談支援の提供開始年月日、
 - ⑤計画相談支援に係る苦情を受け付けるための窓口

補足 | 重要事項説明書に記載すべき事項

重要事項説明書には、運営規定の概要その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載します。なお、重要事項説明書の内容と運営規程の内容に齟齬がないように注意してください。

- ① 法人、事業所の概要（法人名、事業所名、事業所番号、併設サービス等）
- ② 営業日、営業時間、サービス提供日、サービス提供時間
- ③ サービスの内容、利用料その他の費用の額
- ④ 従業員の勤務体制（従業員の職種、員数及び職務の内容）
- ⑤ 通常の事業の実施地域
- ⑥ 緊急時等における対応方法
- ⑦ 苦情処理の体制（事業所担当、市、区などの相談・苦情の窓口も記載）
- ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑨ その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（従業員の研修機会の確保、衛生管理、秘密の保持、事故発生時の対応等）

■ 区役所に契約内容報告書を提出

特定相談支援事業者は、計画相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を「計画相談支援・障害児相談支援契約内容報告書」に記載し、区役所に報告しなければなりません。なお、この報告書の提出は、サービス等利用計画案の送付時に同封していただいて構いません。様式は横浜市のホームページに掲載しています。

利用者より、「計画相談支援依頼（変更）届出書」の提出を依頼された場合は、「契約内容報告書」と併せて区役所に提出します。なお、「計画相談支援依頼（変更）届出書」は、利用者に対して区役所から発行されます。

契約を変更または終了した際にも、区役所へ「契約内容報告書」の提出をお願いします。

■ 利用者の意思決定の支援への配慮

サービス等利用計画作成にあたっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援の配慮しつつ、利用者の希望等を踏まえて作成することを基本とします。

その際、「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて」（平成29年3月31日付け障発0331第15号。以下「意思決定支援ガイドライン」という。）を踏まえて、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、意思決定支援ガイドラインに掲げる次の基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮します。

- ア 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。
- イ 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。
- ウ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。

なお、相談支援専門員については、利用者の意思決定支援を適切に行うため、都道府県が実施する相談支援専門員を対象にした専門コース別研修の意思決定支援コースを受講することが望ましいとされています。

Q&A コーナー | 意思決定の支援の定義

Q 指定基準において、「自己決定の尊重」と「意思決定の支援の配慮」とそれぞれ規定されているが、これはそれぞれどのように違うのか。(国QA(R6)問83)

A 利用者本人が自己決定ができる場合は、その決定を尊重することが支援の原則である。一方、自ら意思を決定することに困難を抱える利用者については、「障害福祉35サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえて、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとしている。

3-7 個別支援会議の開催等によるアセスメントの実施

※基準第15条第2項第5・6・7号、解釈通知第二の2(11)⑦・⑧・⑨

■本人の希望する生活の実現に向けて、まずは丁寧なアセスメントから始める

- ・ 相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たって、利用者が居所において日頃生活している様子や生活環境等を実地で確認することが必要です。そのため、必ず利用者の居宅、障害者支援施設等、精神科病院（現に日々の生活拠点としている場所）を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければなりません。
- ・ この場面において、利用者やその家族との間の信頼関係や協働関係の構築が重要であり、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければなりません。このため、相談支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要です。
- ・ 本市では、利用者のニーズに基づくサービス等利用計画案を作成するため、個別支援会議の開催を推奨しており、新規で計画相談支援を利用する場合には開催を必須としています。個別支援会議の開催形態は定めていませんが、利用者及びその家族とともに、今まで関わっていた関係者等を集め、利用者や家族の希望、これまでの生活状況等の必要な情報を収集し、アセスメントを実施します。
- ・ 相談支援において、「アセスメントは命」と言われるぐらいに、その後の支援を左右するものです。なぜなら、アセスメントは、利用者本人の夢や希望する生活を明確にし、その実現に向けて必要なことを確認していくプロセスであり、支援の軸となる部分だからです。アセスメントは、相談を受けた時点から始まっているものですが、改めて利用者の全体像を把握できるように、個別支援会議を開催するなどして、丁寧に実施しましょう。

補足 | アセスメントの実施 ※基準第15条第2項第5号、解釈通知第二の2(11)⑦

- ・ サービス等利用計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要です。このため、相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たって、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(アセスメント)を行わなければなりません。なお、当該アセスメントは、相談支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、その者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければなりません。
- ・ 必要に応じ、自らが行うアセスメントに加え、専門機関が行うアセスメントや障害支援区分認定における医師意見書等を本人同意のもと活用することも重要です。
- ・ アセスメントの記録は、5年間保存しなければなりません。

補足 | 適切な意思決定支援の実施 ※基準第 15 条第 2 項第 6 号、解釈通知第二の 2 (11) ⑧

- ・ 相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思 決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければなりません。

補足 | 身分を証する書類の携行 ※基準第 11 条、解釈通知第二の 2 (7)

- ・ 利用者等が安心して計画相談支援の提供を受けられるよう、相談支援専門員は身分を明らかにする証書や名札等を携行し、初回訪問時及び利用者等から求められたときは、これを提示しなければなりません。
- ・ この証書等には、当該指定特定相談支援事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。

Q&A コーナー | 個別支援会議の開催方法

- Q 個別支援会議の開催について、サービス管理責任者及び本人が参加する会議と、サービス管理責任者及び事業所職員が参加する会議を別々に行うという運用は認められるか。(国 QA(R6)問 81)
- A 本人を含めた各関係者が参加する個別支援会議を行った上で、追加的にサービス管理責任者及び事業所職員が参加する会議を行うことは可能である。

補足 | 基礎調査資料の活用 ※詳細は第4章にて要確認

- ・ 基礎調査資料に記載する情報は、利用者を総合的に理解し、アセスメントするために必要な項目であり、最低限把握しておくべきものです。アセスメントの過程で収集した情報は、基礎調査資料に記載していきます。
- ・ なお、この項目を全て埋めることが大切なのではありません。また、全ての情報を最初から把握することは困難です。不要な情報や利用者との関係構築等から現段階では確認できない部分等については空欄で構いません。その後の支援経過の中で随時追記・修正をしてください。

補足 | 情報提供申込書の活用と留意点 ※5-8も参照

- ・ アセスメントに必要な情報について、区役所に情報提供を依頼することができます。
- ・ しかし、利用者や家族等から直接必要な情報を収集することが基本です。安易に情報提供申込書を使用するのではなく、「なぜその情報を区役所から得ることが必要なのか」という理由を明確にしたうえで、情報提供申込書を活用してください。
- ・ また、情報提供申込書を利用する場合には、利用者から事前に書面による同意を得ていることが必要です。
- ・ 申込の手続きについては、「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載している案内文等を確認してください。

※トップページ>書式ライブラリ>2. 横浜市からのお知らせ>「①横浜市からのお知らせ」>「障害福祉サービス等支給決定等に係る情報の提供について（登録日付：2018年10月2日）」

Q&A コーナー | 障害児におけるアセスメントの考え方

アセスメント

Q 児童福祉法に基づく障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準において、障害児支援利用計画を作成する際の留意点として「相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、必ず障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接して行わなければならない。」と規定されているが、次の場合についてはどうか。(国 QA 問5)

- ① 自宅訪問よりも効果的なアセスメントができる場合や自宅訪問が難しい場合は、事前に行われる面接は、相談支援事業所や日中通っている保育園等で行ってもかまわないか。
- ② 作成時は、上記①の理由で自宅訪問しないことがあっても、モニタリング等を通じていつかは自宅訪問することによいか。

A 障害児支援利用計画は、障害児の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要であることから、生活状況を十分把握する必要がある、その把握については、障害児及びその家族からの聞き取りだけでなく、自宅訪問により生活環境を見ることが重要である。

よって、①～②とも障害児支援利用計画の作成に先立ち自宅訪問が必要である。

3-8 サービス等利用計画案の作成と交付・提出

※基準第6条第2項・15条第2項、解釈通知第二の2(11)③~⑭

■本人を中心としたサービス等利用計画案の作成 ※詳細は第4章にて要確認

- ・ アセスメントの結果を踏まえ、利用者本人を中心としたサービス等利用計画案を作成します。
- ・ 相談支援専門員は、サービス等利用計画が利用者の生活の質に直接的な影響を与える重要なものであることを十分に認識し、サービス等利用計画案を作成しなければなりません。したがって、サービス等利用計画案は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題をまず明らかにした上で、当該地域における障害福祉サービス又は地域相談支援が提供される体制を勘案し、課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討して、作成する必要があります。

■適切なモニタリング実施月の設定（モニタリング設定の基本的考え方）

- ・ サービス等利用計画案には、モニタリング実施月についても記載します。
- ・ モニタリング実施月の設定にあたっては、利用者の状況等に応じ、必要な頻度を柔軟に設定します。なお、本市では、生活の場所や障害像に関わらず、利用者本人と相談支援専門員が良好な関係を築きながら、目標実現に向けた取組や支援を可能とするために、モニタリングは原則として3か月に1回実施することが望ましいものとして推奨しています。さらに、計画相談支援の新規利用時においては、利用者との関係構築の観点から当初3か月は連続でモニタリングを実施することを推奨しています。
- ・ また、本市では、相談支援専門員による相談支援（相談支援プロセスにおけるインターベンション（介入）の部分）の効果の確認及び評価についても、その支援内容がサービス等利用計画に含まれている場合には、モニタリングとして設定することを可能とします。
- ・ サービス等利用計画案には、当初必要とされるモニタリング実施月を提案しますが、利用者の状況はその後変化していく可能性があります。モニタリング実施月でないときであっても、基本相談支援の中で継続的に状況を把握し、適宜必要な支援を行います。その中で、モニタリング実施月の見直しの必要性についても、併せて確認してください。

補足 | モニタリング設定の基準

本市では、利用者との関係性構築・維持等も踏まえ、3か月に1回のモニタリング実施を推奨しています。3か月に1回よりも頻回なモニタリング回数が想定されるのは、関係性の構築に時間を要する人、利用者や環境が不安定で1、2か月のペースで状況の変化が見込まれる人などです。反対に、3か月に1回よりも少ないモニタリング回数が想定されるのは、利用者や相談支援専門員との関係性も構築され、生活やサービスの利用状況も安定しており、大きな変化が見込まれない人です。いずれの場合においても、サービス等利用計画案にその内容や理由が記載されることで、モニタリングの設定が可能です。

【参考】国が示すモニタリング実施標準期間

施行規則第6条の16に規定するモニタリングの実施標準期間

対象者		期間
新規サービス利用者		1か月毎 ※利用開始から3か月のみ
在宅の障害福祉サービス	集中的に支援が必要な者	1か月毎
	就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助	3か月毎
	居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練	3か月毎
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助（日中支援型を除く）、地域移行支援、地域定着支援	6か月毎 ※65歳以上でケアマネを利用していない者は3か月毎
障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援		6か月毎

実施標準期間は、相談支援事業者としての必要な関わりの標準的な頻度について示したものですが、利用者の心身の状況や生活環境等により丁寧な関わりが必要と判断すべき状況にある利用者については、実施標準期間より高い頻度のモニタリング期間を提案することとします。その上で、当該達成時期にはモニタリングの実施によりサービス等利用計画及び各指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援の評価を行い得るようにすることが重要です。

補足 | サービス等利用計画案へのモニタリング設定理由の記載

サービス等利用計画には原則、【その他留意事項】にモニタリング設定理由の記載が必要です。ただし、本市が、推奨する計画相談支援の新規利用時における当初3か月の毎月モニタリング設定時並びに3か月に1回のモニタリングの設定においては、モニタリング設定理由の記載を省略できるものとして整理します。

平成30年4月改訂版

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案（ 本案を確定させた計画とする）

※該当する場合には□に✓を入れ「実」を二重線で消す

受給者証番号	利用者氏名(児童氏名)	障害支援区分	保護者(児童)または後見人	本人との続柄				
利用者負担上限額	相談支援事業者名	電話番号	計画作成担当者					
計画案作成日 <small>※相談日又は同意書名日を記載</small>	年 月 日	モニタリング実施月 <small>※実施月に○</small>	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12	利用者同意署名欄				
利用者及びその家族の生活に対する意向 <small>(希望する生活)</small>	<div style="border: 2px solid yellow; padding: 10px; border-radius: 15px; display: inline-block;"> <p>上記以外の頻度でモニタリングを設定する場合は、サービス等利用計画案の【その他留意事項】に設定理由を必ず記載してください。</p> </div>							
総合的な援助の方針(本人がめざす生活に沿った支援の方針)								
長期目標 <small>(半年～1年後の状態)</small> 短期目標 <small>(3か月後の状態)</small>								
優先順位	解決すべき課題 <small>めざす生活を実現するための本人のニーズ「～したい」</small>	支援目標 <small>(達成目標「～する」)</small>	達成時期	課題解決のための関係者の役割(福祉サービス等) 種類・内容・量・頻度・時間	提供事業者名 <small>(担当者名・電話)</small>	課題解決のための本人の役割	評価時期 <small>(モニタリング実施月)</small>	その他留意事項及び評価時期の設定理由

補足 | 計画相談支援の支給決定期間

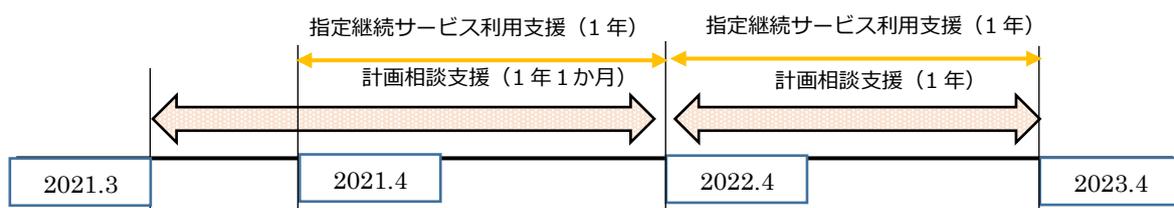
計画相談支援全体の支給決定期間

- 通常、「サービスの申請→相談支援専門員による個別支援会議の開催→サービス等利用計画案の作成・交付・提出→サービスの支給決定→サービス等利用計画の作成・交付・提出→サービスの利用開始」という流れになります。そのため、計画相談支援はサービス利用開始日よりもひと月前を目安に決定されることが必要であり、本市では新規の計画相談支援の決定の際には原則前月1日づつで決定しています。なお、計画相談支援を更新する場合は、利用するサービスの支給決定期間開始日が更新後の計画相談支援の開始日になります。
- 計画相談支援の終了月は、障害福祉サービスの支給決定または地域相談支援給付決定の有効期間のうち最長の有効期間の終了月に合わせて設定します。(事務処理要領第3 III 1 (2))

指定継続サービス利用支援（モニタリング）の支給決定期間

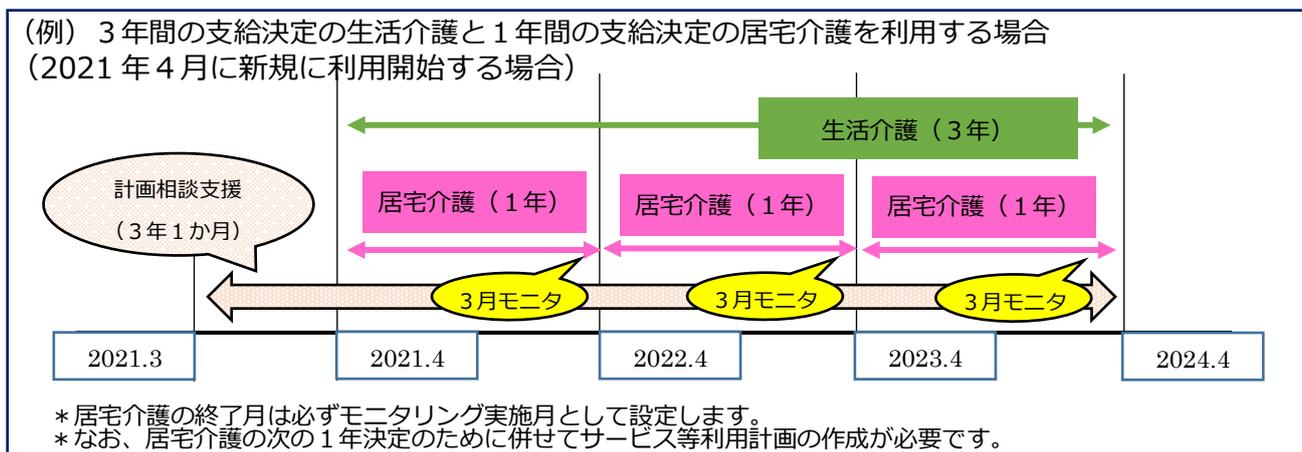
計画相談支援の支給開始月の翌月から支給決定終了月までの期間で決定します。このうち、モニタリングを実施する月は、確定させた形で実施月として決定され、その月にモニタリングを実施します。

【支給決定例（1年決定のサービス利用で、新規及び更新時）】



■モニタリング設定上の留意点

- ・ モニタリングは対象者に合わせて柔軟に設定できますが、【毎月】のモニタリング設定の場合には、全てのサービスで最長1年以内での支給決定期間となります。(事務処理要領第3Ⅲ2(2))。
- ・ 福祉サービスで1年更新のものと3年更新のサービスを併用している場合には、1年更新のサービスの終了月を必ずモニタリング実施月として設定する必要があります(地域生活支援事業は対象外)。



■利用者のサービス選択に係る支援 ※基準第15条第2項第4号、解釈通知第二の2(11)⑥

- ・ サービス等利用計画案に位置付ける障害福祉サービス等の選択は、利用者等が行うことが基本であり、当該計画案は利用者の希望を尊重して作成されなければなりません。
- ・ このため、相談支援専門員は、利用者が居住する地域のサービス提供事業所等に関するサービスの内容や利用料等の情報を適正に利用者等に対して提供すること、また実際の見学等により、利用者がサービスを選択できるように支援することが必要です。
- ・ 特定のサービス提供事業所に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者等の選択を求めることなく同一の事業主体の福祉サービスのみによるサービス等利用計画案を最初から提示することがあってはなりません。また、日中サービス支援型指定共同生活援助については、当該事業者と指定特定相談支援事業者は別であることが望ましいとされています(解釈通知第二の2(11)⑫)。

■短期入所のサービス等利用計画案への位置付け ※基準第15条第2項第9号、解釈通知第二の2(11)⑪

- ・ 利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所の年間利用日数を1年の半分(180日以内)を目安にすることが計画相談支援の指定基準として位置づけられています。
- ・ 短期入所は、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持のために利用されるものです。相談支援専門員は、短期入所を位置付けるサービス等利用計画案の作成に当たって、利用者にとって短期入所が在宅生活の維持につながるよう十分に留意しなければなりません。

- 年間利用日数（180日）については、サービス等利用計画案の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持のための必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、年間180日以内であるかについて機械的な適用を求めるものではありません。利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、この目安を越えて短期入所の利用が特に必要と認められる場合においては、自治体の判断に応じて、例外的にこれを上回る日数の短期入所をサービス等利用計画案に位置付けることも可能です。そのような場合には、事前に区役所に相談してください。

■利用者への説明・同意・交付 ※基準第15条第2項第10・11号,解釈通知第二の2(11)⑬・⑭

- 作成されたサービス等利用計画案は、その内容について利用者等に説明を行った上で、文書によって利用者等の同意を得ることが必要です。このことにより、利用者等によるサービスの選択やサービス内容等への利用者等の意向の反映の機会を保障します。また、相談支援員がサービス等利用計画案の原案の作成までの業務を担う場合には、提供する相談支援の連続性や利用者との関係性の醸成の観点から、担当する相談支援専門員又は主任相談支援専門員の指導の下、当該相談支援員が利用者への説明に同席することが望ましいです。
- 利用者から同意署名を得たサービス等利用計画案については、その写しを遅延なく利用者等に交付しなければなりません。なお、署名は利用者本人による自筆が原則です（18歳未満の場合には保護者が保護者の氏名で署名）。自筆が難しい場合には、利用者本人の氏名を代筆の上で、代筆者の氏名と続柄や関係性、代筆理由を記載します。（5年間保存）

補足 | 各サービスの支給決定の有効期間

サービスの種類		支給量の単位	支給決定の有効期間	
			最短	最長
介護 給付	居宅介護※、重度訪問介護、同行援護、行動援護	時間(30分単位)/月	1か月	1年
	重度障害者等包括支援	単位/月		
	短期入所	日/月		
	療養介護、生活介護、施設入所支援	日/月		
訓練等 給付	共同生活援助、就労継続支援A型	日/月		3年
	就労継続支援B型	日/月		50歳未満1年 50歳以上3年
	就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、宿泊型自立訓練	日/月		
地域 生活 支援 事業	移動支援	時間(30分単位)/月		1年
	日中一時支援、訪問入浴・施設入浴サービス	回/月		
	地域活動支援センター(デイ型)	日/月		
地域 生活 支援 事業	地域移行支援	日/月	6か月	
	地域定着支援		1年	

※通院等乗降介助の支給量の単位は、「回/月」

■ **区役所への提出** ※別紙の「訪問・計画等交付・サービス担当者会議等実施確認表」使用

- ・ 利用者からの同意署名を得た後、速やかに下記の書類を区役所に提出します。
- ・ なお、その時点で利用者が「計画相談支援依頼（変更）届出書」を区役所に提出していない場合には、利用者への確認及び同意を得たうえで、サービス等利用計画案等と併せて区役所に提出します。

区役所への提出書類

- ① 基礎調査資料 1～4（写し）
- ② 様式 1-1 サービス等利用計画案（原本）
- ③ 様式 1-2 サービス等利用計画案（週間計画表）（原本）
- ④ 【居宅介護等を利用する場合】居宅介護等利用計画表（原本）
- ⑤ 【移動支援等を利用する場合】移動支援等利用計画表（原本）

※利用者には、②及び③の写しを渡します。その他の書類は利用者からの希望に応じて渡します。
 ※提出時期：サービスの利用希望開始月の前月20日までに全ての書類の提出が必要です。

補足 | 区役所への書類提出時期

- ① サービス等利用計画案：サービスの利用希望開始月の前月 20 日まで
 （区役所閉庁日はその前の開庁日まで）
- ② 確定させたサービス等利用計画：支給決定を受けてサービス担当者会議を開催した後
 （目安としてはサービス利用が始まって半月以内）
- ③ モニタリング報告書：モニタリング実施月中
 ※更新月の場合には、モニタリング実施月の 20 日まで（区役所閉庁日はその前の開庁日まで）

補足 | 訪問・計画等交付・サービス担当者会議等実施確認表

対応状況を把握するために、本表を利用者ごとに作成し、適宜記入してください。

※区役所等に提出するものではありません。事業所での報酬算定に関する対応状況の管理記録として柔軟に活用してください。

訪問・計画等交付・サービス担当者会議等実施確認表

利用者名	支給者番号	担当相談支援専門員
サービス開始年月 利用サービス		
支給期間		モニタリング実施予定
1 新規・更新・変更	年 月 日～ 年 月 日	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12
2 更新・変更	年 月 日～ 年 月 日	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12
3 更新・変更	年 月 日～ 年 月 日	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12
4 更新・変更	年 月 日～ 年 月 日	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12
5 更新・変更	年 月 日～ 年 月 日	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12

※該当する項目に記載してください。

年	訪問日	利用者への計画等の説明・同意・交付日	区役所への計画等の提出	サービス事業所への計画交付	サービス担当者会議の開催日	加算算定に係る実施日と実施内容	その他特記事項等
記入例	3月14日	3月20日	済・未	済・未	3月16日	(月 日)	確定させたサービス等利用計画の対応
年	月 日	月 日	済・未	済・未	月 日	(月 日)	
年	月 日	月 日	済・未	済・未	月 日	(月 日)	

3-9 受給者証の内容確認 ※基準第9条、解釈通知第二の2（5）

■支給決定の内容の確認

- ・ 受給者証は区役所から利用者あてに郵送されます。
- ・ 相談支援専門員は、受給者証に印字してある事業所の名称、サービス内容及び支給量、計画相談支援の支給決定期間、モニタリング実施月を必ず確認し、記録します。（必要に応じて写しを保管。）

3-10 サービス等利用計画を確定させるためのサービス担当者会議の開催

※基準第 15 条第 2 項第 12 号、解釈通知第二の 2 (11) ⑮

■ 全員で役割と全体の方向性を確認

- 支給決定を受けて、サービス等利用計画案を具体的な計画にしていきます。
- そのために、サービス提供事業所等との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、利用者の望む生活やサービスへの希望等を改めて参加者全員で共有した上で当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求めなければなりません。併せて、利用者の意向の再確認やサービス提供事業所による支援内容の確認を行います。
- 会議等の記録は、5 年間保存しなければなりません。
- サービス担当者会議については、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができます。

補足 | サービス担当者会議の出席者

- サービス担当者会議については、原則として利用者等が同席した上で行わなければならない。ただし、例えば当該利用者の病状により、会議への同席自体が極めて困難な場合等、やむを得ない場合については、例外的にテレビ電話装置（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）の活用等、同席以外の方法により希望する生活及びサービスに対する意向等を改めて確認することで差し支えない。
- 様々な専門的見地からの意見等を踏まえてサービス等利用計画を作成するため、サービス担当者会議には担当者のみならず、必要な本人の生活に関係する者や支援関係者が参加するよう、調整に努めること。
- また、相談支援員がサービス等利用計画案の原案の作成までの業務を担う場合には、提供する相談支援の連続性や利用者との関係性の醸成の観点から、担当する相談支援専門員又は主任相談支援専門員の指導の下、当該相談支援員がサービス担当者会議に出席することが望ましい。

補足 | サービス提供事業者等の協力サービス等利用計画と個別支援計画の関係

指定障害福祉サービス基準第12条、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第172号。)第10条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第27号。)第8条において、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等及び指定一般相談支援事業者は、市町村又は一般相談支援事業を行う者又は特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に協力しなければならない旨の規定を置いています。

Q&A コーナー | サービス担当者会議、個別支援会議への本人参加

- Q サービス担当者会議、個別支援会議については、原則として利用者等が同席した上で行わなければならないものであるが、本人参加ができないやむを得ない場合については、具体的にどのようなものが考えられるか。(国 QA(R6)問 80)
- A 当該会議への本人参加を求める趣旨としては、本人の支援を検討するにあたっては、本人が希望する生活及びサービスに対する意向等を改めて確認することが重要であるためであり、仮に本人による発言が困難な状態である場合であっても、本人の状態を直接確認することで、意思と選好の推定を行うべきものである。そのため、本人の参加ができないやむを得ない場合については、本人の病状が悪化しており、面会謝絶の状態にある、本人の参加を求めることで、本人の状態が悪化することが見込まれる等、限定的な場合を想定している。

3-11 サービス等利用計画等の作成と交付・提出

※基準第 15 条第 2 項第 13・14 号、解釈通知第二の 2 (11) ⑩・⑪

■ 計画を確定させる

- ・ サービス担当者会議の結果を踏まえてサービス等利用計画を確定させます。
- ・ 確定させた計画について、利用者等に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければなりません。

■ 利用者、サービス提供事業所への説明・同意・交付

※別紙の「訪問・計画等交付・サービス担当者会議等実施確認表」使用

- ・ 利用者からの同意署名を得て確定できたサービス等利用計画については、利用者及びサービス提供事業所に写しを遅延なく交付しなければなりません。(5年間保存)
- ・ 相談支援専門員は、サービス提供事業所に対してサービス等利用計画を交付する際に、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、共有、連携を図った上で、サービス提供事業所が自ら提供する福祉サービス等の当該計画における位置付けを理解できるように配慮することが必要です。
- ・ なお、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等及び指定一般相談支援事業者は、指定特定相談支援事業者に対し個別支援計画を交付しなければならないこととしており、福祉サービス等の提供事業所と相互に計画書及びモニタリング結果を交換すること並びに相互の会議に出席する等により連携を一層促進することが重要です。

■ 区役所への提出 ※別紙の「訪問・計画等交付・サービス担当者会議等実施確認表」使用

- ・ 利用者からの同意署名を得て確定させたサービス等利用計画については、区役所にもその写しを提出します。
- ・ ただし、サービス等利用計画案から変更がない場合には、その旨を区役所に電話等により報告することで、提出することを省略することが可能です。この場合は、区役所に連絡した日にちを記録に残してください。

区役所への提出書類 ※計画案から変更がない場合には省略可能

- ① 様式 2-1 サービス等利用計画 (写し)
- ② 様式 2-2 サービス等利用計画 (週間計画表) (写し)

※提出時期：支給決定を受けてサービス担当者会議を開催した後
(目安としてはサービス利用が始まって半月以内)

補足 | サービス等利用計画と個別支援計画の関係

サービス等利用計画とは、人生の設計図となるものであり、本人の夢や希望を大切にします。一方、個別支援計画とは、夢や希望を実現するためのサービス等を具体的にどのように提供するのかを示した道標になるものです。サービス等利用計画は、引いて全体を見渡す「鳥の目」、個別支援計画は近くで丁寧にきめ細かくみる「虫の目」が必要です。

※社会福祉法人南高愛隣会東京事務所（2013）『障がい者地域生活支援計画サポートブック』社会福祉法人南高愛隣会より引用

Q&A コーナー | 個別支援計画の作成・共有

- Q ① サービス利用開始当初の個別支援計画の作成については、どのようなタイミングで行われるべきか。（国 QA(R6) 問 82）
- ② 個別支援計画については、利用者等及び指定計画（障害児）相談支援事業所に交付することとされているが、どのようなタイミングで行われるべきか。
- ③ 利用者がセルフプランの場合、個別支援計画の共有については、どのように対応すべきか。
- A ① 障害福祉サービス等は個別支援計画に基づいてサービスを提供する必要があり、契約締結後、遅滞なく個別支援計画を作成する必要がある。また、サービス提供場面等でのアセスメントを基にする必要があることから、当初の個別支援計画は契約締結後 1 か月以内に作成することを基本とする。
- ② 個別支援計画を作成、見直し（見直しの結果、変更がない場合も含む。）した後、速やかに利用者等及び相談支援事業所に交付すべきである。
- ③ セルフプランで、利用者に担当の相談支援事業所がない場合は、相談支援事業所に個別支援計画を交付しないことをもって指定基準に違反するものではない。

3-12 計画相談支援給付費の請求

■ 神奈川県国民健康保険団体連合会が管理する電子請求受付システムで対応

※報酬算定の考え方は第5章にて要確認

3-6～10の対応が全て完了した後に、インターネット上の「電子請求受付システム」を通じて行います。請求期間は、毎月1～10日です。支払日は、請求月の翌月15日です。

例えば、令和4年5月にサービス等利用計画を作成した場合は、5月サービス提供分として、令和4年6月に請求を行います。ただし、サービス等利用計画を確定させてから請求作業を行います。確定したのが、6月の請求期間を過ぎていた場合は、7月に5月サービス提供分として遡って請求を行います。

補足 | モニタリングと計画作成を同月に両方実施した場合の請求

原則として、同一月に計画作成とモニタリングの両方を実施した場合であっても、両方の請求をすることはできません。計画作成費のみの請求になります。※詳細は、「5-21 報酬基準」にて要確認。

補足 | 18歳の誕生日を迎えた翌月の対応

18歳の誕生日を迎えた翌月から新しい受給者証が発行されますが、誕生日を迎えた翌月分以降の報酬については、新しい受給者証に印字されている新しい受給者証番号で請求することが必要です。ただし、児童福祉法のサービスを引き続き利用する場合で障害児相談支援も支給決定されている場合は障害児相談支援で請求を行います。

補足 | 請求の取り下げ

請求後、支払われたものを取り下げる場合には、横浜市電子申請システムを通じて申請します。初回申請時に申請者IDを取得し、各月最終開庁日前日までに電子申請フォームより過誤申立の申請を行ってください。計画相談支援の過誤申立は【全国システム】フォームを使用してください。

※詳細は、横浜市ホームページに掲載されています。

横浜市トップページ>「暮らし・総合」>電子申請>「過誤申立」で検索

補足 | 請求に関する問い合わせ

- 請求システムや請求方法等に関する問合せは、神奈川県国民健康保険団体連合会
電話番号：045-329-3416
- 請求エラーが出た場合で、請求情報を再確認してもなお原因が分からない場合の問合せは、横浜市健康福祉局障害施策推進課 電話番号：045-671-4133

3-13 代理受領通知等の発行 ※基準第 14 条、解釈通知第二の 2 (10)

■利用者への通知と交付

- ・ 指定特定相談支援事業者は、法定代理受領により計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合には、利用者に対し、当該利用者に係る計画相談支援給付費の額を通知しなければなりません。
- ・ 指定特定相談支援事業者は、法定代理受領を行わない計画相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した計画相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければなりません。

補足 | 計画相談支援給付費の額等の受領 ※基準第 12 条、解釈通知第二の 2 (8)

法定代理受領を行わない場合

指定特定相談支援事業者は、法定代理受領を行わない計画相談支援を提供した際は、利用者等から法第 51 条の 17 第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の支払を受けます。

実施地域以外の利用者に対応した場合の交通費の受領

利用者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して計画相談支援を行う場合は、それに要した交通費の額（移動に要する実費）の支払を利用者等から受けることができます。

※指定特定相談支援事業者は、これらの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った利用者等に対し交付しなければなりません。

※指定特定相談支援事業者は、交通費の受領が生じるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用についての説明を行い、利用者等の同意を得なければなりません。

補足 | 代理受領通知への記載内容

様式は定めていませんが、①利用者氏名、②指定特定相談支援事業者名、③サービス提供年月、④サービス内容、⑤受領日、⑥代理受領金額については最低限記載が必要です。

■相談支援のプロセスとして、インターベンション（介入）を実施

- ・ 相談支援専門員は、計画相談支援に留まらず、基本相談支援を含む“相談支援”として、インターベンション（介入）時における役割を果たしていくことが必要です。ここからは、サービス等利用計画に基づき、相談支援専門員自らも利用者等と継続して連絡を取り、サービス等利用計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス等利用計画及びモニタリング期間の変更、各担当者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。また、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨も行います。
- ・ なお、利用者の解決すべき課題の変化は、利用者に直接サービスを提供する各担当者等により把握されることも多いことから、相談支援専門員は、当該各担当者と緊密な連携を図り、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われるよう体制の整備に努めなければなりません。（連絡調整に関する記録は 5 年間保存）

補足 | モニタリング追加の考え方とモニタリング追加依頼書の取扱

- ・ モニタリング実施月以外にモニタリングが必要となった場合には、モニタリング追加依頼書で手続きを行います。ただし、緊急対応等による、当月内のモニタリングの追加は認められません。日ごろの状況等の変化への対応については、基本相談支援の中で対応することが原則です。その中でも、次月以降、追加でモニタリングが必要となる場合は、事前に区役所に連絡した上で、モニタリング追加依頼書を提出します。
- ・ モニタリング追加依頼書の対象となるのは、下記のいずれかのパターンに当てはまる状況が生じた場合のみです。

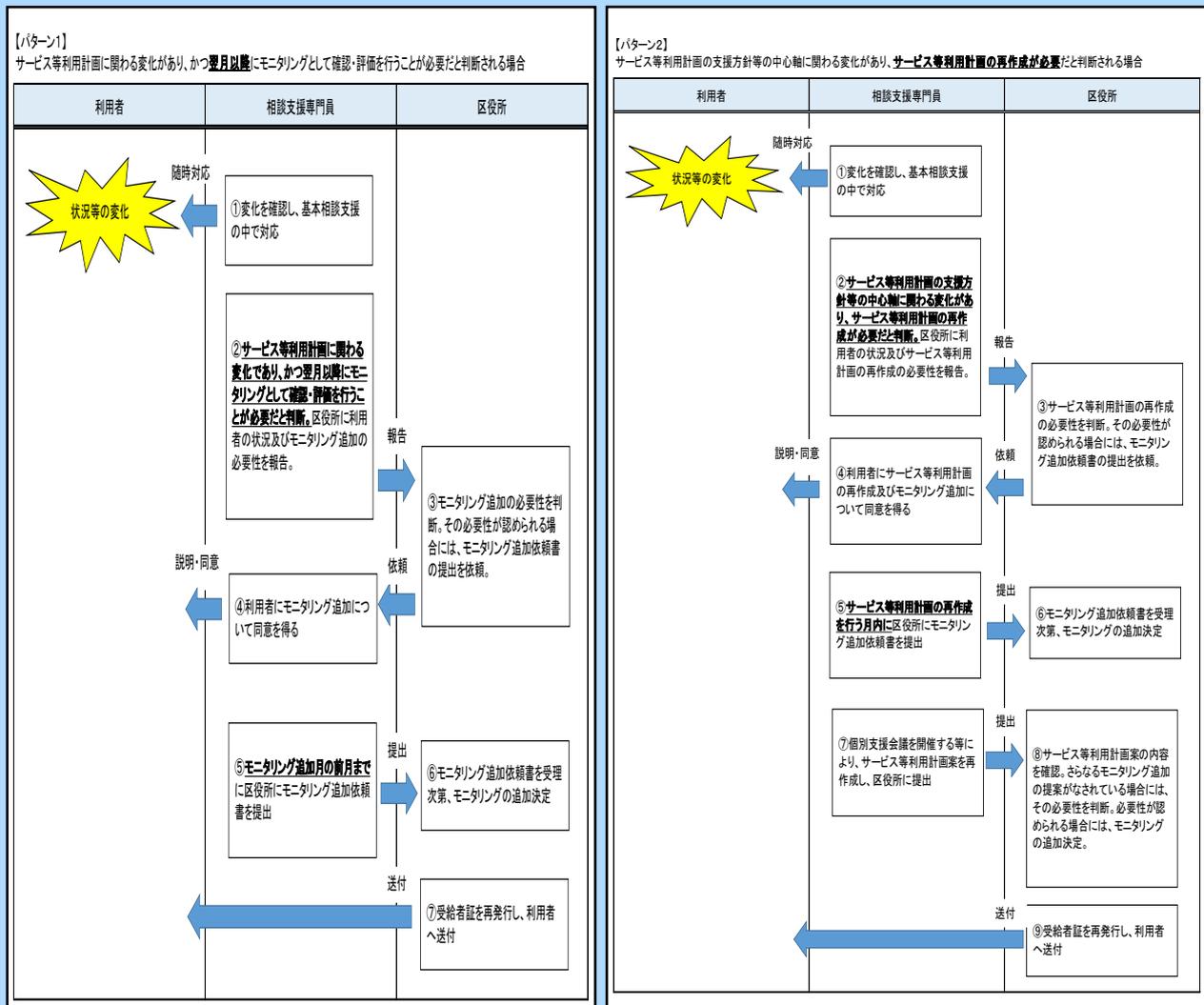
パターン1	サービス等利用計画に関わる変化があり、かつ翌月以降にモニタリングとして確認・評価を行うことが必要だと判断される場合
パターン2	サービス等利用計画の援助の方針等の中心軸に関わる変化があり、サービス等利用計画の再作成が必要だと判断される場合

※サービス等利用計画の中心軸とは、「総合的な援助の方針」「長期目標」「短期目標」が大きく変わる場合に該当します。

※サービス等利用計画の援助の方針等の中心軸に関わる変化ではなく、かつサービス等利用計画にも記載されていなかった新たな「解決すべき課題」に対し、モニタリングとして関わる必要性が生じた場合には、パターン1と同様の対応をとってください。

※モニタリング実施時にモニタリングの追加のみが必要と認められた場合においても、モニタリング追加依頼書の提出が必要です。

※様式は、横浜市ホームページに掲載しています。



3-15 サービス担当者会議の開催等によるモニタリングの実施

※基準第15条第3項第2号、解釈通知第二の2(11)⑬、留意事項通知第四の1の(4)

■ サービス等利用計画に基づく支援状況の確認 ※詳細は第4章にて要確認

- 相談支援専門員は、モニタリング実施月に、利用者の居宅、障害者支援施設や入院先の医療機関等で面接を行い、また必要に応じてサービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画に則した支援が行われているか、新たな希望や課題が生じていないか等を利用者等とともに確認します。そして、必要に応じてサービス等利用計画の変更、サービス提供事業所等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行います。
- 相談支援とは、常に変化する利用者本人や環境等に対応していく動的プロセスです。修正や変更がない完璧なサービス等利用計画はありません。それを前提に、モニタリングでは、利用者や関係者等とともに、そのプロセスを確認していくことで、アセスメントを深め、計画や希望の修正等を行うことができ、本人の希望する生活の実現に向けた支援が可能になります。つまり、モニタリングとは、利用者及び関係者等とともに確認・共有するものであり、電話のみでの聞き取りや本人不在の中での関係者との話し合いなどは、モニタリングとは言えません。
- なお、利用者が不在である等のやむを得ない事由でモニタリング実施月にモニタリングができないことが判明した際には、速やかに区役所に連絡してください。

補足 | モニタリングの視点や効果(一例)

視点	結果を踏まえた対応
利用者本人の役割や、自身の取組が実施されているか	利用者のニーズに合わせたきめ細かい目標設定により、課題解決に向けた利用者自身の取組状況を確認。実施されていない場合は、目標の再設定を行う。
計画に沿ったサービスが提供されているか	計画通りにサービスが提供されていない、または利用者に不利な形でのサービス提供が行われていることが分かった場合は、利用者の立場に立ちながら仲介・調整を行う。
計画に基づいたサービスを提供することで課題はないか (利用者のニーズ解決に向けた内容になっているか)	利用者に新たなニーズが生じていたり、または不必要なサービスが提供されていないかを確認する。必要があれば再度アセスメントを行い、サービス等利用計画を再作成するとともに、より効果的なサービス提供となるよう、サービス提供事業者とサービスの内容や提供方法について再検討する。

補足 | 入院中のモニタリング実施の考え方

- 利用者が入院した場合に、モニタリングを実施するか否かは、サービス等利用計画に基づく確認や評価ができるかどうかで判断します。つまり、入院中によりサービス等利用計画の確認・評価ができないようでしたら、モニタリングは実施できません。その場合には、利用者及び区役所にその旨を報告してください。
- ただし、入院中であっても、基本相談支援の中で支援を継続することが原則です。

モニタリングの実施①

Q アセスメント又はモニタリングに係る訪問については、必ず利用者の居宅、障害者支援施設等、精神科病院（障害児の場合は居宅）を訪問しなければならないこととされているが、利用者の通所先の障害福祉サービス事業所等を訪問して面接を行う場合、アセスメント又はモニタリングとして認められるか。（国 QA 問5）

A 利用者が居所において日頃生活している様子や生活環境等を実地で確認する必要があるため、障害福祉サービス事業所等の一時的な滞在場所のみを訪問して面接を行う場合、適切にアセスメント又はモニタリングが行われたものとは認められない。なお、居宅の訪問による面接に加えて、障害福祉サービス事業所等における面接を行った上でアセスメント又はモニタリングを行うことは問題ないため申し添える。

モニタリングの実施②

Q 障害福祉サービス等の支給決定は受けたものの、実際の障害福祉サービス等の利用がなかった場合でも、モニタリング月に継続サービス利用支援を行うのか。（国 QA 問42）

A 障害福祉サービス等の利用がない場合でも、モニタリング月には継続サービス利用支援を行い、状況を把握した上でサービス内容の変更等が必要かを判断することとなる。

3-16 モニタリング報告書等の作成と交付・提出

※基準第 15 条第 3 項第 2・3 号、解釈通知第二の 2 (11) ⑱・㉔

■モニタリング報告書の作成とサービス等利用計画の見直し

- ・ モニタリングで確認した結果をモニタリング報告書としてまとめます。なお、計画の中心軸(「総合的な援助の方針」「長期目標」「短期目標」)が変わる場合には、**事前に必ず区役所に確認した上で、サービス等利用計画案の再作成を行います。**(5年間保存)
- ・ サービス等利用計画の変更の有無に関わらず、新たに調整等が必要になった場合には、その支援を行うとともに、新たな支給決定もしくは地域相談支援給付決定または変更の決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対して支給決定等に係る申請の勧奨を行います。

■利用者、サービス提供事業所への説明・同意・交付

※別紙の「訪問・計画等交付・サービス担当者会議等実施確認表」使用

- ・ 作成したモニタリング報告書は、利用者からの同意署名を得て、利用者に写しを遅延なく交付しなければなりません。なお、サービス等利用計画案の再作成を行った場合には、計画案も同様に対応します。
- ・ サービス提供事業所等からモニタリング報告書の交付を求められた場合には、利用者の同意を得たうえで、その写しを交付します。

■区役所への提出 ※別紙の「訪問・計画等交付・サービス担当者会議等実施確認表」使用

- ・ 利用者からの同意を得たモニタリング報告書の原本は、区役所に提出します。なお、サービス等利用計画案の再作成を行った場合には、計画案も同様に対応します。

区役所への提出書類

- ① 様式 3-1 モニタリング報告書 (原本)
- ② 様式 3-2 継続サービス等利用計画 (週間計画表) (原本)
※②は変更がある場合のみ対応。なお、④を提出する場合は必要に応じて提出。

【サービス等利用計画の内容に変更がある場合(支援方針などの中心軸が変わる場合)】

※区役所担当者に確認を行った上で下記の対応を実施。

- ③ 様式 1-1 サービス等利用計画案 (原本)
- ④ 様式 1-2 サービス等利用計画案 (週間計画表) (原本)
- ⑤ 【居宅介護等を利用する場合】居宅介護等利用計画表 (原本)
- ⑥ 【移動支援等を利用する場合】移動支援等利用計画表 (原本)

※利用者には、①～④の写しを渡します。

※提出時期：支給決定を受けてサービス担当者会議を開催した後(目安としてはサービス利用が始まって半月以内)

補足 | サービス等利用計画の中心軸の変更と軽微な変更

- サービス等利用計画の中心軸とは、「総合的な援助の方針」「長期目標」「短期目標」が大きく変わる場合に該当します。
- 軽微な変更とは、それ以外の部分です。例えば、サービス提供の曜日、回数・量、サービス内容やサービス提供事業所の変更、達成時期の延長などは軽微な変更であり、サービス等利用計画の再作成は不要です。この場合に、サービス等利用計画を再作成しても、計画作成費の請求はできません。

3-17 モニタリングの結果、サービス等利用計画案を再作成した後の対応

※基準第 15 条第 3 項第 3 号、解釈通知第二の 2 (11) ⑳

■ 受給者証の内容確認

利用者に届いた受給者証にて、支給決定されたサービス内容を確認します。併せて、受給者証の写しを保管します。

■ サービス担当者会議の開催とサービス等利用計画等の作成

- ・ 変更の支給決定を受けた後に、その変更内容を踏まえて、サービス等利用計画案を具体的な計画にしていきます。そのために、改めてサービス担当者会議を開催し、利用者やサービス提供事業所等とともに、今後の方針や役割等を確認し、サービス等利用計画を確定させます。
- ・ 確定させた計画について、利用者等に対して説明し、文書により利用者からの同意を得なければなりません。

■ 利用者、サービス提供事業所への説明・同意・交付

※別紙の「訪問・計画等交付・サービス担当者会議等実施確認表」使用

- ・ 利用者からの同意署名を得て確定できたサービス等利用計画については、利用者及びサービス提供事業所に写しを遅延なく交付しなければなりません。
- ・ 相談支援専門員は、サービス提供事業所に対してサービス等利用計画を交付する際に、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、共有、連携を図った上で、サービス提供事業所が自ら提供する福祉サービス等の位置付けを理解できるように配慮することが必要です。

■ 区役所への提出 ※別紙の「訪問・計画等交付・サービス担当者会議等実施確認表」使用

- ・ 利用者からの同意署名を得て確定させたサービス等利用計画については、区役所にもその写しを提出します。
- ・ ただし、サービス等利用計画案から変更がない場合には、その旨を区役所に電話等により報告することで、提出することを省略することが可能です。この対応をした場合には、区役所に連絡した日にちを記録に残してください。

区役所への提出書類 ※計画案から変更がない場合には省略可能

- ① 様式 2 - 1 サービス等利用計画 (写し)
- ② 様式 2 - 2 サービス等利用計画 (週間計画表) (写し)

※提出時期：支給決定を受けてサービス担当者会議を開催した後
(目安としてはサービス利用が始まって半月以内)

3-18 サービス終了月（更新月）におけるモニタリングの実施

■ サービス等利用計画の見直しとモニタリング報告書の作成

サービス終了月（更新月）におけるモニタリングでは、モニタリング報告書とともに、モニタリングの結果を踏まえた新しいサービス等利用計画案を区役所に提出することが必要です。それにあたって、支援目標の達成度やサービスの更新の必要性などについて、利用者とサービス提供事業所等とともに、サービス担当者会議の場等を活用し、全体の振り返りを行います。

■ 利用者への説明・同意・交付 ※別紙の「訪問・計画等交付・サービス担当者会議等実施確認表」使用

作成したモニタリング報告書及びサービス等利用計画案は、利用者からの同意署名を得て、利用者に写しを遅延なく交付しなければなりません。

■ 区役所への提出 ※別紙の「訪問・計画等交付・サービス担当者会議等実施確認表」使用

利用者からの同意署名を得たモニタリング報告書及びサービス等利用計画案の原本は、区役所に提出します。

区役所への提出書類

- ① 様式 3-1 モニタリング報告書（原本）
- ② 様式 3-2 継続サービス等利用計画（週間計画表）（原本）※必要に応じて提出
- ③ 基礎調査資料 1～4（写し）※必要に応じて提出
- ④ 様式 1-1 サービス等利用計画案（原本）
- ⑤ 様式 1-2 サービス等利用計画案（週間計画表）（原本）
- ⑥ 【居宅介護等を利用する場合】居宅介護等利用計画表（原本）
- ⑦ 【移動支援等を利用する場合】移動等利用計画表（原本）

※利用者には、①、②、④、⑤の写しを渡します。

※提出時期：モニタリング実施月（サービス終了月）の 20 日まで（区役所閉庁日はその前の開庁日まで）

補足 | サービス終了月（更新月）におけるモニタリングの実施期間

- ・ サービス終了月は、更新手続きが必要であるため、モニタリング報告書及びサービス等利用計画案の提出をモニタリング実施月（サービス終了月）の 20 日まで（区役所閉庁日はその前の開庁日まで）とします。
- ・ 提出期限の繰り上げに伴い、サービス終了月のモニタリング時のみ、モニタリング実施月の前月 20 日以降のモニタリングを可能とします。
- ・ 計画相談の利用が終了する場合にも、最後にモニタリングを実施し支援を終結させます。モニタリング実施予定月ではない場合も実施が必要です。（この場合はモニタリング追加依頼書の提出は不要です。）

第4章

サービス等利用計画等の作成ポイント

【本章の目的】

- ★ 各書類の目的及び留意事項等を理解し、相談支援の道具として適切に活用する

4-1 各書類作成にあたっての基本

■各書類は、相談支援の道具（手段）

- ・ 相談支援専門員はソーシャルワーカーとして、障害のある人本人（家族）の希望と意思決定を尊重し、地域での生活を実現・継続を支援するとともに、地域全体を発展・創造し、障害のある人の安心できる生活の向上・実現を促進させること（本人と環境のエンパワメント）が役割です。
- ・ 各書類は、その役割を果たすための相談支援の道具（手段）であり、作成することが目的ではありません。相談支援専門員は、それらの書類を道具（手段）として活用できるようにすることが必要です。

■各書類作成過程も、利用者主体のエンパワメントのプロセスであると自覚する

- ・ 相談支援プロセスは、利用者との共同作業で実施され、全てが本人のエンパワメントの過程です。
- ・ このエンパワメントの達成のために、アセスメント、プランニング、モニタリング等の場面においても、本人の状態・ペースに合わせて、共同作業の濃淡を変えながら、利用者と相談支援専門員が一緒に取り組むことが不可欠です。各書類作成過程も同様です。

■各書類の作成の目的

相談支援専門員が作成する支援に関する各書類には、下記のような目的があります。

- ① 相談支援の過程を点検し、より適切な相談支援を実施する
- ② 他機関・他職種との情報共有を円滑に行う
- ③ 支援者の不在及び変更時であっても、適切な相談支援の継続を保証する
- ④ 利用者との情報を共有し、コミュニケーションを促進する
- ⑤ 公的活動としての適切性を示す
- ⑥ 支援活動の内容と結果（影響・成果）を資料として蓄積する

※副田あけみ・小嶋章吾（2012）『ソーシャルワーク記録－理論と技法』（第1章ソーシャルワーク記録とは何か）誠信書房より引用

■相談支援専門員が作成する支援に関する各書類の種類

- ・ 相談支援専門員が作成する書類は、相談支援プロセスに応じて下記の通り存在します。
- ・ 区役所に提出するものは、下線が引かれている書類のみですが、相談支援の実践にあたっては他の書類も作成されていることが前提です。

相談支援プロセス	作成する書類	記入する内容	ポイント（一例）
インテーク （受理面接）	相談受付票	インテーク面接によって得られた情報（基本的属性や状況等）をまとめる	<ul style="list-style-type: none"> 面接を通して、利用者から言語的・非言語的情報を収集し、利用者のイメージを描くとともに、利用者との関係を作ることが大きな目的になる。 インテークにおけるやり取りを通して、利用者のイメージが描けなくてはならない。
アセスメント （事前評価）	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>基礎調査資料</u> ・ ニーズ整理票 	利用者の生活の様々な側面や環境、ニーズ等を記入し、どのような支援が必要なのかを事前に評価するためにまとめる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集とアセスメントは、表裏一体の関係にある。 ・ 相談支援専門員が把握できている情報を整理し、不足している場合は個別支援会議等により関係者から収集する。 ・ アセスメントでは、国際生活機能分類（ICF）の視点で整理した情報を活用し、主訴（表出されている希望）を基に、その背景にある様々な想いを利用者とともに確認し、利用者の気づきを促しながら、ニーズの整理とめざす生活を共有していく。
プランニング （目標設定・計画作成）	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>サービス等利用計画</u> ・ <u>週間計画表</u> 	アセスメント結果をもとに、長期目標・短期目標からなる支援計画をまとめる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 明らかになったニーズの解決やめざす生活の実現に向けて、取り組む課題と援助の方針等を整理する。 ・ 計画は、利用者と一緒に作成するものであり、まずは利用者のストレングスを軸に、利用者自身ができること（役割）を考え、それを補うために関係者ができることを明らかにし、利用者のエンパワメントを図れる計画を作成する。
インターベンション （介入）	経過記録	支援過程における利用者との相談支援専門員の相互の関わりをまとめる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の変化の有無に関わらず、先述した書類作成の目的を踏まえ、支援の経過を残すことが大切である。
モニタリング （状況確認）	<u>モニタリング報告書</u>	アセスメントやプランニングの項目ごとの変化をまとめる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の達成状況を確認する場面であり、利用者とともに利用者自身の取組の成果や関係者の関わりの効果等を共有することが必要である。 ・ その結果を踏まえて、計画の修正の協議を行い、適宜計画の修正へとつなげていく。
エバリュエーション （事後評価）	評価シート	支援の終結にあたり、支援（過程・効果）全体を振り返り、評価をまとめる	<ul style="list-style-type: none"> ・ エバリュエーションは、最終的な評価であり、ターミネーションとセットで実施される。 ・ 目標達成状況（効果）及び次の見通しを明確にした上で、支援の終結を迎えるにあたっての利用者との合意形成を図ったこと等を記録する。 ・ これらは、経過記録の中でまとめて記載されることもある。
ターミネーション （終結）	終結シート	支援過程全体と終結理由をまとめる	
その他	サービス担当者会議記録等	会議等で共有した情報、検討した結果等をまとめる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人及び関係者がお互いを理解し合い、同じ方向を向いて歩めるように、会議を開催するのと併せて、その記録を残し、欠席者との共有や迷ったときに立ち戻れるものとするのが大切である。

■作成上の留意点

- 前提として、相談支援専門員は、**根拠に基づく実践**をすることが不可欠です。そのために、各書類を整備し、なぜそのような支援を行ったのかという**説明責任**をいつでも果たせるようにすることが求められます。したがって、自らの備忘録としてではなく、ケースファイル等に残す記録（メモ書きや付箋含む）は、**全て公的な文書として扱われる可能性**があり、利用者等から文書の提示を求められた場合は、開示対象となることを意識し、第三者（上司、同僚等の職員間、関係機関等）に理解してもらうことを前提として作成しなければなりません。
- 記録をとること、その活用方法については、利用者の承諾を得ることが不可欠です。
- 各書類の作成にあたっては、下記のポイントをおさえる必要があります。

① 妥当性

- ✓ 内容が記録の目的に照らして妥当か

② 信頼性

- ✓ 内容が客観的な事実に基づいたものか（可能な限り出来事があった直後に記録し正確な内容を担保する）
- ✓ ボールペンなど消えないペンで記載されているか（修正液は使用しない）
- ✓ 記録を後に書き換えていないか（記録された内容を書き換える必要がある場合には、追記として別途記載）

③ 易読性

- ✓ 一文を端的に、かつ表現は簡潔明瞭か（流行語や略語は使用しない）
- ✓ 5W1H（いつ、どこで、誰が、何を、どのように、なぜ行ったのか）を活用しながら主観的情報と客観的情報について書き分けているか

④ 倫理性

- ✓ 利用者の承諾をとっているか
- ✓ 表現が独断的・差別的ではないか

⑤ 視認性

- ✓ 記録が全体的にみて見やすいか

⑥ 継続性

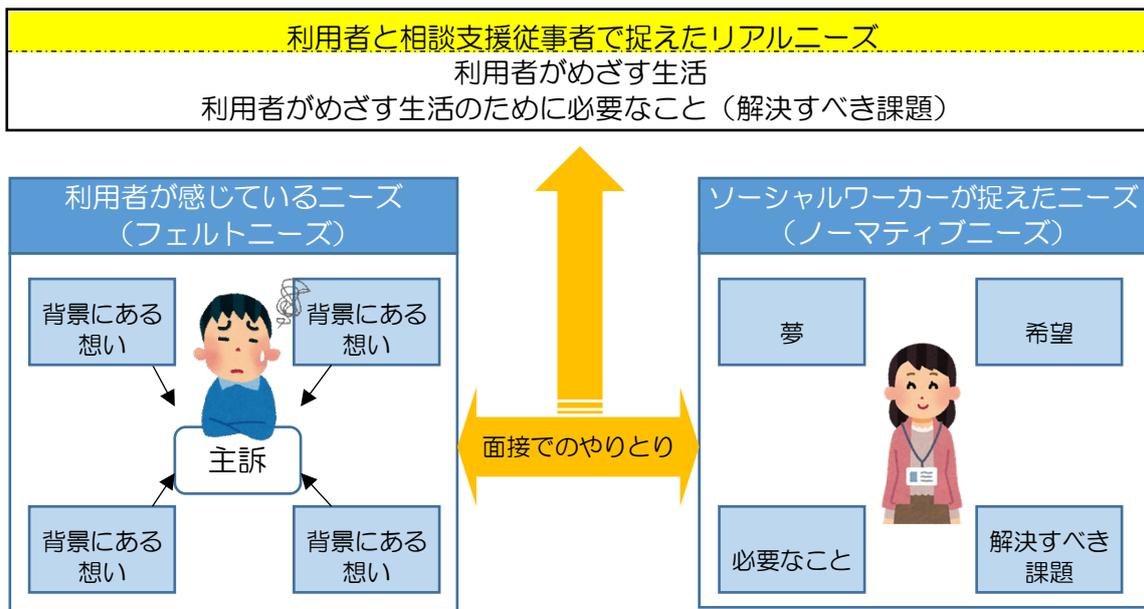
- ✓ 定期的に記録する（「特変なし」も重要な判断材料）

4-2 基礎調査資料

■ アセスメントするために必要な情報

- ・ 相談支援において、「アセスメントは命」と言われるぐらいに、その後の支援を左右します。なぜなら、アセスメントは、利用者本人の夢や希望する生活を明確にし、その実現に向けて必要なことを確認していくプロセスであり、支援の軸となる部分だからです。
- ・ そのプロセスの中で、基礎調査資料は、利用者を総合的に理解するために必要な項目であり、最低限把握しておくべき情報です。国際生活機能分類 (ICF) の視点を意識し、情報を整理します。
- ・ しかし、この項目を埋めることが大切なのではありません。また、全ての情報を最初から把握することはできません。利用者と関係を構築していく中で、時間をかけて情報を集めていくという気持ちを持つことが大切であり、随時追記・修正をしてください。
- ・ また、基礎調査資料には、ニーズを整理する欄が含まれていません。相談支援専門員は、**基礎調査資料を基にしながら支援者として捉えたニーズを整理**します。そのうえで、面接でのやりとりを通じて、利用者が感じているニーズとのすり合わせをし、利用者相談支援専門員で取り組むニーズの合意を行うこと（リアルニーズを捉えること）が必要です。

ニーズの構造



■作成する基礎調査資料（障害種別に応じて、○がついている書類を作成）

帳票名	身体障害	知的障害	精神障害	障害児	発達障害
基礎調査資料1 (対象者概要や家族概況等)	○	○	○	○	○
基礎調査資料2 (成育歴等)		○		○	○
基礎調査資料3 (ADL やコミュニケーションスキル等)	○ 3-a	○ 3-b	○ 3-c	○ 3-abc から選択	○ 3-abc から選択
基礎調査資料4 (病歴や社会的活動等)	○	○	○	○	○

■各書類の記載ポイント

帳票名	ポイント
基礎調査資料1	<ul style="list-style-type: none"> 対象者概要：利用者が今までどのような暮らしを営み、今後どのような生活を望んでいるのか、そのためにどのような支援が必要なのか等を簡潔に記載し、利用者を知らない人とも利用者のイメージを共有できるように記載してください。 家族概況：世帯状況を踏まえ、より詳しい家族状況や利用者との関係等を記載してください。
基礎調査資料2	各ライフステージでのエピソード等を把握していくことで、現状の理解を深めることにつながります。先天性の障害では特に重要ですが、それ以外の障害の場合でも、利用者の理解を深めるために、可能な範囲で把握することが求められます。
基礎調査資料3	利用者の夢や希望する生活の実現に向けて、今の状況を把握します。ただし、「できる・できない」だけで終わらせずに、利用者のもつ力（ストレングス）を活用したらどうなるか等も意識して、アセスメントの材料になる情報を記載します。
基礎調査資料4	利用者本人がわくわくする（モチベーションが高まる）計画を作成するにあたり、「趣味や生きがい、楽しみ」といった要素は非常に大切です。障害や病気の状態にだけ着目するのではなく、一人の生活者として捉え、希望する生活を実現できるように、「社会的活動等」の欄も十分に把握してください。

■ サービス等利用計画（案）とは

サービス等利用計画（案）とは、生活全体を通じた利用者の希望や目標、希望を実現するための課題や必要なサービス等を記載するものであり、利用者のめざす生活の実現に向けた本人及び本人に関わる関係者の共通指針となるものです。

■ サービス等利用計画（案）作成にあたっての基本姿勢

① 特別なことが求められているわけではありません

障害の有無に関わらず、一人の人として、自分の力を発揮しながら、いきいきと暮らしていきたいと誰もが願うことです。あえて紙面にまとめることは少ないかも知れませんが、私たちは何かしらの夢や希望をもっており、無意識的にセルフマネジメントしています。サービス等利用計画は、それを紙面に記載したものであり、利用者の夢や希望に向けた利用者と関係者の共通指針となるものです。つまり、その内容は、利用者本人がわくわくする（モチベーションが高まる）内容になっているはずです。

② 利用者の人生は、利用者本人が決めて、自ら歩んでいきます

サービス等利用計画は、利用者の夢や希望に向けた本人自身による計画です。実現が難しそうな夢や希望であっても、それを目指すかどうかは利用者が決めることであり、相談支援専門員はその実現にいかに近づけるのかを考える立場であって、可否を判断する立場ではありません。そのため、最も重要なのは、利用者本人の役割であり、そこを基本にして関係者が不足している部分を支援していきます。相談支援専門員は、【利用者と一緒に】、本人自身のことや環境のことを確認（アセスメント）し、利用者の気持ちを土台において、本人や環境の強み（ストレングス）を活用したサービス等利用計画を作成していくことが重要です。

③ 一人一人の計画には個性があります

当たり前のことですが、人それぞれ異なる夢や希望を抱いており、また個々人がもつ力や取り囲む環境も異なります。だからこそ、サービス等利用計画の内容は、多種多様であり、オリジナリティのある、利用者の個性が見えるものになります。しかしながら、サービス等利用計画の内容を振り返ったときどうでしょうか？利用者の夢や希望が、いつの間にか支援者の視点で現実味をおびた画一的な内容に変わっていませんか？自分事として振り返ってみたとき、そのような計画でわくわくできるでしょうか？

④ サービス等利用計画はブラッシュアップされていきます

サービス等利用計画は、本人と長い時間をかけ信頼関係を構築し、アセスメントとモニタリングを繰り返しながら修正していくことが前提です。相談支援専門員は、本人が自分の人生を自ら描

き、自ら取り組んでみよう！と思えるように働きかけていくことが必要です。そして、いずれはセルフプランに移行していけるよう、利用者のエンパワメントの過程や段階に応じて、徐々に本人の役割を大きく、関係者の役割を小さくしていくことを意識しながら、サービス等利用計画を利用者と一緒に作成していきます。

⑤ 計画が本人のものになるように表現を工夫します

いくら利用者本人の気持ちを土台においた計画になっていたとしても、本人が理解できる内容になっていなければ意味がありません。また、利用者の気持ちにぴったりくる言葉で表現することも大切です。利用者にとって理解しやすく、わかりやすいものになるように、言葉づかいや文字の種類、文字数や大きさなどを変えるとともに、図や絵、写真などを用いていくことも必要です。そして、利用者が積極的に取り組もうと思えるように、本人とともに、本人の強みを生かしたポジティブな内容が求められます。

⑥ 定期的に第三者の目を借りて、相談支援専門員自身の振り返りをします

支援者目線の“独りよがり”な計画になっていないか、定期的に振り返りましょう。相談支援専門員は一人職場が多く、また複数職場であっても個々人の動きに任されてしまいがちな傾向があります。そこで、所内のミーティングで確認するとともに、各区障害者自立支援協議会の相談支援部会や基幹相談支援センターによる定期訪問等を活用し、本人中心の支援及び計画ができているかどうかを振り返り、さらなる向上を目指します。

■ サービス等利用計画の備えるべき特徴

特徴	内容
① 自立支援計画であること	<ul style="list-style-type: none"> 地域での自立的な生活を可能とするための計画 自分で自分の生活や生き方を決めていく（自律）計画（意思決定支援）
② 総合支援計画であること	<ul style="list-style-type: none"> 多くの領域の社会資源を含んだトータル（総合的）な計画
③ 将来計画であること	<ul style="list-style-type: none"> ライフステージを見通した計画 今は実現していない将来実現したい生活、あるいは望む生き方に対する社会参加の視点を含んだ将来計画
④ ライフステージを通した一貫した支援計画であること	<ul style="list-style-type: none"> ライフステージ移行時も切れ目のない支援をつなぐ計画
⑤ 不足するサービス・資源を考える契機であること	<ul style="list-style-type: none"> 地域の弱みを強みに変え、地域に必要な制度やサービスの改善・開発につながる計画
⑥ ネットワークによる協働であること	<ul style="list-style-type: none"> 人と人を結ぶネットワークの構築の動きをもつ計画

■ 記載ポイント

本人中心の計画作成であることを意識するために、あえて下記の①～⑩の順番に各項目のポイントを示します。

平成30年4月改訂版

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案（ 本案を確定させた計画とする）

受給者証番号	利用者氏名(児童氏名)	障害支援区分	保護者(児童保護者)					
利用者負担上限額	相談支援事業者名	電話番号						
計画案作成日 ※面談日又は同意署名日を記載	年 月 日	モニタリング実施月 ※実施月に○	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12					
			利用者同意署名欄					
利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)	本人 ①	面談日又は同意署名日を記載します。						
	家族							
総合的な援助の方針(本人がめざす生活に沿った支援の方針)	②							
長期目標 (半年～1年後の状態)	⑨							
短期目標 (3か月後の状態)		評価時期(モニタリング実施月)の設定理由を記載します。						
優先順位	解決すべき課題 (めざす生活を実現するための本人のニーズ「～したい」)	支援目標 (達成目標「～する」)	達成時期	課題解決のための関係者の役割(福祉サービス等)		課題解決のための本人の役割	評価時期 (モニタリング実施月)	その他留意事項及び評価時期の設定理由
				種類・内容・量(頻度・時間)	提供事業者名 (担当者名・電話)			
1	③	⑥			⑤	④	⑦	⑧
2								
3								
4								
5								
6								

※ 確定させたサービス等利用計画が計画案から変更がない場合には、区役所へのサービス等利用計画の提出を省略します(週間計画表も含む)。ただし、確定させたサービス等利用計画の作成は必須であり、受給者証が発行された後、サービス担当者会議を開催した上で速やかに作成し、利用者より同意を得る必要があります。

区役所記載欄

[〇年〇月〇日]に確定させたサービス等利用計画の内容が計画案から変更ない旨を確認しました。上記表題にチェックを入れ、「案」を消しました。

① 利用者及びその家族の生活に対する意向（希望する生活）

- ・ 利用者から希望する生活を具体的に確認した上で、表出されている希望（主訴）を書きます。このとき、本人の計画であることを意識し、本人の言葉や表現を使い、前向きな表現で記載します。
- ・ 家族の意向がある場合には、利用者の意向と分けて記載し、家族の意向に偏らないようにします。相談支援専門員は、利用者の生活の中心が利用者本人であることを自覚し続けることが重要です。

② 総合的な援助の方針（本人がめざす生活に沿った支援の方針）

- ・ アセスメントによって明らかになった利用者がめざす生活に対して支援者の立場からどのように取り組んでいくのかを明らかにしたものであり、サービス等利用計画の全体的な方針かつ関係者が共通に持つべき共通の方針です。
- ・ ①表出されている希望（主訴）、②背景にある様々な想い（フェルトニーズ）、③相談支援専門員の気づき（ノーマティブニーズ）から、利用者がめざす生活をイメージできていることが前提です。そのうえで、めざす生活に沿って、どのように支援していくのかという方針を記載します。
- ・ めざす生活を導き出すには、面接でのやりとりを通じて、①～③を利用者と相談支援専門員ですり合わせていく必要があります（4-2の「ニーズの構造」を参照）。
- ・ このとき、安直なゴール設定をせず、具体性のあるものにすることが重要です。使用を避けたい抽象的な言葉としては、安心、安全、安定、維持、管理、継続、健康、自立などが挙げられます。このような抽象的な言葉で具体的な生活をイメージすることはできません。

③ 解決すべき課題・優先順位（めざす生活を実現するための本人のニーズ「～したい」）

- ・ 解決すべき課題は、利用者がめざす生活を実現するために必要なものでなくてはなりません。
- ・ 利用者が意欲をもって取り組める表現とするために、本人のストレングスの活用やリフレーミング手法による表現を用い、「～したい」などのプラスの表現でわかりやすく記載します。
- ・ 利用者本人に対する働きかけだけではなく、本人を取り囲む環境に働きかけることも想定して、課題を整理することが必要です。
- ・ 繰り返しになりますが、利用者本人の計画です。したがって、ここに記載される課題は、利用者との相談支援専門員で合意された内容（合意されたニーズ）が記載されます。
- ・ 緊急な課題、利用者の動機づけになる課題、すぐに効果が見込まれる課題などを考慮し、本人の希望をもとに、優先順位を設定します。

④ 課題解決のための本人の役割

- ・ サービス等利用計画は、利用者自身のものであるため、最も重要なのは、本人が役割を果たすことです。そこを基本にして、関係者が不足している部分を支援していきます。
- ・ 利用者のもつ力（ストレングス）を活かした本人の役割を考えます。その際に、利用者自身が自らその力に気づけるように支援することが必要です。
- ・ 本人が得意と思えることを中心にすることで、取り組みやすく、さらに成功体験を重ねることで

自信がつき、エンパワメントが図られていきます。

⑤ 課題解決のための関係者の役割（福祉サービス等）

- ・ 本人のニーズを満たすために、本人の役割を基本としたうえで、関係者が不足している部分を支援していきます。
- ・ そのために、関係者が何をするのか、どのように支援するのかを記載するとともに、福祉サービス等の種類・内容・量（頻度・時間）も記載します。なお、サービス提供事業所がすでに決まっている場合には、それも併せて記載します。

⑥ 支援目標・達成時期（達成目標「～する」）

- ・ 支援目標とありますが、サービス等利用計画は本人のものであるため、本人が達成する目標として捉えてください。
- ・ 解決すべき課題に対して、利用者と関係者で取り組んだことで達成される内容と見通しを記載します。ここでは、達成の可否が明確にわかる具体的な表現（「いつまでに、どうなっているか」など）をすることが必要です。
- ・ 支援目標の達成を通じ、利用者が自信をつけ、エンパワメントが図られていくことを意識し、達成目標と達成時期を設定してください。

⑦ 評価時期

- ・ 支援目標・達成時期を踏まえ、支援の進捗状況を評価すべき時期（より重点的に見直しを図る期間）を検討し、設定してください。

⑧ その他の留意事項及び評価時期の設定理由

- ・ 各項目で記載できないこと（その他の取組、役割分担、サービス提供にあたっての留意事項等）を記載します。
- ・ この項目も利用者が確認する内容であることを意識し、支援者間での留意事項であったとしても、利用者が了解できる表現を用いることが必要です。
- ・ 本市では、推奨している3か月に1回のモニタリングの設定及び計画相談支援の新規利用時における当初3か月の毎月モニタリング設定時においてのみ、モニタリング設定理由の記載を省略できるものとして整理します。それ以外の設定期間の場合には、サービス等利用計画案の【その他留意事項】にモニタリングの設定理由を記載してください。

⑨ 長期目標・短期目標

- ・ 長期目標と短期目標は、解決すべき課題の達成時期との関係を考慮して、設定します。
- ・ 長期目標は、利用者がめざす生活の具体的なイメージであり、半年～1年で達成可能な目標を設定します。
- ・ 短期目標は、長期目標の実現のために、3か月程度で達成可能な、利用者がめざす生活への第一歩の目標を設定します。この短期目標を達成することによって、次の目標へのモチベーションの向上につながるため、達成可能な目標を利用者と一緒につくるのが大切です。

- ・ ここまでのプロセスを通し、当初に想定した総合的な援助の方針に修正が必要になることもあります。その際には、柔軟に再検討していきます。

⑩ その他

- ・ サービス等利用計画(案)の作成日は、利用者と面談をした日もしくはサービス等利用計画(案)に同意署名をもらった日を記載してください。
- ・ モニタリング実施月は、評価時期と連動させて該当月にマルをしてください。複数年にわたる支給決定の場合で、該当年によってモニタリング実施月が異なる場合には、わかるように記載してください。
- ・ 利用者同意署名欄は、利用者本人による自筆が原則です（18歳未満の場合には保護者が保護者の氏名で署名）。自筆が難しい場合には、利用者本人の氏名を代筆の上で、さらに代筆者の氏名、続柄や関係性、代筆理由を記載します。

4-4 週間計画表

■ 週間計画表とは

週間計画表とは、サービス等利用計画で示された具体的支援内容を週単位で表したスケジュール表です。サービス等利用計画と週間計画表は対の関係になります。

■ 週間計画表の意味

利用者がめざす生活の実現のために、本人及び関係者がどのように行動するのかが一目で分かるものであるとともに、本人の生活がどのように変化するかを共有するものです。週間計画表によって、本人や関係者がより具体的に本人の生活や支援を共有するため、サービスの羅列だけではなく、生活全体がわかるように具体的に記載（誰が・いつ・何をしているのかも含む）することが必要です。1週間を通して見る中で、支援の不足がないか、無理のない生活になっていないかを俯瞰し、適宜修正します。

■ 記載ポイント ※以下、神奈川県相談支援従事者初任者研修（横浜市）の資料を基に記載。

各項目のポイントを示します。

平成30年4月改訂版

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案【週間計画表】

受給者証番号	利用者氏名(児童氏名)	障害支援区分	保護者(児童)または後見人	本人との続柄				
利用者負担上限額	相談支援事業者名	電話番号	計画作成担当者					
計画開始年月								
	月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6:00								2
8:00								
10:00								
12:00								
14:00				1				
16:00								
18:00								
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								3
4:00								
サービス提供によって実現する生活の全体像(効果)	4							

① タイムスケジュール

- ・ 一週間の生活実態全体を把握できるように、インフォーマルな社会資源も含めて、本人及び関係者がいつ何をするのか、サービスが入らない時間に本人が何をしているのか等を記載します。

② 主な日常生活上の活動

- ・ 週間計画表に書ききれなかった情報や一日の生活の中で習慣化していること、楽しみや趣味など生活の豊かさに関わる内容も記載します。

③ 週単位以外のサービス

- ・ 隔週、不定期または一時的に利用しているサービス（フォーマル、インフォーマルなサービス全て）とともに、医療機関への受診状況等を記載します。

④ サービス提供によって実現する生活の全体像

- ・ 障害福祉サービス等の利用が利用者にとっての生活にどのような効果をもたらすのかを含め、相談支援専門員としての総合的な判断を記載します。

4-5 モニタリング報告書

■モニタリングとは

モニタリングとは、サービス等利用計画通りにサービスが提供されているか、利用者のめざす生活の実現に向けて解決すべき課題が解消されているか、利用者が満足しているか、新たなニーズが発生していないか等を確認し、必要であれば計画を修正し、利用者本人を含めたチームとしての取組を継続・更新していくためのものです。

■モニタリングの基本的な視点

- ・ 大切なのは、利用者本人が自分で自分をモニタリングすることです。
- ・ 繰り返しになりますが、**利用者の人生は、利用者本人が決めて、自ら歩んでいきます。**そのため、モニタリングも相談支援専門員が一方的に行うのではなく、本人が今の生活に満足できているかどうかを自己点検することが大切です。そのため、**本人との面談は必須**であるとともに、より客観的に状況を把握し、かつチームとしての方向性を共有していくためにも、利用者と関係者が一同に会して状況を確認することが重要です。
- ・ サービス等利用計画は、本人と長い時間をかけ信頼関係を構築し、アセスメントとモニタリングを繰り返しながら修正していくことが前提です。当初のサービス等利用計画は、利用者や相談支援専門員の信頼関係が十分に作られていない中で作成されていますので、初期のモニタリングではほとんどの場合で修正が必要になります。支援目標（達成目標）の達成状況や新たなニーズ、生活の変化、心身の状況の変化等を踏まえて、本人のめざす生活や目標を見直していきます。
- ・ 計画の中で達成されている目標があれば終了し、新たに対応すべき内容があれば、モニタリング報告書の中に追加記載します。その変化の内容が総合的な援助の方針に関わる場合には、区役所に確認の上で、サービス等利用計画も新たに作成します。

【モニタリング報告書への新たな目標の記載例】

支援目標 (達成目標)	支援目標（達成目標）の達成度	今後の課題・解決方法
●●できるようになる。	●●はできるようになり、支援目標が達成された。	支援目標の達成に伴い、新たな支援目標として「▲▲できるようになる」を設定。本人は■、関係者は◆◆の役割を担って取り組む。

■記載ポイント ※以下、神奈川県相談支援従事者初任者研修（横浜市）の資料を基に記載
各項目のポイントを示します。

平成30年4月改訂版

モニタリング報告書(継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助)

受給者証番号	利用者氏名(児童氏名)	障害支援区分	保護者(児童)または後見人	本人との続柄						
利用者負担上限額	相談支援事業者名	電話番号	計画作成担当者							
計画作成日	年 月 日	モニタリング実施日 ※面談日又は同意署名日を記載	年 月 日	利用者同意署名欄						
モニタリング実施方法	①個別支援会議開催 ②その他(参加機関等)	面談日又は同意署名日を記載します。								
総合的な援助の方針(本人がめざす生活に沿った支援の方針)		全体の状況(総合的な援助の方針に対する取り組み経過、評価、今後の取組の方向性)								
		①								
優先順位	支援目標 (達成目標)	達成時期	サービス等提供状況 (事業者からの聞き取り) ※いつ、だれに、どのように確認したのかも併せて記載	本人の感想・満足度 ※いつ、だれに、どのように確認したのかも併せて記載	支援目標(達成目標)の達成度 (ニーズの充足度)	今後の課題・解決方法 (いつ誰が何をするか)	計画変更の必要性			その他留意事項 (計画変更の必要性「有」の場合には具体的な変更内容・理由も記載)
							サービス種類の変更	サービス量の変更	通関計画の変更	
1			②	③	④		有・無	有・無	有・無	⑤
2							有・無	有・無	有・無	
3							有・無	有・無	有・無	
4							有・無	有・無	有・無	
5							有・無	有・無	有・無	
6							有・無	有・無	有・無	
								次回モニタリング実施月		

① 全体の状況

- ・ 総合的な援助の方針に対する取り組み過程、その結果としての評価、現在の生活実態・支援による利用者の自立度・生活環境の変化等を踏まえた今後の取組の方向性について記載します。

② サービス等提供状況

- ・ サービス提供の内容、頻度、事業者としての意見等について、サービス提供事業所から聞き取り記載します。聞き取りにあたっては、「いつ」「誰に」「どのように」確認したのかも併せて記載します。

③ 本人の感想・満足度

- ・ 利用者の感想・満足度は、できるだけ利用者の言葉や表現で記載します。
 - ・ 言葉でのコミュニケーションが難しい場合は、サービス提供を受けた利用者の様子や状態などから推測していくこともあります。その場合には、「いつ」「誰に」「どのように」確認したのかも併せて記載します。
- ④ 支援目標（達成目標）の達成度（ニーズの充足度）、今後の課題・解決方法（いつ誰が何をするか）
- ・ 利用者、サービス提供事業所からの聞き取りや相談支援専門員としての見立てを踏まえ、個別支援会議等で支援目標の達成度について関係者全員で評価した結果を記載します。
 - ・ 未達成の支援目標については今後達成するための具体的な方策を検討し、達成した支援目標については新たな支援目標を設定し、今後の課題・解決方法に「いつ誰が何をするか」と具体的に記載します。
- ⑤ 計画変更の必要性とその他留意事項
- ・ 評価を踏まえた計画変更の必要性について記載します。
 - ・ 計画変更の必要がある場合には、サービス種類・量、週間計画の何を変更するのかを確認し、留意事項に具体的な変更内容・理由を記載します。
 - ・ 新たな目標を設定した場合には、その追加理由やそれに伴う変更事項等を記載してください。
- ⑥ その他
- ・ モニタリング実施方法は、【①個別支援会議開催、②その他】に、それぞれの詳細を記載してください。①個別支援会議開催には、会議実施日、場所、開始・終了時刻、出席者（氏名、所属、職種）を記載し、②その他には、その対応内容を具体的に記載します。例えば、利用者等の居宅に訪問し面談を実施した場合は、実施日と場所、時間、本人含め面談者を記載します。居宅での面談以外にも対応した場合は、対応内容となぜその方法を選択したのかという理由も明記してください。
 - ・ モニタリング報告書のモニタリング実施日は、利用者と面談をした日もしくはモニタリング報告書に同意署名をもらった日を記載してください。
 - ・ 次回モニタリング実施月欄は、利用者及び関係者で再確認するために、記載してください。
 - ・ 利用者同意署名欄は、利用者本人による自筆が原則です（18歳未満の場合には保護者が保護者の氏名で署名）。自筆が難しい場合には、利用者本人の氏名を代筆の上で、さらに代筆者の氏名、続柄や関係性、代筆理由を記載します。

4-6 アセスメントやサービス担当者会議、連絡調整等に関する経過記録

■経過記録に係る基本姿勢

- 相談支援専門員が作成するサービス等利用計画及びモニタリング報告書は、支援の一場面でのみ作成され、日頃の基本相談支援での関わりは経過記録に記載されます。繰り返しになりますが、相談支援専門員は、根拠に基づく実践をすることが不可欠です。そのために、各書類を整備し、なぜそのような支援を行ったのかという説明責任をいつでも果たせるようにすることが求められます。
- 経過記録は、他の人が読んでも分かるよう客観的に、利用者の言動や相談支援専門員の対応などの事実と相談支援専門員の所見等を分けて記載します。最後に記入者の署名を行います。

4-7 区役所への提出資料一覧表

	「サービス等利用計画」の様式							その他
	様式 1-1	様式 1-2		様式 2-1	様式 2-2	様式 3-1	様式 3-2	
	サービス等利用計画案	週間計画表	基礎調査資料	サービス等利用計画	週間計画表	モニタリング報告書	週間計画表	
①支給決定前	●(原本)	●(原本)	●(写し)					●(計画相談支援依頼(変更)届出書、居宅介護等利用計画表等)
②支給決定後				○(写し)	○(写し)			
③モニタリング	特に変更なし					●(原本)		
	サービス提供の曜日や時間帯等の軽微な変更		○(写し)			●(原本)	●(原本)	
	サービスの種類や量等の軽微な変更かつ支給決定の変更手続きが必要		○(写し)			●(原本)	●(原本)	●(変更申請書、居宅介護等利用計画表等)
	援助方針や長期・短期目標等の計画の中心軸の変更	●(原本)	●(原本)	○(写し)	○(写し) ※支給変更決定後に提出	○(写し) ※支給変更決定後に提出	●(原本)	○(原本)
④サービス終了月(サービスの更新)	●(原本)	●(原本)	○(写し)			●(原本)	○(原本)	●(申請書、居宅介護等利用計画表等)
⑤更新決定後				○(写し)	○(写し)			

※●は必須、○は必要に応じて提出

4-8 モデルプラン

■基礎調査資料、サービス等利用計画の完成イメージの共有

- ここでは、先述した内容を踏まえながら、モデル事例に基づく基礎調査資料及びサービス等利用計画の記入例を提示します。
- 基礎調査資料については、各項目のポイントについて吹き出しで示しています。
- サービス等利用計画については、主訴に基づくサービス等利用計画（もうひと頑張りのプラン）とアセスメントに基づくサービス等利用計画（目指すプラン）の両方を提示しています。両者を比較して違いを認識することで、【アセスメントに基づくサービス等利用計画（目指すプラン）】のイメージを具体的にし、実践に生かしてください。
- なお、繰り返しになりますが、基礎調査資料は利用者を総合的に理解するために必要な項目であり、最低限把握しておくべき情報です。しかし、ニーズを整理する欄が含まれていません。本来は、基礎調査資料とサービス等利用計画の間のプロセスとして、「利用者が感じているニーズ」と「相談支援専門員が捉えたニーズ」を整理し、面接でのやりとりを通じて利用者がめざす生活及びそのために必要なこと（解決すべき課題）を明らかにすることが必要です。

■モデル事例の概要と相談経過

① 概要

Yさん（32歳）女性

生活状況：市内M区にアパートで単身生活、同区内に両親が生活している（父66歳・母63歳）、兄38歳は結婚し、他県で生活している（妻と息子2人）

手帳、収入：精神保健福祉手帳（2級）、障害厚生年金2級（110,000円程度）、パート就労の賃金（月30,000円＋α円程度）

就労の状況：3回/W 3～5時間 家電の部品組み立て工場に勤務している

その他：アパートの家賃75,000円の内30,000円を親が負担している

② 相談経過

「働く時間を増やしてより自立した生活が送れるようになりたい」と本人からの相談が入りました。相談支援専門員としては、現在就労中であり、現在の生活を維持していくことで十分ではないかと考えました。しかし、相談に来たYさんの疲れた様子から現在の生活を見直す必要があるのではないかと感じました。

基礎調査資料1(共通)

基礎調査資料は、面接等で把握した内容を基礎情報として整理し、記録するツールです。当初からすべての項目を埋める必要はありません。面接やモニタリングを繰り返すことで必要な情報を追記してください。

作成日	年 月 日		計画相談支援担当者	〇〇 〇〇
ふりがな 氏名	Y 様	性別 女	生年月日	M T S H R 年 月 日生(32 歳)
住所	〇〇 区 〇〇	職業	パート就労	
対象者概要	(相談経過・現状と課題等)			
	短大卒業後、20歳でスーパーマーケットの経理の仕事に就くも、24歳頃から体調不良、感情の不安定さ、幻聴が出現し			
	E病院で統合失調症と診断され、2か月入院し退職。退院後は在宅での引きこもり状態となり、E、F、Gの病院を			
	転々としながら、2〜3か月の入院を繰り返していた。この頃から区福祉保健センターMSWが関わり始める。			
	28歳でG病院のケアに通うもすぐに中断。H病院に転院し、精神保健福祉手帳2級を取得。その後、作業所通所を開始し、しばらく安定して通所していた。31歳の時、親の進めてアパートでの単身生活開始。今年から、家電の部品組み立てのパート就労を開始し、3か月が経過。働く時間を増やして自立したいとのことで相談に繋がる。			
手帳等情報等	有	身障手帳：障害名 種 級 県・市 (No) 年 月 日交付		
	無	精神保健福祉手帳： 2級 交付日 年 月 日 診断名(統合失調症)		
	申請中	愛の手帳： 県・市 (No) 年 月 日交付 程度() 次回判定年月： 年 月 判定機関：		
		障害者情報： 発達障害・高次脳機能障害・その他() 判定(診断)機関：		
		要介護度： 認定有効期限： 年 月 日まで 被保険者番号： 未申請・非該当・申請中		
	障害支援区分： 区分2 認定有効期限： 年 月 日まで 受給者証番号： 未申請・非該当・申請中			
	健康保険： 国保(本人・家族) 社保(本人・家族) 医療扶助(生活保護)			
	主な収入： 給与 年金(障害厚生 年金 2 級 約11万円) 労災 生活保護 その他(パート就労 3~40,000円程度)			
世帯形態	1 単身 2 夫婦のみ 3 子ども世帯と同居(a 同一世帯 b 二世帯) 4 親族と同居(親 兄弟姉妹 その他) 5 単親世帯() 6 その他()			
世帯状況	氏名	生年月日	続柄 同別居	介護者(注◎後○) 備考(連絡先、職業、健康状態等)
	Y	MT SH	本人 同・別	単身生活
	A	MT SH	父 同(別)	年金生活
	B	MT	母 同(別)	主婦
ジェノグラムを記入します。(対象者に関わる家族関係で分かる範囲について記入) 男を□、女を○で表示し、本人は二重線(例：◎)で表示します。きょうだいは左から出生順に書きます。死亡者は塗りつぶすか、×をつけます。(例：■) 離別は斜線(/)をつけます。同居者を線で囲みます。				
家族概況	<p>両親は健在で、区内に在住。徒歩10分の距離に住居</p> <p>兄は結婚し、他県で生活している。</p> <p>現在、提供されている支援内容を記載します。頻度等についても記載します</p>			
家族構成				
支援の状況※	名称	提供機関・提供者	支援内容	頻度 備考
	① 自立生活アシスタント ② 家事援助	① 〇〇区生活支援センター ② 〇〇サービス事業所	① 金銭管理など ② 掃除、調理など	① 週1回 ② 週2回
備考	<p>※公的支援(障害福祉サービス、地域相談支援、介護保険等)及びその他の支援状況について記載</p> <p>その他、〇区の生活支援センターに不定期で通っている。</p> <p>パート就労の勤務先には、自身の病気や障害者手帳のことは隠して勤務</p> <p>その他の項目 注意すべき内容など、備考欄を活用してください</p>			

基礎調査資料2(児童・知的障害・発達障害)

氏名: Y 様 作成日: 年 月 日 記入者: ○○ ○○

聞き取り相手	1 本人 2 家族 3 その他()	聞き取り日	年 月 日
胎生期	【感染症など】		
出生期	第 子 在胎期間 週(月) 分娩経過(正常・鉗子分娩・帝王切開)		
	胎位(順位・骨盤位) 仮死(ー・+ 分) 黄疸(軽度・中等度・高度)		
乳幼児期	哺乳(良・不良) 出生体重 g 身長 cm 頭囲 cm		
	(指摘事項・その他)		
乳幼児期	てんかん(+-) 初発 歳 ヶ月 /坐位 ヶ月 始歩 ヶ月 始語 ヶ月		
	健診での指摘(1歳6か月 /3歳)		
乳幼児期	友達遊び(よくできた・少しできた・できなかった)		
	遊びの特徴()		
乳幼児期	保育園・幼稚園() 訓練会など()		
	就学前健診での指摘()		
乳幼児期	【相談歴・判定歴】(相談または判定機関・時期・指摘事項・その他)		
学齢期	【通學歷・状況】(個別級・普通級の別、通学状況等)		
	普通級で進学		
学齢期	県立高校卒業		
	【その他(施設利用等)】		
学齢期	【相談歴・判定歴】(相談または判定機関・時期・指摘事項・その他)		
学齢期以降の現在の様子	【通所先・就労先】		
	短大卒 学生時代は音楽が好きで音楽サークルに所属		
学齢期以降の現在の様子	短大卒業後、スーパーマーケットに就職し、経理の仕事に就くも、体調を崩し入院、退職。		
	28歳時に、G病院のデイケアに通うが、6か月で中断となる。		
学齢期以降の現在の様子	31歳で地域作業所に通所し、32歳からパート就労開始。		
	【相談歴・判定歴】(相談または判定機関・時期・指摘事項・その他)		
学齢期以降の現在の様子			

精神障害のため、本様式は必須ではありませんが、把握した情報の整理のため活用し、詳細に記載します。

基礎調査資料3(精神障害用)

氏名: Y 様 年 月 日 記入者: OO OO

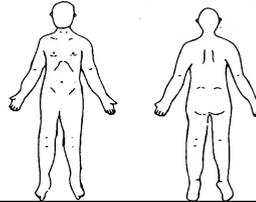
1 自立生活能力					把握した具体的な様子は必ず記載してください。
※記入にあたって、以下を基準にし、当てはまる所に○を記入 1:自立 2:見守り 3:一部介助 4:全介助					
A 身の回りのこと					具体的な様子
(1)個人衛生	1	2	3	4	片づけはできない 何とか自立しているが不安が大きい 家事全般は苦手 ほとんど外食か弁当の購入で済ませている
(2)自室の整頓	1	2	3	4	
(3)金銭管理	1	2	3	4	
(4)洗濯	1	2	3	4	
(5)買い物	1	2	3	4	
(6)食事をとる	1	2	3	4	
(7)食事をつくる	1	2	3	4	
B 安全管理					
(1)危険な行為かどうかの判断ができる	1	2	3	4	
(2)火の始末ができる	1	2	3	4	
C 健康管理					
(1)定期的な通院ができる	1	2	3	4	朝、昼、眠前 飲み忘れは無いと話している、未確認
(2)服薬管理ができる	1	2	3	4	
(3)身体健康の管理	1	2	3	4	
D 社会資源の活用					
(1)交通機関の利用ができる	1	2	3	4	
(2)金融機関の利用ができる	1	2	3	4	
(3)電話の利用ができる	1	2	3	4	
E 対人関係					
(1)あいさつなど最低限のつきあいができる	1	2	3	4	
(2)協調性	1	2	3	4	
(3)自発性	1	2	3	4	
(4)友人等との付き合い	1	2	3	4	
F 社会的役割・時間の活用					
(1)自分なりの社会的役割を持つ	1	2	3	4	パート就労では役割を果たしていると感じている
(2)自由時間のすごし方	1	2	3	4	
(3)生活リズム	1	2	3	4	
2 緊急時の対応					
A 心配事(ストレスをうけた)の相談ができる	1	2	3	4	不調時は意欲が低下し、何もしなくなってしまう
B 悪化時の対処	1	2	3	4	
3 配慮が必要な社会行動					
A 公共の場でのマナーに配慮できる	1	2	3	4	
B 自殺ないし自傷の念慮や行がない	1	2	3	4	
*要配慮行動					
改善が必要と判断できる内容も、必ず記載してください。					
4 生活上の困難な問題					備考
A: すぐに要改善 B: 改善が必要 C: できるなら改善が必要 D: 現状維持					
(1)生活費など経済的な問題	A	B	C	D	余裕はないと感じている アパートの隣人の生活音が気になっている パート先には病気、障害のことは伝えていない。 母親との関係が良くない
(2)住まいの問題	A	B	C	D	
(3)日中活動の場の問題	A	B	C	D	
(4)気軽に相談できる相談相手の問題	A	B	C	D	
(5)日常生活について手助けをしてくれる人の問題	A	B	C	D	
(6)家族関係の問題	A	B	C	D	
*その他の問題					
5 主治医の意見					※必要に応じて聞き取り
a.福祉サービスの利用について					
b.禁忌事項等					
<情報聴取先>機関名: 医師名: 記入日:					

基礎調査資料4(共通)

氏名: Y 様

入者: ○○ ○○

既往・現病歴は細かい記載が必要です。(障害像によって) 主治医氏名、連絡先も分かる範囲で記載します。

既往・現病歴	時期	病名	医療 現在の主治医は	内容(受診状況など)
	24歳	統合失調症	E病院	体調不良、感情の不安定さ、幻聴等の症状が出現し、入院。 統合失調症の診断
	24歳～28歳		F病院 G病院	病院を転々、体調が悪くなると2～3か月の入院を繰り返す 28歳時に、G病院のテイケアに通う。
	29歳頃		H病院～現在	精神保健福祉手帳2級を取得 現在、2週間に1回の通院。
服薬状況	朝、昼、眠前に服薬あり			内服 <input checked="" type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/>
				感染症 1 有 MRSA 疥癬 結核 緑膿菌 その他 <input checked="" type="checkbox"/> 無
身体状況	一般状態	不調時には意欲が低下する、会話が成立しない 不定愁訴も多くなる		機能障害の程度・皮膚の状態 (麻痺・関節の状態・発赤・浮腫・褥創 等) 
	栄養状態			
	口腔状態	義歯:有(合う 合わない 痛む)・無 歯痛(有・無) しみる(有・無) 動揺痛(有・無) 歯肉の炎症(有・無) 口臭(有・無) 食物残渣(有・無)		
	その他			
睡眠	1 普通 2 まあまあ眠れる 3 あまり眠れない	睡眠時	生活歴については、細かく把握した場合は「基礎調査資料2(成育歴等)」に記載していただいても構いません。	
生活歴	(※児童・知的障害・発達障害については省略可(基礎調査資料2作成による)) 市内M区で出生。 県立高校卒業後、短大に進学。 短大卒 学生時代は音楽が好きで音楽サークルに所属 短大卒業後、スーパーマーケットに就職し、経理の仕事に就くも、体調を崩し入院、退職。 28歳時に、G病院のテイケアに通うが、6か月で中断となる。 31歳で地域作業所に通所し、32歳からパート就労開始。			飲酒 <input type="checkbox"/> 飲む <input checked="" type="checkbox"/> 飲まない ※一日の酒量等
				嗜好 喫煙 <input type="checkbox"/> 吸う <input checked="" type="checkbox"/> 吸わない ※一日の喫煙量等
社会的活動等	集団への不適応	1 ない <input checked="" type="checkbox"/> ときどきある <input type="checkbox"/> 3 ある <input type="checkbox"/>		
	1日の過ごし方 家庭内での 役割・日課	0 7:30 8:30 10:00 12 16:00 18:00 22:00 24 起床 朝食 ← 月・水・金 パート就労 → 夕食 就寝 昼食 夕食後は音楽を聴いて過ごす		
	外出頻度 外出先	パート就労日以外は、家事をしたり買い物に出たりして過ごす。 パート就労と通院以外の社会参加はない		
	相談相手 知人・近所 との交流	単身生活を送っているが、何かと理由をつけて実家に戻ることが多い。 アパートの隣人の生活音がうるさいと感じている。 以前の作業所には気に入っている職員がいた。		
趣味 生きがい 楽しみ	音楽が好き。 親から離れて生活できていることが社会で生活するうえで重要であると親から言われている			
				社会的活動には、本人のストレスにつながるキーワードや、趣味、楽しみ等について記載をしてください。支援計画のポイントとなる場合があります。

主訴に基づくサービス等利用計画（もうひと頑張りのプラン）

利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)		働く時間を増やしてより自立した生活が送れるようになりたい					
総合的な援助の方針		より多くに収入が得られることをめざして、安心した単身生活が継続できるように支援する					
長期目標		安定した収入が得られている(6ヶ月)					
優先順位がバラバラで本人のニーズと支援者の見立ての整理が不十分		単身生活が安定し、就職活動に取り組み(3ヶ月)					
優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等 種類・内容・量(頻度・時間)	課題解決のための本人の役割	評価時期	その他留意事項
1	たくさん収入が得られる仕事に就く	障害者雇用で就職	6ヶ月	就労支援センター 週1回～	障害者雇用について知る	3ヶ月	
2	家事等の支援を受ける	家事の支援	6ヶ月	ヘルパー 週3回	ヘルパーに依頼する	3ヶ月	
3	アパートの隣人を気にしないようにする	仕事以外の場所	6ヶ月	生活支援センター 週1回～	生活支援センターに行く	3ヶ月	
4							福祉サービス内容と頻度しか記載されていない。インフォーマルサービス等の記載がない。課題に対する支援目標が具体的ではない。大まかな記載で具体的な内容が分からない。これまでの経験やストレングスを踏まえたニーズではない。
5							解決に向けた役割、取組項目のみが記載されており、どのように行うか等の方法が記載されていない。関係者間で共有するにあたり、支援が必要なが記載されていない。

援助方針、長期・短期目標に具体性がなく、本人にとって分かりにくい目標となっている。ストレングスに着目していない。全体的に記載が曖昧で、本人にとって分かりにくいプランとなっている。

福祉サービス内容と頻度しか記載されていない。インフォーマルサービス等の記載がない。課題に対する支援目標が具体的ではない。大まかな記載で具体的な内容が分からない。これまでの経験やストレングスを踏まえたニーズではない。

解決に向けた役割、取組項目のみが記載されており、どのように行うか等の方法が記載されていない。関係者間で共有するにあたり、支援が必要なが記載されていない。

アセスメントに基づくサービス等利用計画（目指すプラン）

利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)		働く時間を増やしてより自立した生活が送れるようになりたい					
総合的な援助の方針		単身生活が継続しながらも、自分が納得でき、親にも認めてもらえる生活や働くことが具体的になるように支援していきます。					
本人のストレングス、支援者の見立てを踏まえ、優先順位が適切に設定されている		【長期目標】本人にあった就労に取り組み、生活面を含めた納得できる生活を始めることができる(1年)					
		【短期目標】生活面の課題にこじこづり取り組み、単身生活を見直してみる(3ヶ月)					
優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等 種類・内容・量(頻度・時間)	課題解決のための本人の役割	評価時期	その他留意事項
1	現在の生活を考え直し、特に母親との関係を良くしていきたい	自分の生活について両親と話し合えるようになる	6か月	現在の生活について一緒に考え家族との仲介役を担う 相談支援専門員 SW	無理がない生活を考え直し、それぞれに理解してもらっていく	3か月	自立の考え方が焦点となる。本人の意見を大切にしておく
2	家事や片付け等の苦手なところを解決し、うまく生活したい	片付け・調理・金銭管理等の家事動作の力をつける	3か月	家事や片付けに学ぶ ヘルパー週 自立生活アシスタント	できているので、ことに挑戦する	3か月	無理のない範囲で家事にチャレンジしてみる
3	就労の経験もあるので、よいに合った働き方を考えていく	本人にとってわかり易く、今後の生活をイメージできる支援目標が記載されている	1年	雇職能力を見極め、本人に合っている仕事と考えられるように体験をしてもらう。 就労支援センター(月1～2回) 相談支援専門員(月1回～2回)	働くことへの気持ちを持ち続け、自分の得意な仕事について考える	3か月	今の働き方に迷いがあるので一般就労だけではなく、福祉的就労についても検討してみる
4	音楽が好きなので生活を楽しむようになりたい	音楽等の楽しめる余暇を通して、過ごし方に幅を持たせる	6か月	頼られる支援者となるように関係を大切に。音楽などを楽しめる居場所と一緒に見つけていく。 相談支援専門員 生活支援センター その他サークル活動	仕事とアパートの生活以外にも、好きな音楽から周囲との関係を築いていく	3か月	慣れないと緊張しやすいので最初は支援者と一緒に参加してみる、時間に余裕がある時に行う
5	健康な生活を送りたい	体調管理についての認識を深めていく	3か月	通院同行による状態の確認、医療連携等の協力体制をつくる 相談支援専門員(月1回) 自立生活アシスタント(月1回) 病院 Dr・MSW	体調を整えていくこと、継続していくことの必要性を考える	3か月	現在の医療機関は継続できていることから支援者の介入は、無理せずおこなう

本人のストレングスを踏まえた援助方針、目標が記載されている

サービス、量、頻度に加え、それぞれの役割(取組)が記載されている

本人にとってわかり易く、今後の生活をイメージできる支援目標が記載されている

支援者間で共有すべき留意事項が記載されている

第5章

指定特定相談支援事業者の基準及び留意点

【本章の目的】

- ★ 指定特定相談支援事業者の基準の順守による相談支援の提供体制を整備する

■ 基準は必要最低限度の内容

- ・ 基準は、計画相談支援の事業がその目的を達成するため、必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定特定相談支援事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。
- ・ 指定特定相談支援事業者が満たすべき基準を満たさない場合には、指定特定相談支援事業者の指定を受けられず、また、運営開始後、基準に違反することが明らかになった場合は、市町村長の指導等の対象となり、この指導等に従わない場合には、当該指定を取り消すことができます。
- ・ 指定特定相談支援事業者が運営に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から指定特定相談支援事業所についての指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行いません。

※本章に掲載している内容以外の基準事項等は、その内容に合わせて、第3章をはじめとした各章に記載しています。本章のみならず、本ガイドライン全体を確認し、基準等の把握と遵守をお願いします。

■ 管理者

- ・ 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければなりません。
- ・ ただし、当該事業所の管理業務上支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができます。また、指定障害児相談支援事業所の業務と兼務する場合には、管理業務に支障がない場合として認めます。
- ・ ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、当該指定特定相談支援事業所の他の業務や、併設する事業所の業務等を兼ねることができるものとします。

ア 当該指定特定相談支援事業所の従業者としての業務に従事する場合

イ 当該指定特定相談支援事業所以外の他の事業所の管理者又は従業者としての業務に従事する場合であって、当該他の事業所の管理者又は従業者としての業務に従事する時間帯も、当該指定特定相談支援事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合

また、当該指定特定相談支援事業所に併設され、一体的に管理運営する事業所における管理者又は指定障害児相談支援事業所、指定自立生活援助事業所若しくは指定一般相談支援事業所の業務と兼務する場合には、管理業務に支障がない場合として認めるものとします。

- ・ なお、管理者は、相談支援専門員である必要はありません。

補足 | 管理者の責務 ※基準第15条第1項第1号・18条、解釈通知第二の2(15)

- ・ 法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、計画相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければなりません。
- ・ 当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者に運営基準を順守させるため必要な指揮命令を行います。
- ・ 相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させなければなりません。

■相談支援専門員

【配置基準】

- ・ 指定特定相談支援事業者は、当該指定に係る特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員を必ず1人以上置かなければなりません。相談支援専門員は、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事させてはいけません。この場合のサービス提供時間帯とは、相談支援専門員の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該相談支援専門員の常勤・非常勤の別を問いません。

【兼務】

- ・ 当該業務に支障がない場合は、相談支援専門員を当該指定特定相談支援事業所の他の業務又は他の事業所、施設等の業務に従事させることができます。
- ・ なお、指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、指定自立生活援助事業所、障害者相談支援事業等の業務と兼務する場合については、業務に支障がない場合として認めるものとします。

【兼務にかかる留意点】

- ・ 計画相談支援の実施に当たっては、中立公正性を担保することが重要です。
- ・ 相談支援専門員が担当する利用者が利用するサービス提供事業所等の職員と兼務する場合（指定自立生活援助事業所を除く）については、サービス提供事業所等との中立性の確保や、サービス提供事業所等と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、当該利用者が利用するサービス提供事業所の業務と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援を実施することを基本とします。（支給決定の更新又は支給決定の変更に係るサービス利用支援について同じです。）ただし、下記に掲げる場合を除きます。

- ① 身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合
- ② 支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該支給決定等から概ね3か月以内の場合（指定サービス利用支援とその直後の指定継続サービス利用支援は一体的な業務であること、また、指定特定相談支援事業者の変更に当たっては利用者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予する。）
- ③ その他市町村がやむを得ないと認める場合

※ 本市においては、指定特定相談支援事業者が不足している状況を受け、相談支援専門員が担当する利用者が利用するサービス提供事業所の職員との兼務を認めています。ただし、当該利用者の【直接支援】に携わる場合には、【兼務不可】とし、モニタリング等を行うことは認めておらず、管理者等で直接支援に携わらない場合においてのみ特例的に可能としています。相談支援専門員としての中立公平な立場を確保することを基本とした上で、兼務での対応が必要な場合にはご注意ください。

直接支援に携わらない場合とは、直接支援の実態のみで判断するのではなく、職員の配置上においても直接支援を担当する職員として計上されていないことをいいます。

ただし、訪問系サービスで利用者の担当が固定されている場合や、日中系サービスで勤務日が交わらない場合など、直接支援に携わらないことが明確な場合はモニタリング等を行うことは可能としています。

補足 | 相談支援専門員の標準数 ※基準第3条第2・3項、解釈通知第二の1(1)②

相談支援専門員の配置は、1か月平均の利用者の数が35件に対して1人を標準とし、利用者の数が35件又はその端数を増すごとに増員することが望ましいです。ここでいう「1か月平均」とは、当該月の前6月間の平均値であり、「利用者の数」とは、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数を指し、指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合には、障害児支援利用援助又は継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数も含まれます。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とします。

補足 | 人員の変更や増員に伴う対応

管理者や相談支援専門員が変更・増員する場合には、必ず変更の日から10日以内に横浜市に変更届を提出する必要があります。登録されていない状況では、活動することはできません。

※変更届は、障害福祉情報サービスかながわのホームページに掲載しています。

トップページ>書式ライブラリ>2. 横浜市からのお知らせ>③変更等に関する届出等様式(障害者総合支援法)

補足 | 相談支援専門員の資格

- 相談支援専門員になるには、①実務経験要件を満たしていること、②相談支援従事者初任者研修を修了していることの2つの条件を満たしていることが必要です。

※実務経験要件：施設等において、相談支援業務で通算5年または直接支援業務で通算10年(特定の有資格者である場合は3年または5年)の実務経験があること。

- この2つの条件を満たした方が指定特定相談支援事業所で計画相談支援を担うことができます。つまり、条件を満たさない方は、相談支援専門員の業務を行うことができません。
- なお、相談支援従事者初任者研修を修了した後も、研修を修了した翌年度から起算して5年ごとに相談支援従事者現任研修を受講し続けないと、資格が失効します。

現任研修を受講する際は「2年以上の相談支援への従事」していることが要件です。

適用については、①または②のどちらかに該当しますので、確認してください。

- 令和2年度以降に初任者研修を受けた方は、その後受講する現任研修から適用。
- 令和元年度までに相談支援専門員の資格を取得しており、令和2年度以降に1回目に受講する研修では適用なし。2回目以降から適用。

相談支援専門員の業務

Q 相談支援専門員の資格を有しておらず、相談支援員でもない補助職員が計画を作成し、相談支援専門員が管理監督した計画を利用者に交付することは可能か。可能であれば、計画作成担当者は、補助職員となるのか、相談支援専門員となるのか。(国 QA 問4)

A サービス等利用計画を作成するのは、相談支援専門員である。補助職員は相談支援専門員の指示の下に補助的業務を行うものである。なお、必ず相談支援専門員が自ら行わなければならない業務は、以下のとおりである。

- ・ 居宅等への訪問による利用者等に対するアセスメント及びモニタリングの実施
- ・ サービス等利用計画（案）の作成
- ・ 利用者等へのサービス等利用計画（案）等の説明
- ・ サービス担当者会議における利用者等及びサービス担当者への質問・意見の聴取

なお、相談支援員については、以下の業務を行うことを可能としている。(指定基準第15条第2項第1号から第9号及び第3項(第3条第5号による読み替え)参照)

- ・ サービス等利用計画の原案の作成(利用者へのアセスメントを含む)
- ・ モニタリング

この場合、サービス等利用計画の作成者は相談支援専門員となり、モニタリングの担当者は相談支援員となる。

兼務によるモニタリングの制限①

Q 「相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング等の取扱い」については、相談支援専門員が担当する障害者等に直接サービス提供を行うか否かに関わらず、当該相談支援専門員が、担当する障害者等が利用するサービス提供事業所の職員と兼務する場合は、当該相談支援専門員がモニタリング等を行うことは望ましくないとの考えか。(国 QA 問43)

A お見込みのとおり。

兼務によるモニタリングの制限②

Q 「相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング等の取扱い」については、障害者等が当該相談支援専門員を希望する場合は、「市町村がやむを得ないと認める場合」として、引き続き当該相談支援専門員によるモニタリング等を認めてよいか。(国 QA 問44)

A 障害者等が希望する場合であっても、サービス提供事業所との中立性の確保やサービス提供事業所の職員と異なる視点での検討が欠如しかねず望ましくないため、当該障害者等に制度の趣旨を説明し理解を求めること。

兼務によるモニタリングの制限③

Q 相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合は、兼務する事業所の利用者のモニタリングを実施することができないこととされているが、同一法人の他の事業所を利用する利用者のモニタリングは実施できるということでしょうか。(国QA 問45)

A お見込みのとおり。

■相談支援員

【事業者要件】

- ・ 指定特定相談支援事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、相談支援員を置くことができます。なお、相談支援員を配置している期間において継続的に満たすことを要するが、やむを得ない理由により一時的に要件を満たさない場合であって、かつ、今後速やかに要件を満たすことが見込まれる場合には、この限りではありません。
 - a 当該指定特定相談支援事業所が機能強化型サービス利用支援費の算定要件を満たしている。
 - b 当該指定特定相談支援事業所に配置される主任相談支援専門員により、相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されている。具体的には、次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていることとします。
 - (a) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催
 - (b) 全ての相談支援員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の継続的な実施
 - (c) 当該相談支援事業所の全ての相談支援員に対する、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的とした指導、助言

【相談支援員の要件】

- ・ 専ら当該指定特定相談支援事業所の職務に従事する者である者であって、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものであることが必要です。

【相談支援員の兼務】

- ・ 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の業務に従事させてはなりません。
- ・ ただし、一体的に管理運営される指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、指定自立生活援助事業所に従事させることはできるものとしています。相談支援員の兼務に係る留意は、相談支援専門員の兼務規定と同様である。

Q&A コーナー | 相談支援員の兼務による加算の算定

Q 相談支援員が各種加算に係る所定の業務を行った場合、各種加算を算定することは可能か。
(国 QA(R6) 問 79)

A 原則として算定可能である。

もっとも、サービス利用支援の実施に付随するもの、指定基準上相談支援員が行うことが認められていない業務が要件となっているもの、告示上相談支援専門員のみが規定されている以下加算については、相談支援員による支援のみでは算定不可である。

- ・初回加算
- ・集中支援加算のうち、会議の開催
- ・サービス担当者会議実施加算

また、行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算、高次脳機能障害者支援体制加算等の質の高い相談支援体制を評価する加算については、相談支援専門員が研修修了することが必要であり、研修を修了した常勤の相談支援員をもって加算を算定することはできない。

5-3 人員基準 | 従たる事業所を設置する場合※基準第4条の二、解釈通知第二の1(3)

■ 従たる事業所を設置する場合における特例

指定特定相談支援事業者の指定は、原則として指定計画相談支援の提供を行う事業所ごとに行うものですが、次の①及び②の要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができます。

① 人員及び設備に関する要件

- ア 「従たる事業所」において専従の従業者が1人以上確保されていること。
- イ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離がおおむね30分以内で移動可能な距離であって、相談支援専門員の業務の遂行上支障がないこと。
- ウ 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。

② 運営に関する要件

- ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること、必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。
- ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。
- オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。

■事業所ごとに重要事項に関する運営規程を定める

指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、下記に掲げる事業の運営（①～⑧）についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければなりません。

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - 従業者については、相談支援専門員、相談支援員、その他の従業者に区分し、各々の員数及び職務の内容を記載します。（員数については基準を満たす範囲において「〇人以上」と記載可能）
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 計画相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額
 - 計画相談支援の提供方法及び内容については、サービス内容及び計画相談支援対象障害者等から相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載します。
 - 計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額については、計画相談支援給付費（法定代理受領を行わない場合に限る。）のほかに、基準第12条第2項に規定する額を指しています。
- ⑤ 通常の事業の実施地域
 - 客観的にその区域が特定されるものとし、なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。
- ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
 - 障害の種類にかかわらず利用者を受け入れることを基本としますが、サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては、事業の主たる対象とする障害の種類を特定して事業を実施することも可能です。
- ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、①虐待の防止に関する担当者の選定、②成年後見制度の利用支援、③苦情解決体制の整備、④従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）、⑤基準第28条の2第1項の虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等に関する事等についてあらかじめ定めます。
- ⑧ その他運営に関する重要事項
 - 地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の2の（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記します。

補足 | 運営規程の内容変更に伴う対応

人員の変更と同様に、運営規程の内容が生じた場合には、必ず変更の日から 10 日以内に横浜市に変更届を提出する必要があります。

■適切な勤務体制の確保

- ・ 利用者等に対し、適切な計画相談支援を提供できるよう、指定特定相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければなりません。
 - 指定特定相談支援事業者ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしなければなりません。
- ・ 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に計画相談支援の業務を担当させなければなりません。ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りではありません。

■相談支援専門員の資質の向上

- ・ 相談支援専門員の資質の向上のために、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しなければなりません。

■職場におけるハラスメントの防止

- ・ 適切な計画相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動（以下、「セクシュアルハラスメント」という。）又は優越的な関係を背景とした言動（パワーハラスメント）であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければなりません。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。
 - 事業主が講ずべき措置の具体的内容

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発することや相談（苦情を含む）に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知することが求められます。
 - 事業主が講じることが望ましい取組

顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）、③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）を行うことが望ましいです。

補足 | 横浜市相談支援従事者人材育成ビジョン（令和5年7月改訂版）

- 本市では、障害のある人の支援に関わる相談支援従事者の育成・確保を目的として、「横浜市相談支援従事者人材育成ビジョン」を策定しています。
- 本ビジョンでは、相談支援従事者として「価値・倫理」、「知識」、「技術」の基盤となる力や、その人材育成を支える取組等について記載しています。相談支援従事者は、本ビジョンを基に、日々の相談支援業務を充実させられるよう、自己研鑽に努める必要があります。
- 本ビジョンには、本市における相談支援従事者研修体系等も記載しています。必ず内容の確認をしていただき、相談支援専門員の資質向上に向けて、取り組んでください。

※本ビジョンは、本市ホームページ「横浜市 相談系サービス」に掲載しています。

■ 業務継続計画の策定

- 指定特定相談支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければなりません。業務継続計画には以下の項目等を記載します。

ア 感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

イ 災害に係る業務継続計画

- a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- c 他施設及び地域との連携

※各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。

- 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年 1 回以上）に実施しなければなりません。

➤ 研修の内容について

感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や緊急時の対応にかかる理解の励行を行います。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年 1 回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容については記録が必要です。

➤ 訓練（シミュレーション）について

感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定特定相談支援事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年 1 回以上）に実施しなければなりません。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。

- 業務継続計画については、定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行わなければなりません。
- 業務継続計画の策定等の取組が適切に行われていない場合に所定単位数の減算があります。ただし、計画相談支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないことを踏まえ、経過措置として、令和7年3月31日までの間、当該減算は適用しません。

■事業運営のためにハード面の整備をする

事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、計画相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければなりません。なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えありません。

- **事務室**：事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいですが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、計画相談支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとします。もっとも、事務室が区分されていない場合は特に、利用者等の個人情報管理に細心の注意を払うとともに、利用者等に関する情報が漏れることのないよう厳重に対応します。
- **受付等のスペースの確保**：利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保するとともに、相談のためのスペース等は利用者等が直接出入りできるとともに、相談内容が周囲に聞こえにくいようにするなど、利用者等が利用しやすく相談しやすい構造とします。
- **設備及び備品等**：計画相談支援に必要な設備及び備品等を確保します。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、計画相談支援の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。

■従業者と事業所の衛生管理

- ・ 指定特定相談支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければなりません。
- ・ 指定特定相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければなりません。
- ・ 指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所（以下、「事業所」という。）において感染症が発生し、又はまん延しないように、下記の措置を講じなければなりません。措置については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下、「感染対策委員会」という。）を定期的（概ね6月に1回以上、感染症が流行する時期等を勘案し必要に応じ随時）に開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ること。
 - 感染対策委員会は感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、外部の者も含め積極的に参画することが望ましいです。
 - 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めておくことが必要です。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針（平常時の対策及び発生時の対応を規定したもの）を整備すること。
 - 平常時の対策として、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、支援にかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等を記載します。
 - 発生時の対応として、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告や事業所内の連絡体制や関係機関への連絡体制を整備し明記してください。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施すること。
 - **研修の内容について**
 感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行ってください。
 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該指定特定相談支援事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容について記録が必要です。

▶ 訓練（シミュレーション）について

平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施します。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。

※各措置については「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」を参照してください。

■重要事項を掲示

- 指定特定相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制（職種及び常勤・非常勤別の人数）（※1）その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければなりません。なお、掲示については、重要事項を記載したファイル等を事業所内に備え付け、かつ、これをいつでも利用者又はその家族等に自由に閲覧させることで代えることができます。

※1：職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業員の氏名まで掲示することを求めるものではない。
- 併せて、利用申し込み者のサービスの選択に資することから、その重要事項の公表に努めなければなりません。なお、その公表の方法については、ホームページによる掲載等、適宜工夫をして行います。
- なお、「主任相談支援専門員配置加算、行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算、ピアサポート体制加算、高次脳機能障害支援体制加算」を算定する場合については、各加算を算定するための要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置している旨が分かるよう、併せて掲示及び公表することが必要です。

補足 | 掲示の工夫

- 「掲示」はサービス開始時の重要事項説明書の交付に加え、継続的にサービスが行われている段階においても、利用者の保護を図る趣旨で規定されていますので、利用者の見やすい場所に掲示してください。
- 掲示すべき内容は重要事項説明書に網羅されていますので、重要事項説明書を掲示用に加工して掲示することもできます。

■ 個人情報を保護する

- ・ 指定特定相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいけません。
- ・ 併せて、過去に当該事業所の従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければなりません。例えば、秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずる必要があります。

■ 事前に同意を得る

指定特定相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければなりません。

■ 個人情報漏洩時の、国への報告

書類誤送付などの個人情報漏洩があった時は、事故報告書を市及び区に提出してもらうとともに、利用者情報は「要配慮個人情報」にあたるため、事業所から国への報告義務があります。報告は個人情報保護委員会に関する以下のホームページ内の「報告フォーム」を参照ください。

○漏えい等の対応とお役立ち資料

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/>

補足 | 個人情報保護法

- ・ 平成 29 年 5 月 30 日の改正個人情報保護法の全面施行により、中小企業をはじめとするすべての事業者が個人情報保護法の適用対象となりました。
- ・ 個人情報とは、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものです。
- ・ 事業所が守るべき 4 つのルールとして、①取得・利用（勝手に使わない）、②保管（なくさない、漏らさない）、③提供（勝手に人に渡さない）、④開示請求等への対応（お問い合わせに対応）があります。
- ・ 詳細は、「個人情報保護委員会」のホームページで必ず確認してください。
(<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/>)

■適切な広告

指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはいけません。

5-12 運営基準 | 障害福祉サービス事業者等からの利益收受等の禁止

※基準第 26 条、解釈通知第二の 2 (23)

■特定のサービス提供事業者への誘導は禁止

- ・ 指定特定相談支援事業者及び指定特定相談支援事業所の管理者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員及び相談支援員に対して特定の福祉サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはなりません。
- ・ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス事業者によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはなりません。

■利益收受等の禁止

- ・ 指定特定相談支援事業者及びその従業者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定のサービス提供事業者によるサービスを利用させることの対償として、当該サービス提供事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはなりません。
- ・ 例えば、同一法人系列の福祉サービス事業者による福祉サービスのみを位置付けるように指示することをしてはなりません。また、金品その他財産上の利益の收受は、指定の取消等を直ちに検討すべきとされる重大な基準違反です。

■ 苦情受付体制の整備と周知

- 提供した計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければなりません。
- また、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書（重要事項説明書等）に記載するとともに、事業所に掲示することが望まれます。

■ 記録の整備とサービスの質の向上に向けた取組

- 苦情を受け付けた場合、指定特定相談支援事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録しなければなりません。（5 年間保存）
- 指定特定相談支援事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うべきです。

■ 調査等への協力

- 市町村等が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければなりません。また、指定特定相談支援事業者は、市町村等から求めがあった場合には、その改善の内容の報告をしなければなりません。
- また、指定特定相談支援事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければなりません。

■ 必要な措置の実施

- ・ 利用者等に対する計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければなりません。
- ・ 利用者等に対する計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければなりません。
- ・ 指定特定相談支援事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じることが求められます。

■ 記録の整備

その事故の状況及び事故に際して採った処置については、記録しなければなりません。(5年間保存)

補足 | 横浜市への事故報告

①死亡、②骨折、③誤嚥、④食中毒、⑤感染症、⑥所在不明、⑦利用者の不利益につながる職員による犯罪行為等、⑧その他、利用者の身体に重大な影響を及ぼす事故が生じた場合には、速やかに電話にて第一報を入れた上で、事故報告書により本市に報告します。なお、利用者の個人情報漏えいや書類の紛失なども報告対象となります。

※障害福祉情報サービスかながわに掲載している、2019/09/17「事故報告の取扱いについて」を参照してください。(トップページ>書式ライブラリ>1. 神奈川県からのお知らせ>7-4 事故報告に関するお知らせ)

補足 | 事故対応に係るその他留意事項 ※解釈通知第二の 2 (25)

- ・ 利用者等に対する計画相談支援の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定特定相談支援事業者が定めておくことが望ましいです。また、事業所に自動体外式除細動器(AED)を設置することや救命講習等を受講することが望まれます。なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えありません。
- ・ 指定特定相談支援事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいです。
- ・ 指定特定相談支援事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。なお、「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針」(平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会)が示されているので、参考にしてください。

■虐待の発生又は再発を防止するための措置

- 当該指定特定相談支援事業所（以下、「事業所」という。）における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下、「虐待防止委員会」という。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図らなければなりません。委員会の役割及び設置については下記のとおりです。

① 虐待防止委員会の役割

- 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）
- 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）
- 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）

② 虐待防止委員会の設置

- 虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要です。また、構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えるよう努めるものとします。
なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討します。
- 虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問いませんが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することは必要です。

③ 周知徹底する目的

- 虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意する必要があります。具体的には下記のような対応を想定しています。なお、虐待防止委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存します。

ア 虐待（不適切な対応事例も含む）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。

イ 従業者は虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。

ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。

エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。

オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。

カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。

キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。

④ 虐待防止のための指針

➤ 事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましいです。

ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

オ 虐待発生時の対応に関する基本方針

カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

- ・ 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施し、内容について適切に記録の上、5年間保存します。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えありません。
- ・ 上記の措置を適切に実施するための担当者については、相談支援専門員を配置します。なお、当該担当者及び管理者は、「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号）の別紙2「地域生活支援促進事業実施要綱」の別記2-4の3(3)の都道府県が行う研修に参加することが望ましいです。
- ・ 次に掲げる虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合に所定単位数の減算があります。
 - ① 虐待防止委員会を定期的を開催する。具体的には、1年に1回以上の開催とする。
 - ② 虐待の防止のための研修を定期的を実施する。具体的には、研修を1年に1回以上を実施する。
 - ③ 上記①、②を適切に実施するための担当者を配置する。

Q&A コーナー | 虐待防止に関する実施計画及び研修について

虐待防止に関する実施計画

Q 虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画とはどのようなものか。(国 QA(R3)VOL.2 問1)

A 例えば、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」に掲載している「労働環境・条件メンタルヘルスチェックリスト」を活用した労働環境等の計画的確認などが考えられる。

虐待防止のための研修

Q 身体拘束等の適正化のための研修及び虐待防止のための研修の関係如何。(国 QA(R3)VOL.2 問2)

A 虐待防止のための研修については、「虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発する」こととされているため、身体拘束等の適正化の内容に限定しないことが求められる。

例えば、厚生労働省の作成した「障害者虐待防止の理解と対応」を活用することなどが考えられる。

■他事業の会計と区分する

指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、計画相談支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければなりません。

■事業所としての記録と支援記録の整備

- ・ 指定特定相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しておかなければなりません。
- ・ 利用者等に対する計画相談支援の提供に関する下記に掲げる記録を最低限整備し、当該計画相談支援を提供した日から少なくとも5年以上保存しなければなりません。

■書類の管理

文書の保管について、特に個人情報の記載されているものについては、鍵のかかる書棚に適正に保管し、持ち出しの制限を行うなどによる適切な管理を行います。また、パソコンやサーバ、USBメモリ等の記録媒体についても、盗難・紛失防止及びウイルス感染等による個人情報の漏えいを防ぐための措置を行うことが必要です。

- ① 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- ② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳
 - ・ サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
 - ・ アセスメントの記録
 - ・ サービス担当者会議等の記録
 - ・ モニタリングの結果の記録
- ③ 基準第17条の規定による市町村への通知に係る記録
- ④ 基準第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- ⑤ 基準第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

補足 | 利用者の同意署名の必要性

サービス等利用計画案、確定させたサービス等利用計画、モニタリング報告書には、必ず利用者の同意署名を求めています。それは、いずれも利用者のもとなる書類であり、利用者の同意のないものはあり得ないからです。したがって、各書類への署名は、相談支援専門員の説明により、利用者がその内容に同意したことを証明するものであり、指定特定相談支援事業者の活動の根拠となるものです。

補足 | 利用者の同意署名の取り扱い

原則は、18歳以上の利用者は利用者本人による自筆の署名をします。18歳未満の児童の場合は保護者が保護者の氏名で署名をします。障害等の理由で利用者の自筆署名が困難な場合には、代筆者が本人の氏名、さらに代筆者の署名、利用者との関係性及び代筆理由を記載します。なお、後見人による代行も代筆と同様に取り扱います。

補足 | 利用者の同意署名の郵送対応

利用者等に対して、すでにサービス等利用計画等の内容の説明を終え、口頭での同意が確認できおり、利用者の同意署名をもらうのみの場合には、郵送で対応することも可能です。

■原則、利用申込に応じる

- 指定特定相談支援事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければなりません。特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止されています。
- 提供を拒むことのできる正当な理由として、下記が挙げられます。
 - ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
 - ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
 - ③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込があった場合
 - ④ その他、利用申込者に対し自ら適切な計画相談支援を提供することが困難な場合 等
- なお、行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算又は高次脳機能障害支援体制加算を算定している指定特定相談支援事業者は、算定している各加算に対応した強度行動障害を有する障害児者、医療的ケアが必要な障害児者、精神障害を有する障害児者又は高次脳機能障害を有する障害児者からの利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。

■ 他の事業所の紹介その他の必要な措置を講じる

指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な計画相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定特定相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければなりません。

■電磁的記録について

- ・ 指定特定相談支援事業者及びその従事者は、書面の保存等に係る負担軽減を図るため、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（デジタルデータ：パソコンで作成したファイルや、スキャナ等で読み取ったPDF等のファイルなど）により行うことができます。
- ・ 電磁的記録を取り扱うにあたっては、データへのアクセス権限の管理、アクセス記録の保存等の措置を講ずる必要があり、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守して取り組んでいく必要があります。

■電磁的方法について

- ・ 指定特定相談支援事業者及びその従事者は、利用者及びその家族等の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下、「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、電磁的方法（インターネット回線を通じたファイル送信やCD-ROM等の記録媒体の受け渡し等利用者がファイルへの出力し、文書を作成できるもの）により行うことができます。
- ・ 当該交付等の相手方が利用者である場合には、当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守して取り組んでいく必要があります。

補足 | 障害の特定に応じた適切な配慮について

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ & A（平成28年11月30日公表・個人情報保護委員会）

Q 1-32（要配慮個人情報）

障害福祉サービス事業者等において個人情報を取り扱う際に、留意すべきことはありますか。

A 1-32

障害福祉サービス事業者等においては、個人情報の取得や第三者提供、保有個人データに関する事項の公表等の段階に応じて、手話、点字等の方法により本人に対し、その利用目的を明示することや、ホームページへの音声データの掲載を行うこと、知的障害者等に対してあらかじめ必要な情報が本人の知り得る状態にあることを平易な表現を用いて説明すること等、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うことが望ましいと考えられます。

なお、障害福祉サービス事業者等以外の個人情報取扱事業者においても、これに準じた適切な配慮を行うことが望ましいと考えられます。

5-21 報酬基準 | 計画相談支援費算定の基本的な取扱い

※基準第 15 条第 2・3 項、報酬告示 1、留意事項通知第四の 1 (1)

■ 計画相談支援費の基本報酬は下記の 2 種類。

指定サービス利用支援 ※いわゆる計画作成

- ① サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等（基準第 15 条第 2 項第 7 号）
- ② サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意（同項第 10 号及び第 13 号）
- ③ サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は障害児の保護者及び担当者への交付（同項第 11 号及び第 14 号）
- ④ サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取（同項第 12 号）

指定継続サービス利用支援 ※いわゆるモニタリング

- ① 利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者への面接等（同条第 3 項第 2 号）
- ② サービス等利用計画の変更についての指定サービス利用支援に準じた手続の実施（同条第 3 項第 3 号により準用する同条第 2 項第 7 号、第 12 号から第 14 号まで）

補足 | 本市の計画相談支援に係る地域区分 ※単価告示

本市の地域区分は、2 級地（単価×10.96 円）です。

地域区分は事業所所在地のものが適用されるため、横浜市内の事業所は全て 2 級地単価となります。

Q&A コーナー | 計画相談支援給付費の発生時点

計画相談支援給付費の発生時点

Q 計画相談支援給付費が発生する時点は、いつか。（国 QA 問 52）

A 計画相談支援給付費が発生するのは、市町村から障害福祉サービス等の支給決定を受けた後に、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画を作成し、利用者から文書により同意を得た時点である。

算定期間 ※可能なものは●で示している		留意事項	
サービス 利用支援 (計画作成)	継続サービス 利用支援 (モニタリング)	その他の月	
③加算 ※供給不可のものを除き、該当加算を選択			
基本報酬算定可能	60 単位		
行動障害支援体制加算	30 単位		
行動障害支援体制加算 (I)	60 単位		
行動障害支援体制加算 (II)	30 単位		
要医療見者支援体制加算 (I)	60 単位		
要医療見者支援体制加算 (II)	30 単位		
精神障害者支援体制加算 (I)	60 単位		
精神障害者支援体制加算 (II)	30 単位		
高次脳機能障害支援体制加算 (I)	60 単位		
高次脳機能障害支援体制加算 (II)	30 単位		
ピアサポート体制加算	100 単位		
主任相談支援専門員配置加算	300 単位		
主任相談支援専門員配置加算 (I)	100 単位		
主任相談支援専門員配置加算 (II)	100 単位		
利用者負担上限管理加算 (月 1 回を限度)	150 単位	●	●
初回加算	300 単位	●	●
退院・退所加算 (3 回を限度)	500 単位	●	●
面談又は会議を行い、指定サービス利用支援を行った場合	300 単位	●	●
面談又は会議を行い、指定継続サービス利用支援を行った場合	200 単位	●	●
医療・保育・教育機関等連携加算 (1 月に複数算定可)	300 単位	●	●
通院するに当たり、情報提供をした場合	300 単位	●	●
福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、情報提供をした場合	150 単位	●	●
サービス担当者会議実施加算	100 単位	●	●
入院時情報連携加算 (I)	300 単位	●	●
入院時情報連携加算 (II)	150 単位	●	●
居宅介護支援事業所等連携加算	300 単位	●	●
訪問による面談・会議参加	150 単位	●	●
サービス提供時モニタリング加算	100 単位	●	●
集中支援加算	300 単位	●	●
利用者等への訪問による面談	150 単位	●	●
サービス担当者会議の開催	300 単位	●	●
関係機関が開催する会議への参加	150 単位	●	●
利用者への通院同行	100 単位	●	●
福祉サービス等提供機関への情報提供	150 単位	●	●
地域生活支援拠点等相談強化加算 (月 4 回を限度)	700 単位	●	●
地域体制強化共同支援加算 (月 1 回を限度)	2,000 単位	●	●
地域生活支援拠点等機能強化加算 (月 100 回を限度)	500 単位	●	●
遠隔地訪問加算	300 単位	●	●

5-23 報酬基準 | 報酬①基本報酬

※報酬告示1、留意事項通知第四の1、厚生労働大臣が定める基準1、国QA問52、国QA(H30)VOL.1問77・78

■機能強化型(継続)サービス利用支援費について

- ・ 機能強化型(継続)サービス利用支援は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とするものです。
- ・ 当該報酬の対象となる事業所は、公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であり、常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に支援できる体制が整備されており、市町村や基幹相談支援センター等との連携体制が確保されているほか、協議会との連携や参画が強く望まれるものです。
- ・ 算定にあたっては、本市に手続きを行うことが必要です。

※様式は、障害福祉情報サービスかながわホームページに掲載されています。

トップページ>書式ライブラリ>2. 横浜市からのお知らせ>⑤体制届に関するお知らせ(障害者総合支援法)

機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅰ)～(Ⅳ) 共通事項

<算定要件>

- (1) 共通(単独の指定特定相談支援事業所で算定する場合、複数事業所が協働により体制を確保して算定する場合)

ア 兼務の取り扱い

配置される相談支援専門員については、原則専従であることが要件であるが、同一敷地内にある事業所における指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所の業務と兼務しても差し支えないこととしている。

イ 留意事項伝達会議

「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次のaからcまでに掲げる要件をいずれも満たすものでなければならないこと。なお、会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。

- a 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。
- (a) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針
 - (b) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策
 - (c) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況
 - (d) 保健医療及び福祉に関する諸制度
 - (e) アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術
 - (f) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針

(g) その他必要な事項

- b 議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。
- c 会議の開催については定期的（概ね週1回以上）であること。

ウ 現任研修修了者同行による研修

現任研修修了者の同行による研修については、当該現任研修修了者が、新規に採用した従業員に対し、適切な指導を行うこと。なお、テレビ電話装置等を活用して行われる研修についても、当該現任研修修了者による適切な指導等が可能な体制が確保されている場合は対象に含めて差し支えない。

- ※ 一体的に管理運営を行う事業所の場合、現任研修修了者が配置されていない事業所に新規に採用した従業員がいる場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修修了者により適切な指導を行う必要がある

エ 支援困難ケースの受入

自ら積極的に支援困難ケースを受け入れなければならない、そのため、常に基幹相談支援センター又は協議会との連携を図らなければならないこと。

オ 事例検討会への参加

基幹相談支援センター又は協議会が実施する事例検討会等に参加していること。

カ 取扱件数

取扱件数については、当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所においてそれぞれ40件未満であること。

また、取扱件数は、1月の当該指定特定相談支援事業所全体の計画相談支援対象障害者等の数の前6月の平均値（以下「計画相談支援対象障害者等の平均数」という。）を、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員（相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。）の員数の前6月の平均値（以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数とする。

- ※ 当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。

(2) 複数事業所が協働により体制を確保して算定する場合（協働体制）

単独の事業所で機能強化型サービス利用支援費の算定要件を満たすことが困難であっても、複数の指定特定相談支援事業所間で一体的に管理運営を行うための必要な体制を構築した上で、当該事業所全体をもって人員配置及び24時間の連絡体制が確保されていることにより、要件を満たすことを可能とします。

なお、機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅳ)については、複数事業所の協働体制による算定はできません。

ア 体制要件

次の(ア)から(ウ)までに掲げる要件をいずれも満たしていること。

(ア) 協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。

(イ) 機能強化型サービス利用支援費に係る各要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的(月1回)に確認が実施されていること。

(ウ) 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上共同して実施していること。なお、会議等については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。

※ ここに定める会議を開催した週については、当該会議をもって留意事項伝達会議を開催したこととして差し支えない。

イ 事業所要件

次の(ア)又は(イ)に掲げる要件のいずれかを満たしていること。なお、一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、原則として同一市町村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限る。

(ア) 一体的に管理運営を行う事業所それぞれが、計画相談支援基準第19条に規定する運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。

(イ) 地域生活支援拠点等の拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。なお、拠点関係機関との連携体制を確保することについては、支援が必要な者への対応について協議する体制及び緊急時に連絡をとれる体制を確保していることとする。

また、協議会に定期的に参画していることについては、協議会の構成員として定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等を行っていることとする。

ウ 人員配置要件（各事業所）

当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤専従の相談支援専門員をそれぞれ1名以上配置していること。

機能強化型(継続)サービス利用支援費（Ⅰ）（2,014 単位/月、(継続)1,761 単位/月）

<算定要件> ※下記に加え、共通事項にある算定要件を満たしていること。

（１） 人員配置要件

常勤かつ専従の相談支援専門員を 4 名以上配置し、そのうち 1 名以上が現任研修修了者であること。ただし、3 名（現任研修修了者 1 名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えないものとする。

（２） 24 時間の連絡体制

24 時間連絡可能な体制とは、営業時間と同様の体制をとることを求めるものではなく、営業時間外においては、利用者が緊急事態に際しても担当者と携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものである。営業時間外の体制は当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等によることも可能であること。

（３） 協議会への参画

協議会に構成員として定期的に参画し、他の構成員である関係機関等との連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。具体的には、定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等、地域づくりに向けた検討及びそれに伴い必要な取組を当該関係機関等と連携して行うこととする。

（４） 基幹相談支援センターによる取組への参画

基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。

補足 | 基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化の取組

（地域生活支援事業通知 別紙 1 地域生活支援事業実施要綱 別記 1-3 相談支援事業実施要領 3 の（１）のイの(イ)）

- ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言
- ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）
- ・地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）
- ・学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言
- ・地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証

(2) 機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅱ) (1,914単位/月、(継続)1,661単位/月)

<算定要件> ※下記に加え、共通事項にある算定要件を満たしていること。

(1) 人員配置要件

常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。ただし、2名(現任研修修了者1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えないものとする。

(2) 24時間の連絡体制

機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅰ)の(2)の規定を準用する。

(3) 協議会への参画

機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅰ)の(3)の規定を準用する。

(4) 基幹相談支援センターによる取組への参画

機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅰ)の(4)の規定を準用する。

(3) 機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅲ) (1,822単位/月、(継続)1,558単位/月)

<算定要件> ※下記に加え、共通事項にある算定要件を満たしていること。

(1) 人員配置要件

常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。ただし、現任研修修了者1名を除いた相談支援専門員については、指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の業務を兼務しても差し支えないものとする。

(2) 協議会への参画

機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅰ)の(3)の規定を準用する。

(3) 基幹相談支援センターによる取組への参画

機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅰ)の(4)の規定を準用する。

(4) 機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅳ) (1,672単位/月、(継続)1,408単位/月)

<算定要件> ※下記に加え、共通事項にある算定要件を満たしていること。

(1) 人員配置要件

専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が常勤の現任研修修了者であること。なお、本区分については、指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所の業務を除き、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務することはできません。

■機能強化型の基本報酬の算定要件

機能強化型基本報酬算定要件	I	II	III	IV
(1) 人員配置要件				
常勤かつ専従の相談支援専門員を <u>4名</u> 以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。	○	—	—	—
常勤かつ専従の相談支援専門員を <u>3名</u> 以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。	—	○	—	—
常勤かつ専従の相談支援専門員を <u>2名</u> 以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること	—	—	○	—
専従の相談支援専門員を <u>2名</u> 以上配置し、かつ、そのうち1名以上が <u>常勤</u> の現任研修修了者であること。	—	—	—	○
(2) 24時間の連絡体制				
24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。	○	○	—	—
(3) 協議会への参画				
協議会に構成員として定期的に参画し、他の構成員である関係機関等との連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。	○	○	○	—
(4) 基幹相談支援センターによる取組への参画				
基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。	○	○	○	—
(5) 留意事項伝達会議				
利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。	○	○	○	○
(6) 現任研修修了者同行による研修				
新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修修了者の同行による研修を実施していること。	○	○	○	○
(7) 支援困難ケースの受入				
積極的に支援困難ケースを受け入れなければならない、そのため、常に基幹相談支援センター等との連携を図らなければならないこと。	○	○	○	○
(8) 事例検討会への参加				
基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。	○	○	○	○
(9) 取扱件数				
計画相談支援と障害児相談支援の一月当たりの取扱件数が40件未満であること。	○	○	○	○

※相談支援専門員については、同一敷地内にある指定一般相談支援、指定障害児相談支援、指定自立生活援助の各業務を兼務した場合でも常勤専従とみなす。

※機能強化型Ⅰ～Ⅲにおける常勤専従者の内1名（現任研修修了者1名を除く）は、業務に支障がない場合については同一敷地内における他事業の兼務を可とする

※現任研修修了者とある箇所については、主任相談支援専門員であっても可である。

■ サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費について

- ・ サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費も（Ⅰ）と（Ⅱ）に区分されます。
- ・ （Ⅰ）は、取扱件数（相談支援専門員 1 人当たりの前 6 月間における計画相談支援対象障害者等の数（指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の事業における障害児相談支援対象保護者を含む。）の平均値をいう。以下同じ。）が 40 未満である場合又は 40 以上である場合において、40 未満の部分について算定します。
- ・ （Ⅱ）は、取扱件数が 40 以上である場合において、40 以上の部分について算定します。

■ 機能強化型(継続)サービス利用支援費と(継続)サービス利用支援費（Ⅱ）について

- ・ 機能強化型(継続)サービス利用支援費（Ⅰ）～（Ⅳ）を算定する場合も、取扱件数が 40 以上である場合においては、40 以上の部分について、(継続)サービス利用支援費（Ⅱ）を算定します。
- ・ 機能強化型(継続)サービス利用支援費（Ⅰ）～（Ⅳ）のいずれかの機能強化型(継続)サービス利用支援費を算定している場合においては機能強化型(継続)サービス利用支援費（Ⅰ）～（Ⅳ）までのその他の機能強化型(継続)サービス利用支援費は算定しません。

① 取扱件数の取扱い ※留意事項通知第四の 1 の（3）の①

※本市ホームページに掲載している「計画相談支援等の報酬減算額確認表」で要確認

- ・ 1 月の当該指定特定相談支援事業所全体の計画相談支援対象障害者等の数の前 6 月の平均値（以下、「計画相談支援対象障害者等の平均数」という。）を、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数の前 6 月の平均値（以下、「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数とします。
- ・ なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含みます。
- ・ 上記方法により算定した取扱件数が 40 件を超えている場合は、当該超えた部分に相当する件数が、算定月におけるサービス利用支援費(Ⅱ)又は継続サービス利用支援費(Ⅱ)を適用する件数となります。

② 割り当てについて ※留意事項通知第四の 1 の（3）の②

- ・ サービス利用支援費（Ⅱ）及び継続サービス利用支援費（Ⅱ）の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、40 件目（相談支援専門員の平均員数が 1 を超える場合にあつては、40 に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。))以降の件数分について、サービス利用支援費（Ⅱ）又は継続サービス利用支援費（Ⅱ）を割り当てます。

- なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てます。

Q&A コーナー | 複数事業所による協働体制

地域生活支援拠点等を構成する事業所による協働体制

Q 地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所による協働体制が確保されている場合、機能強化型（継続）サービス利用支援費を算定できるとされているが、具体的にどのような場合に算定できるのか。（国 QA(R3)VOL.2 問 31）

A 留意事項通知で示しているとおり、協働体制を確保する事業所間において協定を締結していること、協働体制を維持できているかについて協定を締結した事業所間において定期的（月 1 回）に確認が実施されていること等の体制が確保されていることが必要になる。

なお、協働体制を確保する事業所間においては、人員配置要件や 24 時間の連絡体制確保要件について、複数の事業所で要件を満たすことを可能としているが、特定の事業所に対して過重な負担とならないようあらかじめ事業所間で十分協議を行い、役割分担を明示した協定を締結し、かつ、具体的な業務内容の分担を行っておくことが重要である。（※障害児相談支援についても同様）

協働体制を確保する事業所間で締結する協定

Q 協働体制を確保すべき事業所間で締結すべき協定の事項は何か。（国 QA(R3)VOL.2 問 32）

A 少なくとも以下に示す事項を含む協定を締結することが必要である。

協定の締結年月日、協定を締結する事業所名、協定の目的、協働により確保する体制の内容、協働体制が維持されていることの確認方法、協働する事業所の義務、協定が無効や解除となる場合の事由や措置、秘密保持、協定の有効期間。

補足 | 協働体制における地域生活支援拠点について

横浜市では、地域生活支援拠点について、区ごとで面的に整備を行っています。そのため、協働体制を確保する事業所については、原則、同一所在区内の事業所同士としています。各区の自立支援協議会の場などを活用しながら、事業所探しを行ってください。

また、地域生活支援拠点として運営規程に規定した際は、「横浜市地域生活支援拠点機能構築のための連携ガイドライン」を必ず確認し、事業所が担う役割等をしっかりと確認・理解し、自立支援協議会へ参画し役割等を担うことを報告してください。その上で、自立支援協議会への継続的な参画、地域の体制づくり、人材育成に積極的に取り組んでいただきます。

Q&A コーナー | 機能強化型の兼務が可能な範囲

機能強化型（継続）サービス利用支援費における兼務が可能な職員

Q 機能強化型（継続）サービス利用支援費の算定要件について、常勤かつ専従の相談支援専門員を一定以上配置することとされているが、例外として、一部の職員については、兼務が認められている。兼務が可能な職員の範囲等について、どのようになっているか。（国 QA 問 73）

A 以下の図を参照されたい。ただし、機能強化型基本報酬の趣旨を十分踏まえ、兼務により当該指定特定（障害児）相談支援事業所の業務に支障が生じないことを必ず担保するよう留意されたい。

	1人目	2人目	3人目	4人目
機能強化型Ⅰ	常勤専従 (現任)	常勤専従	常勤専従	常勤専従 ①
機能強化型Ⅱ	常勤専従 (現任)	常勤専従	常勤専従 ①	
機能強化型Ⅲ	常勤専従 (現任)	常勤専従 ②		
機能強化型Ⅳ	常勤専従 (現任)	専従		

共通・・・同一敷地内にある指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、指定自立生活援助事業所の場合兼務可能

①・・・同一敷地内にある他の事業所の職務の兼務可能

②・・・市町村が認めた場合、同一敷地内にある他の事業所の職務の兼務可能

※横浜市では②については、①と同様の取扱いとしています。

■ 計画相談支援と障害児相談支援の一体的支援の場合は、障害児相談支援のみの報酬

※報酬告示注4、留意事項通知第四の1の(5)

- ・ 障害福祉サービス（障害者総合支援法に基づく）と障害児通所支援（児童福祉法に基づく）の両方のサービスを利用する障害児については、計画相談支援と障害児相談支援の両方を一体的に実施することとなります。しかし、この場合の報酬については、**障害児相談支援のみの報酬が算定され、計画相談支援の報酬の請求はできません。**
- ・ なお、18歳以上の障害者が放課後等デイサービスを利用する場合も、その者を障害児とみなして障害児支援利用計画を作成し、**障害児相談支援のみの報酬が算定されます。**
- ・ また、このような報酬体系になっていることから、障害福祉サービスと障害児通所支援の両方のサービスを利用する障害児については、同一の相談支援事業所が支援を実施します。

Q&A コーナー | 障害児相談支援対象者の対応

障害児相談支援対象者に計画相談支援を行う場合

Q 障害福祉サービスと障害児通所支援の両方のサービスを利用する障害児については、計画相談支援と障害児相談支援の両方を一体的に実施することとなるが、報酬については、**障害児相談支援のみの報酬が算定される**という理解でよいか。（国 QA 問53）

A お見込みのとおり。なお、18歳以上の障害者が放課後等デイサービスを利用する場合も、その者を障害児とみなして障害児支援利用計画を作成し、**障害児相談支援のみの報酬が算定される。**

障害児から障害者へ切り替わる際の取扱い

Q 障害児通所支援から障害福祉サービス等に利用するサービス等が切り替わる際に、**障害児相談支援の支給期間の終期月に指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して継続障害児支援利用援助を行い、同一の月に、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者に対してサービス利用支援を行った場合、指定障害児相談支援事業者が継続障害児支援利用援助費を、指定特定相談支援事業者がサービス利用支援費を算定することは可能か。**（国 QA 問69）

A 報酬告示において「**障害児相談支援対象保護者に対して、指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。**」とされているため、同一月に指定特定相談支援事業者がサービス利用支援費を算定することはできない。（報酬告示1の注4参照）

したがって、サービス等利用計画を作成し、利用者から文書による同意を得る日を、**障害児相談支援の支給期間の終期月の翌月に属する日とすること。**

なお、この取扱いについては、指定障害児相談支援事業者から指定特定相談支援事業者へケースを引き継ぐ場合も、指定障害児相談支援事業者と指定特定相談支援事業者の両方の指定を受けている事業者がケースを受け持つ場合も同じである。

■ サービス利用支援費と継続サービス利用支援費の請求はどちらか一方

※報酬告示注 5、留意事項通知第四の1の(6)、国 QA 問 59・62

- サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費は、同一の対象者に対して、同一の月に複数回行ったとしてもサービス利用支援費もしくは継続サービス利用支援費のどちらか一方のみの算定になります。つまり、同一の月に指定継続サービス利用支援を行った後に、指定サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定します。したがって、継続サービス利用支援を行った結果サービス等利用計画を作成するという一連の流れで行っている場合は、計画作成のアセスメントのプロセスをモニタリング（継続サービス利用支援）で行えているため、月をまたいだ場合も同様に継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定します。
- なお、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費は、月額報酬のため同一の月に複数回行ったとしても1回分しか算定することはできません。
- 機能強化型（継続）サービス利用支援費も同様です。

■ 例外的に両方請求するケース ※国 QA 問 59

- 指定サービス利用支援を行った後、同一の月に指定継続サービス利用支援を行った場合は、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できます。
- ただし、この取り扱いは、障害福祉サービスの体験利用（短期間）を行うための支給決定に係る指定サービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための指定継続サービス利用支援を行う等のケースが該当します。通常は、別の月で指定サービス利用支援と指定継続サービス利用支援を行いますので、例外的な対応として考えてください。

Q&A コーナー | 取扱い件数の考え方

取扱い件数の考え方

- Q 相談支援専門員1人当たりの取扱件数には、基本報酬以外の加算の件数も含むのか。また、計画相談支援を行う事業所が地域相談支援の事業の指定も併せて受けており、相談支援専門員が地域相談支援における対応も実施している場合、当該件数も含まれるのか。(国 QA(H30)VOL.1 問 77)
- A 取扱件数は、1月間に実施したサービス利用支援、継続サービス利用支援、障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助の合計数であり、基本報酬以外の加算や地域相談支援の事業として対応した件数は含めない。

補足 | 常勤・専従の考え方 ※障福解釈通知第二の2(3)・(4)

- ・ 常勤とは、指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

当該指定障害福祉サービス事業所等に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理者について、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、一の指定障害福祉サービス事業者によって行われる指定生活介護事業所と指定就労継続支援B型事業所が併設されている場合、当該指定生活介護事業所の管理者と当該指定就労継続支援B型事業所の管理者とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従業者が産前産後休業、母性健康管理措置、育児休業、介護休業、育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。

- ・ 専従とは、原則として、サービス提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間（療養介護及び生活介護については、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

Q&A コーナー | 常勤の考え方 / 体制整備

常勤の考え方

Q 機能強化型（継続）サービス利用支援費及び各種加算の算定要件にある「常勤」の考え方如何。（国QA問70）

A 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発1206001）第二の2の（3）の規定に準じた取扱いとする。

体制整備

Q 機能強化型（継続）サービス利用支援費の要件として、24時間連絡体制の確保があるが、24時間開所しておく必要はなく、24時間連絡が取れる体制を確保しておくことで足りるのか。また利用者等とあるので、利用者の家族や利用しているサービス提供事業所も対象になるのか。（国QA問76）

A お見込みのとおり。

また、複数の事業所が協働して体制を確保する場合においては、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所全体で連絡体制が確保されていることをもって要件を満たすこととする。

Q&A コーナー | 管理者との兼務

管理者との兼務について

- Q 機能強化型基本報酬及び主任相談支援専門員配置加算では、原則として常勤専従が求められているところ、常勤専従が求められている相談支援専門員又は主任相談支援専門員について、管理者を兼務することは可能か。(国 QA 問 74)
- A 当該指定特定（障害児）相談支援事業所及び同一敷地内にある指定一般相談支援事業及び指定自立生活援助の事業所における管理者を兼務することは差し支えない。
- もっとも、主任相談支援専門員配置加算については、主任相談支援専門員による地域の相談支援事業所の従事者に対する助言指導を実施することが要件とされていることを踏まえ、上記管理者の兼務については、主任相談支援専門員としての上記助言指導の実施に支障が生じないと認められる場合に限ることとする。

5-24 報酬基準 | 報酬②基本報酬への減加算：介護保険制度

※報酬告示1注6～8、留意事項通知第四の1(7)、国QA問33・54

■介護保険制度が優先

- ・ 介護保険の対象者は、原則介護保険の介護支援専門員（ケアマネジャー）が対応し、計画相談支援の支給を決定することはありません。
- ・ しかし、介護支援専門員だけで計画を作成するのが困難な場合（例えば、障害福祉サービス固有のサービス：行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の利用を希望する場合）で、区役所がサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合には計画相談支援の支給決定を行うことができます。
- ・ 併給の必要性がある場合には、必ず区役所に相談してください。

■同一人物が介護支援専門員と相談支援専門員として同一利用者に支援する場合は減算

同一人物が介護支援専門員と相談支援専門員として、同一利用者に支援を行う場合には、下記の通り減算の対象となります。なお、経過的サービス利用支援費及び経過的継続サービス利用支援費の算定時は取り扱いが異なりますので、ご注意ください。

① 居宅介護支援費重複減算(Ⅰ)

相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法に規定する要介護状態区分が要介護1又は要介護2の方に対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、1月につき5-22に掲げる単位を所定単位数から減算します。

② 居宅介護支援費重複減算(Ⅱ)

相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等であって、同法に規定する要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5の方に対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、1月につき5-22に掲げる単位を所定単位数から減算します。

③ 介護予防支援費重複減算

相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等であって、同法に規定する要支援状態区分が要支援1又は要支援2の方に対して、指定介護予防支援と一体的に指定継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費(Ⅰ)を算定した場合に、介護予防支援費重複減算として、1月につき16単位を所定単位数から減算します。

5-25 報酬基準 | 報酬②基本報酬への減加算：情報公表未報告等

※報酬告示1注9～11、留意事項通知第二の1(12)(13)(15)

① 情報公表未報告減算

- ・情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算します。
- ・情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとします。
- ・障害福祉サービス等情報公表システムに事業所の正しい情報が公表されているか御確認ください。
障害福祉サービス等情報公表システム WAM NET

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>



② 業務継続計画未策定減算（経過措置期間あり）※5-6も参照ください。

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算します。
- ・必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとします。
- ・計画相談支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないことを踏まえ、経過措置として、令和7年3月31日までの間、当該減算は適用しません。

③ 虐待防止措置未実施減算※5-15も参照ください。

- ・虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算します。
- ・措置を講じていない事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を市に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事等に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとします。これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、虐待の防止を図らなければならないものとします。なお、「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものです。

5-26 報酬基準 | 報酬②基本報酬への減加算：特別地域加算

※報酬告示1の注12、留意事項通知第四の2・第二の2(1)⑮

■特定の地域に居住している利用者に対応した場合の報酬加算

- ・ 厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、計画相談支援を行った場合に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加えて算定します。
- ・ 対象となる場合には、区役所に申し出てください。申し出を受け付けた時点から、特別地域加算の決定を行います。
- ・ 特別地域加算を算定する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第31条第5号に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、指定障害福祉サービス基準第21条第3項に規定する交通費の支払いを受けることはできません。

【厚生労働大臣が定める地域】 ※厚生労働省告示第176号

- ① 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- ② 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島
- ③ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯
- ④ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地
- ⑤ 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村
- ⑥ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島
- ⑦ 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- ⑧ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域
- ⑨ 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域
- ⑩ 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島

【県内の対象地域】

清川村全域、相模原市津久井町、相模原市藤野町(旧藤野町エリア)、山北町、湯河原町、松田町、南足柄市の旧北足柄村(内山、矢倉沢)、大井町の旧相和村(赤田、高尾、柳、篠窪)

5-27 報酬基準 | 報酬③加算：体制加算

※報酬告示 4、12～15、厚生労働大臣が定める基準 4、6～10、留意事項通知第四の 6・14～18

■専門性の高い相談支援体制を評価する加算

- ・ 専門性の高い支援を実施できる体制を整えている場合に、その体制整備を適切に評価するための加算です。
- ・ 体制加算の算定には、本市に手続きを行うことが必要です。
※様式は、障害福祉情報サービスかながわホームページに掲載されています。
トップページ>書式ライブラリ>2. 横浜市からのお知らせ>
⑤体制届に関するお知らせ（障害者総合支援法）

■各加算の内容

① 行動障害支援体制加算（Ⅰ：60 単位/月 Ⅱ：30 単位/月）

※報酬告示 12、厚生労働大臣が定める基準 6、留意事項通知第四の 14

<算定要件> ※次の要件を全て満たす場合に算定可能

- ア 行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を 1 名以上配置し、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備されていること
- イ 研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出ること
- ウ 体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表すること

<算定に当たっての留意事項>

ア 共通事項

- ・ 強度行動障害を有する者から利用申込があった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません（国による利用者名簿様式あり）。
- ・ 当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けていることが必要です。
- ・ 行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援を実施するための体制を整備することを評価するものであることから、強度行動障害を有する利用者のみならず、当該指定特定相談支援事業所における全ての利用者に対して指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を実施する場合に加算することができるものです。
- ・ Ⅰについては、対象となる障害者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に算定

できるものであり、現に支援を行っていない場合には、Ⅱを算定します。

イ 行動障害支援体制加算（Ⅰ）

[対象となる障害者]

- ・ 当該区分は、支援対象者に障害支援区分3以上に該当しており、かつ、行動関連項目合計点数が10点以上である者（以下「強度行動障害者」という。）がいる場合に、全ての利用者に対して加算できることとしています。なお、利用者が強度行動障害児者に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。
- ・ また、当該確認にあたって、受給者証の記載（障害支援区分、利用サービス、加算対象等）により確認が可能な場合は、これによって確認することも考えられます。

[対象者への支援]

- ・ 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、強度行動障害児者に対して現に指定計画相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に、強度行動障害児者に対して指定計画相談支援を行っていることとします。そのため、強度行動障害児者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理してください。
- ・ なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、強度行動障害児（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準（平成27年厚生労働省告示第181号）第6号のイの(3)に規定する表（児基準の合計点数が20点以上である児童）の保護者に対して指定障害児相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものです。

② 要医療児者支援体制加算（Ⅰ：60単位/月 Ⅱ：30単位/月）

※報酬告示13、厚生労働大臣が定める基準7、留意事項通知第四の15

<算定要件> ※次の要件を全て満たす場合に算定可能

- ア 人工呼吸器を装着している障害児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児者等（以下、「医療的ケア児等」という。）に対して適切な計画相談支援等を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修^{*1}を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていること
- イ 研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出ること
- ウ 体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表すること

※1 「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支

援事業の実施について（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下、「地域生活支援事業通知」という。）の別紙2 地域生活支援促進事業実施要綱別記2-10に定める医療的ケア児等総合支援事業により行われる医療的ケア児等コーディネーター養成研修（人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいいます。

<算定に当たっての留意事項>

ア 共通事項

- ・ 医療的ケア児等から利用申込があった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません（国による利用者名簿様式あり）。
- ・ 当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けていることが必要です。
- ・ 医療的ケア児等に対して適切な計画相談支援を実施するための体制を整備することを評価するものであることから、医療的ケア児等である利用者のみならず、当該指定特定相談支援事業所における全ての利用者に対して指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を実施する場合に加算することができるものです。
- ・ Iについては、対象となる障害者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に算定できるものであり、現に支援を行っていない場合には、IIを算定します。

イ 要医療児者支援体制加算（I）

[対象となる障害者]

- ・ 当該区分は、支援対象者にスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者（以下「対象医療的ケア児者」という。）がいる場合に、全ての利用者に対して加算できることとしています。なお、利用者が対象医療的ケア児等に該当するかについて、一定期間毎に確認してください。また、当該確認にあたって、受給者証の記載（加算対象等）により確認が可能な場合は、これによって確認することも考えられます。

[対象者への支援]

- ・ 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、対象医療的ケア児者に対して現に指定計画相談支援を行っていることを要件としていますが、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に、対象医療的ケア児者に対して指定計画相談支援を行っていることとします。そのため、対象医療的ケア児者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理してください。なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、対象医療的ケア児者（18歳未満の者に限る。）の保護者に対して指定障害児相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものです。

③ 精神障害者支援体制加算（Ⅰ：60 単位/月 Ⅱ：30 単位/月）

※報酬告示 14、厚生労働大臣が定める基準 8、留意事項通知第四の 16

<算定要件> ※次の要件を全て満たす場合に算定可能

- ア 精神科病院等に入院する障害者等及び地域において単身生活等をする精神障害者等に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援を実施するために、精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修^{※1}を修了した常勤の相談支援専門員を 1 名以上配置し、精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されていること
- イ 研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出ること
- ウ 体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表すること

※1 「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙 1 地域生活支援事業実施要綱別記 1 - 17 に定める精神障害関係従事者養成研修事業若しくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙 2 地域生活支援促進事業実施要綱別記 2 - 18 に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修（精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいいます。

<算定に当たっての留意事項>

ア 共通事項

- ・ 精神障害者等から利用申込があった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません（国による利用者名簿様式あり）。
- ・ 当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けていることが必要です。
- ・ 精神障害者等に対して適切な計画相談支援を実施するための体制を整備することを評価するものであることから、精神障害者等である利用者のみならず、当該指定特定相談支援事業所における全ての利用者に対して指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を実施する場合に加算することができるものです。
- ・ Ⅰについては、対象となる障害者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に算定できるものであり、現に支援を行っていない場合には、Ⅱを算定します。

イ 精神障害者支援体制加算（Ⅰ）

[対象となる障害者]

- ・ 当該区分は、支援対象者に法第 4 条第 1 項に規定する精神障害者（以下「精神障害者」という。）がいる場合に、全ての利用者に対して加算できることとしています。なお、当該確認にあ

たつて、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院医療）の受給者証、診断書、医療機関からの診療情報提供書等によって確認することも考えられます。

[対象者への支援]

- ・ 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、精神障害者に対して現に指定計画相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に、精神障害者に対して指定計画相談支援を行っていることとします。そのため、精神障害者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理しておくこととします。
- ・ なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であつて、児童福祉法第4条第2項に規定する精神に障害のある児童の保護者に対して指定障害児相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものです。

[病院等における保健師、看護師又は精神保健福祉士との連携体制]

- ・ 当該区分は、精神疾患を有する患者であつて重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所であつて、利用者が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていることを要件としています。
- ・ 保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていることとは、少なくとも1年に1回以上、研修を修了した相談支援専門員と保健師、看護師又は精神保健福祉士との間で面談又は会議を行い、精神障害者に対する支援に関して検討を行っていることとします。
- ・ また、精神疾患を有する患者であつて重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所とは、療養生活継続支援加算を算定している病院等又は精神科重症患者支援管理連携加算の届出をしている訪問看護事業所をいうものであり、利用者が通院又は利用するとは、利用者が前1年以内に通院又は利用していることとします。

④ 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ：60単位/月 Ⅱ：30単位/月）

※報酬告示14の2、厚生労働大臣が定める基準9、留意事項通知第四の17

<算定要件> ※次の要件を全て満たす場合に算定可能

- ア 脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である障害者等以下「高次脳機能障害者」という。に対して適切な計画相談支援を実施するために、高次脳機能障害支援者養成に関する研修^{*1}を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、高次脳機能障害者へ適切に対応できる体制が整備されていること
- イ 研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出ること
- ウ 体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表すること

- ※1 地域生活支援事業として行われる高次脳機能障害する研修とは、「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」に基づき都道府県が実施する研修をいい、「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」については、当該研修と同等の内容のものであること。

<算定に当たっての留意事項>

ア 共通事項

- ・ 高次脳機能障害者から利用申込みがあった場合に、利用者のから利用申込があった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。
- ・ 当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けていることが必要です。
- ・ 高次脳機能障害者に対して適切な計画相談支援を実施するための体制を整備することを評価するものであることから、高次脳機能障害者である利用者のみならず、当該指定特定相談支援事業所における全ての利用者に対して指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を実施する場合に加算することができるものです。
- ・ Iについては、対象となる障害者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に算定できるものであり、現に支援を行っていない場合には、IIを算定します。

イ 高次脳機能障害支援体制加算（I）

[対象となる障害者]

- ・ 当該区分は、支援対象者に高次脳機能障害者がいる場合に、全ての利用者に対して加算できることとしています。なお、利用者が高次脳機能障害者に該当するかについて、一定期間毎に確認してください。また、当該確認にあたっては、以下のいずれかの書類において高次脳機能障害の診断の記載があることを確認してください。
 - ① 障害福祉サービス等の支給決定における医師の意見書
 - ② 精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書
 - ③ その他医師の診断書等（原則として主治医が記載したものであること。）

[対象者への支援]

- ・ 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、高次脳機能障害者に対して現に指定計画相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に、高次脳機能障害者に対して指定計画相談支援を行っていることとします。そのため、高次脳機能障害者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理しておくこと。

なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、対象高次脳機能障害者（18歳未満の者に限る。）の保護者に対して指定障害児相談支援を行っている場合も当該区分に該当します。

⑤ ピアサポート体制加算（100 単位/月）

※報酬告示 15、厚生労働大臣が定める基準 10、留意事項通知第四の 18

<算定要件> ※次の要件を全て満たす場合に算定可能

ア 都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修^{※1}の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で 0.5 以上^{※2}配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年 1 回以上行われている場合に算定することができる。

(ア) 障害者又は障害者であったと市町村長が認める者（以下、「障害者等」^{※3}という。）であって、相談支援専門員又はその他指定計画相談支援に従事する者

(イ) 管理者、相談支援専門員、相談支援員又はその他指定計画相談支援に従事する者

イ 研修を修了し従業者を配置している旨を市町村へ届け出ること

ウ 体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表すること

※1 「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙 1 地域生活支援事業実施要項別記 1-17 に定める障害者ピアサポート研修事業をいう。

※2 併設する事業所（指定自立生活援助事業所、指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所又は指定障害児相談支援事業所に限る）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で 0.5 以上になる場合を含む。

※3 「障害者等」については、以下の書類又は方法により確認する。

(ア) 身体障害者

身体障害者手帳

(イ) 知的障害者

①療育手帳

②療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。

(ウ) 精神障害者

①精神障害者保健福祉手帳

②精神障害を事由とする年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）

③精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類

④自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）

⑤医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類 ICD-10 コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること）

(イ) 難病等対象者

医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等

(オ) その他市町村が認める書類又は確認方法

<算定に当たっての留意事項>

- ・ 当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けていることが必要です。

⑥ 主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ：300単位/月 Ⅱ：100単位/月）

※報酬告示4、厚生労働大臣が定める基準4、留意事項通知第四の6

<算定要件>

- ア 相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従^{※1}の主任相談支援専門員を1名以上配置し、当該主任相談支援専門員が適切な助言・指導を行うことができる体制が整備されていること。
- イ 研修を修了し従業者を配置している旨を市町村へ届け出ること
- ウ 体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表すること

※1 同一敷地内にある事業所における障害児相談、地域相談、自立生活援助、の兼務は可能

<算定に当たっての留意事項>

ア 主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）

※（Ⅰ）を算定する場合は、本市ホームページに掲載の「主任相談支援専門員配置加算の取扱いについて（通知）」を参照し、届出前に障害施策推進課相談支援推進係にご相談ください。

[事業所の要件]

地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める※指定特定相談支援事業所に限りません。

※「市町村が認める」とは、以下のいずれかの役割を担っている場合です。

- ・ 市自立支援協議会や市の設置する検討会の委員を担っている。
- ・ 相談支援従事者初任者研修又は現任研修の企画委員又は講師を担っている。
- ・ 県域・市域の研修（相談支援研修Ⅰ、虐待防止研修等）の講師を担っている。
- ・ 基幹の実施する事業所訪問や相談支援従事者向けの研修会の企画運営を実施していることを区自立支援協議会から認められている。

[主任相談支援専門員が行うべき事項]

主任相談支援専門員による地域における中核的な役割として期待される取組を特に評価するため、当該指定特定相談支援事業所の従業者に加え、当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対しても、その資質の向上のための指導及び助言を実施した場合に算定できます。

なお、ここでいう「指導及び助言を実施した場合」とは次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていなければいけません。

- (ア) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る 伝達等を目的とした会議の開催
- (イ) 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施
- (ウ) 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言
- (エ) 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等）を基幹相談支援センターの職員と共同で実施していること。

イ 主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）

当該指定特定相談支援事業所の従業者又は当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定できるものである。

なお、ここでいう「研修を実施した場合」とは、アの[主任相談支援専門員が行うべき事項]の（ア）から（ウ）までに規定する要件に加えて、次に掲げる要件も満たす体制が整備されていなければいけません。

基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等）への主任相談支援専門員の協力

Q&A コーナー | 体制加算

精神障害支援体制加算等の算定

Q 行動障害者支援体制加算（Ⅰ）、精神障害支援体制加算（Ⅰ）、高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）の算定にあたって、複数の加算の要件である研修修了者が同一人物の場合であって、当該者により複数の加算の算定要件に該当する利用者1名を支援することをもって、行動障害者支援体制加算（Ⅰ）、精神障害支援体制加算、高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）を複数算定することができるか。（国QA(R6)VOL.1 問71）

A 研修修了者と対象者となる利用者がそれぞれ1名のみである場合、複数の加算を算定することはできず、行動障害者支援体制加算（Ⅰ）、精神障害支援体制加算、高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）のいずれか一つの加算を選択して算定することとなる。

なお、上記で算定しなかった加算については、（Ⅱ）の区分で算定することができるため、申し添える。

各種体制加算の算定対象

- Q 行動障害者支援体制加算・要医療児者支援体制加算・精神障害者支援体制加算・高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）の算定対象は、各加算で対象者と規定する利用者のみか。また、研修修了者が計画（障害児）相談支援を行った利用者のみ（Ⅰ）の区分で算定可能か。（国 QA(R6)VOL.1 問 72）
- A 各種支援体制加算（Ⅰ）の要件を満たす場合、全ての利用者の基本報酬について加算されるものである。また、要件を満たすためには、研修修了者が各種支援体制加算で対象者と規定する利用者に対して支援を行う必要がある。

各種体制加算の算定要件支援内容

- Q 行動障害者支援体制加算・要医療児者支援体制加算・精神障害者支援体制加算・高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）については、研修修了者が現に計画（障害児）相談支援を行っていることが要件とされているが、計画（障害児）相談支援を行っていることは、具体的にどのような支援が行われていることを要するか。（国 QA(R6)VOL.1 問 73）
- A 原則として、研修修了者がサービス利用支援又はモニタリングを行っていることを要する。なお、研修修了者が他の相談支援専門員と共同で利用者を担当している等により、サービス利用支援又はモニタリングの業務の一部を担当している場合であっても、その他の相談支援専門員に対する指導・助言等の体制が確保されている場合については、研修修了者が計画（障害児）相談支援を行っていることと扱って差し支えない。

体制加算の算定開始時期

- Q 「行動障害者支援体制加算」の届出が月途中で提出された場合、いつから実施した計画相談支援で加算が算定できるのか。（国 QA(H30)VOL.1 問 90）
- A 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 10 月 31 日障発 1031001 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第一の 1 の（4）の規定に準じた取扱いとする。なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

ピアサポート体制加算の算定について

- Q ピアサポート体制加算について、当事者の障害種別と事業所が対象とする主たる障害種別が一致していない場合も算定することが可能か。（国 QA(R3)VOL.1 問 7）
- A 算定することが可能である。

5-28 報酬基準 | 報酬③加算：利用者負担上限額管理加算

※報酬告示2、留意事項通知第四の4

■利用者負担上限額管理とは

- ・ 障害福祉サービスの利用者負担について、負担上限月額を超える可能性がある方で、複数の事業所からサービスを利用する場合は、上限額を超えて利用者負担を支払うことがないよう、サービス提供事業所によって上限管理が行われます。
- ・ 上限額管理の対象となるのは、以下の①と②の要件両方に該当する場合です。

- ① 利用者負担があり、負担上限額を超えると見込まれる方
- ② 同一月内で複数のサービス事業所を利用する方（事業所番号が異なる場合に限る。）
- ※同一番号の事業所からサービス提供を受ける場合は、対象外です。
- ※サービスの根拠となる法律（障害者総合支援法、児童福祉法等）ごとに利用者負担額を定めるため、同じ法律を根拠として複数のサービスを利用する場合に、上限額管理が必要です。
- ※地域生活支援事業は上限額管理の対象となりません。
- ※具体例：居住系サービス（施設入所支援、療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練、共同生活援助）の利用者で、他のサービスを利用する者 / 在宅サービスの利用者で、複数の事業所から利用する者

■上限管理事業所の優先順位

上限管理事業所の優先順位は下記の表のとおりです。指定特定相談支援事業者が上限管理事業所となるのはモニタリングが毎月決定される利用者のみです。

順位	サービスの種類	事業所
1	居住系サービス利用者※ ¹	療養介護、自立訓練（生活訓練）※ ² 、施設入所支援、グループホーム（体験利用を除く）
2	計画相談支援給付費支給対象者のうちモニタリングの頻度が「毎月ごと」である利用者	特定相談支援（計画相談）
3	日中系サービス利用者	生活介護、就労移行支援、自立訓練（機能訓練）、就労継続支援、自立訓練（生活訓練）
4	訪問系サービス利用者	重度訪問介護、同行援護、居宅介護、行動援護
5	就労定着支援又は自立生活援助の利用者	就労定着支援、自立生活援助
6	短期入所利用者※ ³	短期入所
7	グループホームの体験利用者	グループホーム（体験利用に限る）

※¹ 療養介護及び旧法施設（入所）は単一事業者からのサービス利用となるため原則として上限管理は不要

※² 宿泊型自立訓練及び精神障害者退院支援施設利用者に限る

※³ 短期入所のみ利用者で上限管理が必要となる場合は、原則として、その月の最終利用事業所が管理を行う

■利用者負担上限額管理加算

基準第13条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合、1月につき150単位を加算します。加算の算定対象となる場合は、区役所で決定が必要です。

5-29 報酬基準 | 報酬③加算：その他の加算

※報酬告示3・5～11・16・17、厚生労働大臣が定める基準2・3・5・11・12 留意事項通知第四の5・7～13・19・20

国 QA(H30)VOL.1 問 79～88

■各加算の内容 ※「障害福祉サービス等」とは、障害福祉サービス及び地域相談支援をいいます。

① 初回加算（計画相談支援 300 単位/月、障害児相談支援 500 単位/月）

※報酬告示3、厚生労働大臣が定める基準3、留意事項通知第四の5

<算定要件>

- ア 新規にサービス等利用計画を作成する者に対して指定サービス利用支援を行った場合
なお、指定計画相談支援を利用せずに障害福祉サービス等を利用している計画相談支援対象障害者等についてサービス等利用計画を作成する場合についても含まれる。
- イ サービス等利用計画を作成する月の前6月間において、障害福祉サービス等を利用していない者に対して指定サービス利用支援を行った場合
- ウ 指定計画相談支援に係る契約をした日からサービス等利用計画案を交付した日までの期間が3か月を超える場合であって、3か月が経過する日以後に月2回以上、利用者等に面接した場合
なお、テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要するものである。この場合においても、利用者等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅等を訪問して面接することを希望する場合は、居宅等を訪問して面接するよう努めること。

<算定に当たっての留意事項>

- ・ ウの要件を満たす場合については、その月分の初回加算に相当する額を加えた額の初回加算を最大3回算定することができます。
- ・ アとウ又はイとウの要件を満たす場合は、合算することができ、合計で1月に4回を限度として加算することができます。
- ・ 初回加算の算定月から、前6月において居宅介護支援事業所等連携加算を算定している場合は、初回加算を算定することはできません。

Q&A コーナー | 加算の考え方

初回加算

Q 障害児相談支援を利用していた障害児が、初めて計画相談支援を利用する場合について、計画相談支援の初回加算は算定可能か。また、計画相談支援を利用していた障害児が、初めて障害児相談支援を利用する場合も、障害児相談支援の初回加算は算定可能か。(国 QA(H30)VOL.1 問 81)

A 算定できる。

② 退院・退所加算（300 単位/回）

※報酬告示6、留意事項通知第四の8

<算定要件>

障害者支援施設、のぞみの園（法第5条第1項）、児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）、救護施設若しくは更生施設に入所していた計画相談支援対象障害者等、病院等に入院していた計画相談支援対象障害者等、刑事収容施設及び刑事施設、少年院若しくは更生保護施設に収容されていた計画相談支援対象障害者等又は保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成19年法律第88号）第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）に宿泊していた計画相談支援対象障害者等が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する場合において、当該計画相談支援対象障害者等の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報^{※1}の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する調整を行い、当該利用者が障害福祉サービス等の支給決定を受けた場合に算定します。

※1 「必要な情報」とは、具体的には、当該利用者の基本情報、利用者の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況等に加え、入院又は入所等の期間中の利用者に係る心身の状況の変化並びに退院又は退所に当たって特に配慮等すべき事項の有無及びその内容をいいます。

<算定に当たっての留意事項>

- ・ 初回加算を算定する場合は、当該加算は算定できません。
- ・ 入院、入所等の期間中に実施した情報収集又は調整等に関して、当該利用者のサービス等利用計画の作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて当該入院、入所の開始から退院、退所までの間において3回分を限度に算定できます。
- ・ 退院又は退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。

③ 医療・保育・教育機関等連携加算

※報酬告示8、留意事項通知第四の10

<算定要件>

当該加算は、利用者が利用する病院等、訪問看護事業所、企業、児童相談所、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、利用者の状態や支援方法の共有を行うことを目的とするものであるから、当該加算の算定場面に限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めることとします。

当該加算の算定が可能な場合は次のとおりです。※ア～ウを1月に複数算定も可

ア 福祉サービス等提供機関の職員との面談等

指定サービス利用支援を行った場合 200 単位/月

指定継続サービス利用支援を行った場合 300 単位/月

福祉サービス等提供機関（障害福祉サービス等事業者を除く。）の職員との面談又は会議により、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合

- ・ 計画相談支援対象障害者等 1 人につき 1 月に 1 回を限度として算定可能
- ・ 「初回加算」を算定する場合及び「退院・退所加算」を算定する場合、又は、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けているときは算定不可

<算定に当たっての留意事項>

- ・ 福祉サービス等提供機関の職員との会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。
- ・ 関係機関から情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5 年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。ただし、作成したサービス等利用計画等において、上記の記録すべき内容が明確にされている場合は、別途記録の作成を行うことは要しません。

イ 利用者への通院同行 300 単位/月

利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合

- ・ 1 月に 3 回を限度とし、同一の病院等については 1 月に 1 回を限度とします。
- ・ 指定サービス利用支援、指定継続サービス利用支援を算定する場合に限りです。

<算定に当たっての留意事項>

- ・ 当該加算は、単に利用者の病院等への通院に同行することを評価するものではなく、通院に同行した上で、病院等の職員等に対して、当該利用者の基本情報、利用者の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況、サービスの利用状況及びサー

ビス等利用計画の内容等の必要な情報を提供し、連携の強化を図ることを趣旨とするものです。

- ・そのため、例えば、利用者の状態に変化があった場合又は利用者の治療や療養上病院等と在宅生活の支援に係る関係機関等が連携する必要がある場合並びに利用するサービス及びサービス等利用計画に変更があった場合等に算定することを想定しています。
- ・なお、情報提供にあたっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行うこととします。

ウ 福祉サービス等提供機関への情報提供 150 単位/月

福祉サービス等提供機関からの求めに応じて利用者に関する必要な情報を提供した場合

- ・指定サービス利用支援、指定継続サービス利用支援を算定する場合に限る。

<算定に当たっての留意事項>

- ・次の区分ごとにそれぞれ1月に1回を限度に算定するものとしています。

- (一) 病院等、訪問看護事業所
- (二) (一)以外の福祉サービス等提供機関

なお、(一)に掲げる機関への情報提供にあたっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行うこと。

- ・病院等への情報提供と同じ月において、同病院等に対して通院同行により情報提供している場合、重複して算定することはできませんが、異なる病院等に対して情報提供を行う場合はそれぞれで算定することは可能です。

Q&A コーナー | 加算の考え方

福祉サービス等提供機関の対象

Q 医療・保育・教育機関等連携加算について、福祉サービス等提供機関の職員との面談・会議については、どのような機関であっても対象と認められるか。(国 QA(R6)VOL.1 問 67)

A 原則として、サービス等利用計画に位置付けられている福祉サービス等の提供機関に限ることとするが、サービス等利用計画に新たに福祉サービス等を位置付ける予定である場合、急遽利用者等に状況の変化が生じた場合であって、福祉サービス等提供機関の職員との面談・会議を行う必要が生じた場合は、対象として差し支えない。

なお、「福祉サービス等提供機関」とは障害福祉サービス等を含むものであるが、本加算の算定に当たっては障害福祉サービス等事業所以外との連携に限るものであるので留意されたい。

医療・保育・教育機関等連携加算の算定要件

Q 医療・保育・教育機関等連携加算（福祉サービス等提供機関の職員との面談・会議）について、サービス担当者会議を開催し、障害福祉サービス等事業所以外の福祉サービス等提供機関の職員が出席した上で必要な情報の提供を受けた場合に算定可能か。(国 QA(R6)VOL.1 問 68)

A サービス担当者会議に際して障害福祉サービス等事業所以外の福祉サービス等提供機関の職員から情報提供を受ける場合も本加算の算定は可能である。

ただし、情報提供を受ける方法は当該職員が会議への出席（オンラインを含む）により行われた場合に限られる。

④ サービス担当者会議実施加算（100 単位/月）

※報酬告示 10、留意事項通知第四の 12

<算定要件>

指定継続サービス利用支援の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に算定を行います。

<算定に当たっての留意事項>

- ・ 利用者 1 人につき、1 月に 1 回を限度として算定します。
- ・ サービス担当者会議において検討した結果、サービス等利用計画の変更を行った場合は、サービス利用支援費を算定することとなるため、当該加算は算定できません。
- ・ 医療・保育・教育機関等連携加算の「福祉サービス等提供機関の職員との面談等」を算定する場合も、同加算においてサービス担当者会議の開催等に係る業務を評価していることから、当該加算は算定できません。
- ・ サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5 年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。
- ・ 利用者の会議出席は必須としていませんが、可能な限り参加を求めることが望ましいです。

Q&A コーナー | 加算の考え方

サービス担当者会議実施加算①

Q 「サービス担当者会議実施加算」は、サービス利用支援時に開催したサービス担当者会議と同様の担当者を招集する必要があるのか。また、全員集まらないと算定できないのか。（国 QA(H30)VOL.1 問 84）

A サービス利用支援時に開催したサービス担当者会議と同様の担当者が全員参加することが望ましいが、検討を行うにあたり必要な者が参加していれば、担当者全員の参加は要しない。ただし、会議開催を調整したが全員参加せず、メール等による担当者への報告のみの実施である場合は、当該加算を算定することはできない。

サービス担当者会議実施加算②

Q モニタリング時にサービス担当者会議を開催した結果、サービス等利用計画等を変更することになった場合、支給決定後に指定基準に基づき、再度サービス担当者会議を開催しなければならないのか。（国 QA(H30)VOL.1 問 85）

A モニタリング時に開催したサービス担当者会議の結果、サービス等利用計画等を変更することとなった場合は、その際に検討した変更案から変更がない又は軽微な変更のみであれば、その旨を関係者に報告する等によって、サービス担当者会議の開催について簡素化することは差し支えない。

⑤ 入院時情報連携加算

※報酬告示5、厚生労働大臣が定める基準5、留意事項通知第四の7

<算定要件> ※いずれかに該当する場合に算定可能

計画相談支援対象障害者等が医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所（以下、「病院等」という。）に入院するに当たり、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ所定単位数に加算します。

種類	内容	単位
入院時情報連携加算（Ⅰ）	医療機関へ出向いて、当該医療機関の職員と面談し、必要な情報 ^{※1} を提供した場合	300 単位/月
入院時情報連携加算（Ⅱ）	（Ⅰ）以外の方法により、必要な情報を提供した場合	150 単位/月

※1 「必要な情報」とは、具体的には、基本情報、利用者の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況等をいいます。

<算定に当たっての留意事項>

- ・ 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算します。入院時情報連携加算（Ⅰ）、（Ⅱ）の同時算定は不可です。
- ・ 同一医療機関の場合には、医療・保育・教育機関等連携加算との併給算定は不可です。どちらか一方のみの算定になります。
- ・ 情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。
- ・ なお、当該利用者が重度訪問介護を利用して入院する場合は、当該利用者を支援する重度訪問介護事業所と連携の上当該入院に係る医療機関との連携を行うものとし、その際、入院時情報提供書は、当該重度訪問介護事業所と共同で作成すること等も考えられますが、他の事業所が代表して作成した入院時情報提供書を提供することのみをもって入院時情報連携加算を算定することはできません。
- ・ 本加算は、入院するに当たり医療機関へ情報提供した場合に算定対象となり、入院中や退院に受けたカンファレンス等は対象とはなりません。
- ・ 本加算は、単独での請求が可能です。

⑥ 居宅介護支援事業所等連携加算

※報酬告示 7、留意事項通知第四の 9、国 QA(R3)VOL.2 問 37

<算定要件>

計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用している期間において、次のア～カまでのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれア～カに定める単位数（ア～カに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。）を合算した単位数を加算します。

また、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次のア～カのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれア～カに定める単位数を合算した単位数を加算します。

ア 居宅介護支援事業所等へ情報提供した場合 150 単位/月

計画相談支援対象者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援を開始するに当たり、当該指定居宅介護支援等を提供する指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所に対して、文書により心身の状況等^{※1}の利用者等に係る必要な情報を提供^{※2}し、当該指定居宅介護支援事業所等^{※3}における居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に協力する場合^{※4}に算定する。

イ 居宅等を訪問し面接した場合 300 単位/月

計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、月に2回以上、当該利用者等の居宅等^{※5}を訪問し、当該利用者及びその家族に面接^{※6}する場合に算定する。

ただし、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費を算定する月を除く。

ウ 居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加した場合 300 単位/月

計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、当該利用者の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合に算定する。会議への参加については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。

ただし、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費を算定する月を除く。

エ 障害者就業・生活支援センター等へ情報提供した場合 150 単位/月

計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター又は当該通常の事業所の事業主等による支援を受けるに当たり、当該障害者就業・生活支援センター等に対して、心身の状況等^{※1}の当該利用者に係る必要な情報を提供^{※2}し、当該障害者就業・生活支援センター等における当該利用者の支援内容の検討に協力する場合^{※4}に算定する。

オ 事業所に新たに雇用されるに当たり面接した場合 300 単位/月

計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該利用者等の居宅等^{※5}を訪問し、当該利用者及び家族に面接^{※6}する場合に算定する。ただし、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費を算定する月を除く。

カ 障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加した場合 300 単位/月

計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該利用者の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合に算定する。会議への参加については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。
ただし、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費を算定する月を除く。

- ※1 「心身の状況等」とは、当該利用者の心身の状況（例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴など）、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況をいう。（国 QA(R3)VOL.2 問 37）
- ※2 「必要な情報の提供」はこの目的のために作成した文書によるものをいう。
- ※3 当該計画相談支援対象障害者等が利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運営している場合は除く。
- ※4 介護支援専門員や障害者就業・生活支援センターの職員等が実施するアセスメントへの同行や当該利用者に関する直近のサービス等利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を介護支援専門員等に対して説明を行った場合等をいう。
- ※5 利用者の居宅等、障害者支援施設等、病院をいう。
- ※6 「面接」については、テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要するものである。

<算定に当たっての留意事項>

- ・ 本加算は、単独での請求が可能です。ただし、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している月は、当該加算は算定できません。
- ・ イ、ウ、オ、カを算定する場合はサービス利用支援費及び継続サービス利用支援費を算定する月を除く。ただし、障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内に算定要件を満たし加算を算定する場合は、計画相談支援の支給決定最終月に請求を行うため、継続サービス利用支援費と同月の請求となります。
- ・ ウ、カを算定する際に、複数の指定居宅介護支援事業所等又は雇用先事業所等が開催する会議が

同一日に連続して一体的に開催される場合の算定回数は1回となります。

- ア及びエを算定する場合は、情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段（面談、FAX等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。なお、情報提供の方法としては、サービス等利用計画等の活用が考えられます。
- イ及びオを算定する場合は、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。
- ウ及びカを算定する場合は、会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれぞれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。
- 「居宅介護支援事業所等」とは、いわゆるケアマネジャーを指します。障害者総合支援法における居宅介護事業所（いわゆるヘルパー）ではありません。

Q&A コーナー | 加算の考え方

居宅介護支援事業所等連携加算

Q 「居宅介護支援事業所等連携加算」は、当該指定居宅介護支援等の利用開始日前6月以内に算定している場合は算定不可とあるが、異なる居宅介護支援事業所が居宅サービス計画を作成する場合は、6月以内でも算定可能か。（国 QA(H30)VOL.1 問82）

A 算定できる。

居宅介護支援事業所等連携加算の算定方法

Q 居宅介護支援事業所等連携加算の算定方法について、具体的な取扱いはどのようなものか。（国 QA(R6)VOL.1 問66）

A ①障害福祉サービス等の支給決定期間中については、当該加算を算定できる

(1)～(6)に定める場合毎に、当該期間中に2回まで算定できるものである。

例：1月<(1)>、2月<(1),(2)>、3月<(2)>、4月<(1),(3)>

→(1)：2回、(2)：2回、(3)：1回算定可（4月の(1)のみ上限到達のため算定不可）

②障害福祉サービス等の支給決定期間後の6月間は、当該加算を算定できる

(1)～(6)に定める場合毎に、1月あたり各1回まで算定できるものである。

例：1月<(1),(3)>、2月<(1),(2)>、3月<(2)>、4月<(1),(2),(3)>

→(1)：3回、(2)：3回、(3)：2回算定可

⑦ サービス提供時モニタリング加算（100 単位/月）

※報酬告示 11、留意事項通知第四の 13

<算定要件>

指定継続サービス利用支援の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等を提供する事業所又は当該障害福祉サービス等の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に算定を行います。

<算定に当たっての留意事項>

- サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認・記録し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については提出しなければなりません。
 - ア 障害福祉サービス等の事業所等におけるサービスの提供状況
 - イ サービス提供時の利用者の状況
 - ウ その他必要な事項
- 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算します。ただし、1人の相談支援専門員が1月に請求できる当該加算の件数は39件（相談支援員の場合は19件）を限度とします。
- 相談支援専門員が兼務者の場合、兼務先の事業所のサービス提供時のモニタリングを行っても本加算の算定はできません。兼務先でない場合には、同一敷地内の場合でも算定可能です。
- 本加算の「障害福祉サービス等」は計画相談支援の対象となるサービスのみが該当です。（居宅介護などの介護給付、就労移行支援などの訓練等給付、地域相談支援）移動支援などのいわゆる地域生活支援事業などは対象とはなりません。
- 本加算は、単独での請求が可能です。

Q&A コーナー | 加算の考え方

サービス提供時モニタリング加算①

Q 「サービス提供時モニタリング加算」は、居宅で利用する障害福祉サービス等の提供現場を確認した場合も算定可能か。（国 QA(H30)VOL.1 問 86）

A 算定可能である。ただし、指定基準に基づいた定期的なモニタリングを行う日と同一日に、居宅で利用する障害福祉サービス等の提供現場を確認し、当該加算を算定する場合は、モニタリング結果と当該加算に関する記録をそれぞれ作成する必要があるので留意すること。

サービス提供時モニタリング加算②

Q 複数の障害福祉サービス等を利用する利用者について、「サービス提供時モニタリング加算」を算定する場合は、利用する全ての障害福祉サービス等の提供現場を確認しないと算定できないのか。

(国 QA(H30)VOL.1 問 87)

A 複数の障害福祉サービス等を利用している者については、全ての障害福祉サービス等の提供現場を確認することが望ましいが、1箇所でも確認していれば算定は可能である。

サービス提供時モニタリング加算③

Q 「サービス提供時モニタリング加算」は相談支援専門員1人当たり39件まで請求できるが、取扱件数と同様に前6月平均なのか。(国 QA(H30)VOL.1 問 88)

A 取扱件数については、月によってモニタリング件数が集中する可能性があることに配慮して前6月平均としたところであるが、「サービス提供時モニタリング加算」は実施月を調整することが可能であるため、前6月平均ではなく当該月の実施件数を39件までとする。

⑧ 集中支援加算

※報酬告示9、留意事項通知第四の11

<算定要件>

次のアからオまでに該当する場合に、1月にそれぞれアからオまでに掲げる単位数を加算する。ただし、アからウまでについては、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とする。

ア 利用者等への訪問による面接 300 単位/月

障害福祉サービス等の利用に関して、利用者又は市町村等^{*1}の求めに応じ、月に2回以上、当該利用者の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して(ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する)、当該利用者及びその家族に面接する場合に算定する。

イ サービス担当者会議の開催 300 単位/月

サービス担当者会議^{*2}を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行う場合に算定する。

ウ 福祉サービス等提供機関が開催する会議への参加 300 単位/月

福祉サービス等を提供する機関等^{*3}(以下、「関係機関」という。)の求めに応じ、当該関係機関が開催する会議に参加し、利用者の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合に算定する。

エ 利用者への通院同行 300 単位/月

利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合に算定する。

オ 福祉サービス等提供機関への情報提供 150 単位/月

福祉サービス等提供機関からの求めに応じて利用者に関する必要な情報を提供した場合に算定する。

※1 「市町村等」とは、市町村、福祉サービス等の事業を行う者等をいう。

※2 「サービス担当者会議」における会議の開催に当たっては、利用者又はその家族も出席し、利用するサービスに対する意向等を確認しなければならない。

※3 「福祉サービス等を提供する機関等」とは、病院等、企業、地方自治体等をいう。

<算定に当たっての留意事項>

- ・ 入院時情報連携加算(Ⅰ)又は退院・退所加算を算定している月は、当該加算は算定できません。
- ・ 連携の対象機関については、サービス等利用計画に位置付けられている又は位置付けられることが見込まれる福祉サービス等提供機関であり、具体的には、障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、病院等、訪問看護事業所、企業、地方自治体等をいいます。
- ・ アを算定する場合は、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。
- ・ イを算定する場合は、サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。
- ・ ウを算定する場合は、会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。
- ・ ウを算定する場合、居宅介護支援事業所等連携加算における会議参加と会議の趣旨、つなぎ先等が同様で、居宅介護支援事業所等連携加算を算定する場合は、本加算は算定できません。
- ・ エを算定する場合、医療・保育・教育機関等連携加算の「イ利用者への通院同行」における<算定に当たっての留意事項>と同様とします。
- ・ オを算定する場合、医療・保育・教育機関等連携加算の「ウ福祉サービス等提供機関への情報提供」における<算定に当たっての留意事項>と同様とします。

⑨ 地域生活支援拠点等相談強化加算（700 単位/回）

※報酬告示 16、厚生労働大臣が定める基準 11、留意事項通知第四の 19

※当該加算の算定には、本市に手続きを行うことが必要です。

<算定要件>

障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下、「要支援者」という。）又はその家族等からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあっては、サービス等利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合に算定を行います。

<算定に当たっての留意事項>

- 当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な相談機能として、地域の生活で生じる障害者等や家族の緊急事態において、迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所の活用により、地域における生活の安心感を担保することを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意が必要です。
- 当該要支援者 1 人につき 1 月に 4 回を限度として算定できます。なお、当該加算は、他の指定特定相談支援事業所において指定計画相談支援を行っている要支援者又はその家族等からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できません。
- ただし、当該要支援者が指定短期入所を含む障害福祉サービス等を利用していない場合には、当該指定特定相談支援事業所によりサービス等利用計画の作成を行った場合は、当該計画作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて算定できます。
- また、指定自立生活援助事業所又は指定地域定着支援事業所と一体的に事業を行っている場合であって、かつ、当該指定自立生活援助事業所又は当該指定地域定着支援事業所において当該利用者に係る自立生活援助における緊急時支援加算又は地域定着支援サービス費を算定する場合は、指定特定相談支援事業所において当該加算を算定できません。
- 当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録します。なお、作成した記録は 5 年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。

⑩ 地域体制強化共同支援加算（2,000 単位/月）

※報酬告示 17、厚生労働大臣が定める基準 12、留意事項通知第四の 20

※当該加算の算定には、本市に手続きを行うことが必要です。

<算定要件>

支援が困難な利用者に対して、相談支援専門員又は相談支援員が、当該計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等に基準第 2 条第 3 項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか 3 者以上と共同して、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会（法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会をいう。）等に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において算定を行います。

<算定に当たっての留意事項>

- ・ 当該加算は、指定特定相談支援事業所が把握した利用者の個別の課題から地域の課題を抽出し、協議会に参画した上で、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築に向けた検討を推進することを目的とするものであることから、そのことを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意が必要です。さらに、当該加算で協議会へ報告する事例として想定しているものとしては、利用者の支援に当たり、広く地域の関係者間で検討する必要性がある課題があるものであるため、事例の選定にあたってはその点に留意してください。
- ・ 当該計画相談支援対象障害者等 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定単位数を算定できます。当該加算は、支援が困難な利用者に係る支援等を行う指定特定相談支援事業所のみが算定できるものですが、当該指定特定相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものであるため、支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、指定特定相談支援事業所が負担することが望ましいです。
- ・ 「地域体制強化共同支援加算報告書兼記録書」は本市ホームページに掲載しています。作成した記録は 5 年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。

⑪ 地域生活支援拠点等機能強化加算（500 単位/回）

※報酬告示 1、厚生労働大臣が定める基準 2、留意事項通知第四の 3

※本市では各区に基幹相談支援センターが整備されていること、また、3 機関が中心となってコーディネーター的業務を担うことを踏まえ、当該加算を算定する事業所を想定していません。算定を希望する場合には、本市に事前にご相談ください。

<算定要件>

- ・当該加算は、障害者等の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活障害者等（法第 77 条第 3 項に規定する地域生活障害者等をいう。）の緊急時に備えた相談や緊急時の対応、入院・入所からの地域移行の推進等、地域体制の構築を目的とする地域生活支援拠点等についての機能強化に資する取組を評価するものです。
- ・計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援の全てのサービスを一体的に運営していること又は拠点機能強化サービスに係る複数の事業者が地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営しており、かつ、市町村により地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者（以下「拠点コーディネーター」という。が常勤で 1 以上配置されている事業所について加算します。

<拠点コーディネーターの要件及び業務>

- ・拠点コーディネーターについては、専ら当該地域生活支援拠点等におけるコーディネート業務に従事することを基本とし、原則として、拠点コーディネーターが他の職務を兼ねることはできません。

⑫遠隔地訪問加算（300 単位/回）

※報酬告示 18、留意事項通知第四の 21

<算定要件>

- ・当該加算は、特別地域^{*}に所在し、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある利用者の居宅その他機関を訪問して所定の支援等を行う場合、当該訪問に相当な時間及び費用の負担が生じることを踏まえて算定を可能とするものです。

※5-26 も参照ください。

<算定に当たっての留意事項>

①対象となる加算

当該加算は、以下に掲げる加算と合わせて算定するものです。

(1)	初回加算	指定計画相談支援の契約日からサービス等利用計画案を交付した日までの期間が3か月を超える場合で、3か月が経過する日以後に月2回以上、利用者等に面接した場合
(2)	入院時情報連携加算	医療機関へ出向いて、当該医療機関の職員と面談し、必要な情報を提供した場合
(3)	退院・退所加算	
(4)	居宅介護支援事業所等連携加算	利用者等への訪問による面接（指定居宅介護支援等の利用関係、利用者等の雇用関係）した場合
(5)	医療・保育・教育機関等連携加算	「福祉サービス等提供機関の職員との面談等」又は「利用者への通院同行」
(6)	集中支援加算	「利用者等への訪問による面接」又は「利用者への通院同行」

②対象区域

当該加算の算定対象となる訪問先については、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある利用者の居宅その他機関であるが、一定の距離については、利用者の居宅その他機関への訪問に概ね片道1時間を要する距離とします。また、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含むものであることとします。

③加算の算定方法

当該加算の算定に当たっては、300 単位に①の(1)から(6)までの算定回数の合計を乗じて得た単位数を算定するものとします。

ただし、初回加算については、該当する月数（3を限度とする。）を算定回数とします。例えば、当該月数が2の場合、当該加算は300単位に2を乗じて600単位を算定するものとします。

補足 | 地域生活支援拠点関連加算を算定する場合の注意点

地域生活支援拠点等相談強化加算及び地域体制強化共同支援加算を算定する場合は、事業所の運営規程に地域生活支援拠点である旨を規定し、体制届の提出が必要です。運営規程の「目的及び運営方針」又はそれに類する条項に『事業所は、地域生活支援拠点として障害のある方を地域全体で支えるサービス提供体制を担う。』と記載してください。

併せて、事業所所在区の自立支援協議会に当該届出を行う旨と地域生活支援拠点として機能を担っていくことの報告をしてください。

また、地域生活支援拠点としての役割は「横浜市地域生活支援拠点機能構築のための連携ガイドライン」に記載されておりますので、必ずご確認ください。加えて、事業所所在区の自立支援協議会に参画していることや、積極的に緊急時予防・対応プランを作成していただくこと、地域のネットワーク作りにご尽力いただきますようお願いいたします。

※ 令和6年度の報酬改定において、市町村が障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付ける際の手順等が示されました。体制届の提出とは別に、「地域生活支援拠点等の機能に関連する届出」が必要になります。

詳細の手続きは、『地域生活支援拠点関連加算の取扱い及び「地域生活支援拠点等の機能に関連する届出」等について（通知）健障推第495号・令和6年5月9日』参照ください。

補足(再掲) | 訪問・計画等交付・サービス担当者会議等実施確認表

対応状況を把握するために、本表を利用者ごとに作成し、適宜記入してください。

※区役所等に提出するものではありません。事業所での報酬算定に関する対応状況の管理記録として柔軟に活用してください。

訪問・計画等交付・サービス担当者会議等実施確認表							
利用者名		受給者番号		担当相談支援専門員			
サービス開始年月							
利用サービス							
支給期間				モニタリング実施予定			
1	新規・更新・変更	年 月 日	～	年 月 日	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12		
2	更新・変更	年 月 日	～	年 月 日	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12		
3	更新・変更	年 月 日	～	年 月 日	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12		
4	更新・変更	年 月 日	～	年 月 日	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12		
5	更新・変更	年 月 日	～	年 月 日	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12		

※該当する項目に記載してください。

年	訪問日	利用者への計画等の説明・同意・交付日	区役所への計画等の提出	サービス事業所への計画交付	サービス担当者会議の開催日	加算算定に係る実施日と実施内容	その他特記事項等
記入例	3月14日	3月20日	済・未	済・未	3月16日	(月 日)	確定させたサービス等利用計画の対応
年	月 日	月 日	済・未	済・未	月 日	(月 日)	
年	月 日	月 日	済・未	済・未	月 日	(月 日)	

Q&A コーナー | 加算の考え方

加算のみの請求可否

Q 平成30年度の報酬改定で創設された加算の中で、基本報酬を算定していない月でも請求可能な加算はあるか。また、当該加算を単独で請求した場合、当該加算に対して特定事業所加算などの体制加算を算定することは可能か。(国 QA(H30)VOL.1 問80)

A 「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」及び「サービス提供時モニタリング加算」については、当該利用者について基本報酬を算定しない月においても、当該加算のみでの請求が可能である。ただし、特定事業所加算などの体制加算は基本報酬にのみ加算されるため、「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」、及び「サービス提供時モニタリング加算」に対して算定することはできない。

Q 令和3年度の報酬改定で創設された加算の中で、基本報酬を算定していない月でも請求可能な加算はあるか。(国 QA(R3)VOL.2 問30)

A 以下の加算については、基本報酬を算定しない月にのみ算定可能である。

① 集中支援加算

② 居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算における「訪問」及び「会議参加」

加算の支援内容が重複する場合

Q 加算が複数創設されているが、既存の加算と支援の内容が重複する場合、どのように算定したらよいのか。(国 QA(R3)VOL.2 問27)

A 以下に記載する例のとおり、同一の支援業務においては複数の加算を算定することはできないため、いずれかの加算を選択し請求を行う必要がある。

①居宅介護支援事業所等連携加算における「情報提供」及び「会議参加」と入院時情報連携加算

②居宅介護支援事業所等連携加算における「会議参加」と退院・退所加算

③集中支援加算における「会議参加」と入院時情報連携加算（1）及び退院・退所加算

Q&A コーナー | 加算の記録について

記録の作成が必要な加算について

Q 記録の作成が必要な加算についてはどのように記録したら良いか。また、加算の算定要件となる業務の挙証資料については、基準省令で定める記録（相談支援台帳等）に記載、保管することで足りることとされたが、具体的にどのような記載事項を想定しているのか。（国 QA(R3)VOL.2 問 28）

A 各加算（体制を評価する者を除く）の算定を挙証するためには、該当する支援について、以下の表に掲げる事項を含む記録の作成が必要である。

これらは、基準省令第 30 条第 2 項に定める記録に必要事項の記載がある場合、別途重ねて記録を作成する必要はない。ただし、運営指導等において市町村等から求めがあった場合には直ちに提示できるよう整理し保管すること。

なお、個々の利用者ごとに相談支援を提供した都度作成する支援経過等の記録や会議録が基準省令第 30 条第 2 項に定める記録に含まれるものとして一体的に管理・保存されている場合、当該記録や会議録を含めて当該基準省令に定める記録として取り扱うことができる。

例えば、関係機関が主催する利用者の支援の方向性を検討する会議に参加し、その会議録を当該基準省令に定める記録の一部として一体的に管理・保存した場合、集中支援加算（会議参加）を算定する場合であっても、別途加算を挙証するための記録を作成することは不要である。ただし、他機関が作成した会議録等を受領し、そのまま自事業所の記録へ転用することは適切でなく、加えて少なくとも自事業所の記録様式に自らの所見（考察）等を記録することが必要である。

（平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q&A（平成 30 年 3 月 30 日障害福祉課事務連絡）の別添資料 2 は廃止する）

加算名	記録に記載する事項
【利用者及び家族への面接に係る加算】 初回加算（重ねて算定する場合） 集中支援加算（訪問） 居宅介護事業所等連携加算（訪問） 保育・教育等移行支援加算 ^{*1} （訪問）	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・面接を行った年月日、場所及び開始時刻・終了時刻 ・面接の内容
入院時情報連携加算（Ⅰ）	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・機関名、対応者氏名 ・開催年月日、場所及び開始時刻、終了時刻 ・情報共有や情報提供等の概要
退院・退所加算 医療・保育・教育連携加算	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・機関名 ・対応者氏名 ・開催年月日、場所及び開始時刻、終了時刻 ・情報交換等の内容、情報交換の結果からサービス等利用計画に反映されるべき事項

Q&A コーナー | 加算の記録について

記録の作成が必要な加算について（続き）

加算名	記録に記載する事項
<p>【会議の開催、参加に係る加算】</p> <p>集中支援加算（会議開催、会議参加）</p> <p>居宅介護事業所等連携加算（会議参加）</p> <p>サービス担当者会議実施加算</p> <p>保育・教育等移行支援加算^{※1}（会議参加）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・開始年月日、場所、開始時刻・終了時刻及び出席者（氏名、所属・職種） ・検討内容の概要※（例：支援の経過、支援上の課題、課題への対応策） <p>※検討事項等に係る詳細については留意事項通知のとおり。</p>
サービス提供時モニタリング加算	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・訪問した機関名、場所及び対応者氏名 ・訪問年月日、開始時刻、終了時刻 ・確認した障害福祉サービスにおけるサービスの提供状況 ・サービス提供時の利用者の状況 ・その他必要な事項

※1 「保育・教育等移行支援加算」は障害児相談支援のみの加算です。

Q&A コーナー | 加算における連携先について

各種加算における連携先について

Q 居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算、集中支援加算の連携先はどこまで含まれるのか。(国 QA(R3)VOL.2 問 35)

A それぞれ、主な連携先は以下を想定している。

加算名	連携（つなぎ）先
居宅介護支援事業所等連携加算 (介護保険への移行、進学、企業等への就職による障害福祉サービス利用終了時)	指定居宅介護支援事業所、指定居宅介護予防支援事業所、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、大学、特別支援学校、企業及び障害者就業・生活支援センター
保育・教育等移行支援加算※ ¹ (進学、企業等への就職による障害児通所支援利用終了時)	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、大学、特別支援学校、企業及び障害者就業・生活支援センター
集中支援加算	障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、障害児通所支援事業者、障害児入所支援施設、指定発達支援医療機関、病院、企業、保育所、幼稚園、小学校認定こども園、中学校、高等学校、専修学校、大学、特別支援学校、公的な支援機関や他法他施策に基づく支援機関（※）及び地方自治体 (※) 公的な支援機関や他法他施策に基づく支援機関の例 保護観察所、公共職業安定所、保健センター、地域包括支援センター、利用者支援事業、自立相談支援機関、包括的相談支援事業、他期間共同事業、居住支援法人、精神保健福祉センター、保健所、更生相談所、児童相談所、発達障害者支援センター、高次脳機能障害者支援センター、難病相談支援センター、地域生活定借支援センター、子ども家庭支援センター、配偶者暴力相談支援センター、女性センター

※1 「保育・教育等移行支援加算」は障害児相談支援のみの加算です。

Q 「医療・保育・教育機関等連携加算」の連携先はどこまで含まれるのか。

(国 QA(H30) VOL.1 問 83)

A サービス等利用計画又は障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」という。）を作成する際に、利用者が利用している病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校と連携することが想定されるが、その他にも利用者が利用しているインフォーマルサービスの提供事業所等が想定される。

なお、これらの障害福祉サービス等以外の機関における支援内容や担当者等についても、サービス等利用計画等に位置付けることが望ましい。

■ 十分な調整が必要

- ・ 事業所が変更になる場合には、その予定等を事前に確認し、指定特定相談支援事業者に円滑に引き継げる（引継ぎを受けられる）ように配慮することが求められます。
- ・ 月途中での引継ぎは原則できません。必ず月単位で引継ぎを行ってください。
- ・ 支給決定期間の途中で事業所が変更となった際に、計画相談事業所のみを変更する場合（支援方針や利用サービス、居住地などの変更を伴わない）は、既存のサービス等利用計画を引き継ぐため、再作成は不要です。
- ・ 事業所変更の場合には、区役所への届け出が必要です。区役所で変更手続きを行うように、利用者にご案内ください。（事務処理要領Ⅳ3）
- ・ また、利用者との契約を終了した場合は「契約内容報告書」を区役所へ提出します。

■ 報酬算定の考え方は通常と同じ

- ・ 同一月に変更前の事業所と変更後の事業所がモニタリングを行っても、どちらか一方のみの請求となります。
- ・ 同一月に変更前の事業所がモニタリングをし、変更後の事業所が計画作成をした場合、変更後の事業所の計画作成費のみしか請求はできません。そのため、更新月に合わせて事業所を変更する場合は、モニタリングを実施し新しい計画案を作成するまでを担当するか、モニタリング実施から次の事業所が引継ぐか、いずれかで対応してください。

■ 市外への転出・転入の報酬算定

- ・ 市外への転出・転入に伴い、支給決定を行う市町村が変わった場合は、同一の月であってもサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定できます。
- ・ どのように対応するかは、事前に関係者と確認をしてください。

補足 | 事業所変更時の対応 ※基準第16条、解釈通知第二の2（12）

指定特定相談支援事業者は、利用者等が他の指定特定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければなりません。

継続サービス利用支援費の算定の考え方

Q 契約変更前の指定特定相談支援事業者が継続サービス利用支援を行った場合は、同一月に契約変更後の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定できるか。(国 QA 問 65)

A 契約変更後の指定特定相談支援事業者が継続サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費を算定できる。ただし、その場合には、継続サービス利用支援費は月額報酬のため同一の月に複数回行ったとしても1回しか算定することはできないことから、契約変更前の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定できない。(報酬告示1の注2参照)

このような場合、変更前の指定特定相談支援事業者は、転居等に関する利用者の意向を確認しておくべきである。なお、契約変更後の指定特定相談支援事業者にケースを引き継ぐ場合には、ケースを円滑に引き継げるよう配慮すること。

サービス利用支援費と継続サービス利用支援費の算定の考え方①

Q 障害福祉サービス等の支給決定の終期月等において継続サービス利用支援を行った後に、別の指定特定相談支援事業者が同一の月にサービス利用支援を行った場合、契約変更前の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を、契約変更後の指定特定相談支援事業者はサービス利用支援費を算定できるか。(国 QA 問 66)

A 同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定することとされているため、契約変更前の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定できず、契約変更後の指定特定相談支援事業者のみサービス利用支援費を算定する。

サービス利用支援費と継続サービス利用支援費の算定の考え方②

Q サービス利用支援を行った後に、指定特定相談支援事業者の廃止や利用者の市町村内の転居等により、別の指定特定相談支援事業者に契約変更した場合であって、同一の月に契約変更後の指定特定相談支援事業者が、契約変更前の指定特定相談支援事業者からサービス等利用計画を引き継ぎ、利用者の状況を把握するため利用者とは面接したり、サービス担当者会議を行う等モニタリングを行った場合に、契約変更前の指定特定相談支援事業者はサービス利用支援費を、契約変更後の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定することは可能と考えるが、いかがか。(国 QA 問 67)

A お見込みのとおり。

転出・転入時の算定の考え方

Q サービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った後に、利用者が市町村外に転出し、同一の月に転出先の市町村で障害福祉サービス等の申請に係るサービス利用支援を別の指定特定相談支援事業者が行った場合、両方の指定特定相談支援事業者が計画相談支援給付費を算定できると考えるが、いかがか。(国 QA 問 68)

A お見込みのとおり。転出に伴い支給決定を行う市町村が変わった場合は、同一の月であってもサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定できる。この場合、指定特定相談支援事業者は、利用者の転出予定等を事前に確認しておくべきであり、転出先の指定特定相談支援事業者に円滑に引き継げるよう配慮すること。

■書類を利用者・区役所等に交付した後に請求

- ・ 計画作成費については、
 - ① 区役所から障害福祉サービス等の支給決定を受けた後に、
 - ② サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画を作成し、
 - ③ 利用者から文書による同意を得て、
 - ④ その写しを本人、サービス提供事業所、区役所^{*}に提出したうえで、
 - ⑤ 請求を行う取扱としています。

※確定させたサービス等利用計画の区役所への提出は、サービス等利用計画案から変更がない場合には電話等により区役所に連絡することで省略可能です。
- ・ モニタリング作成費については、
 - ① モニタリングを実施し、
 - ② モニタリング報告書を作成し、
 - ③ 利用者からの文書による同意を得て、
 - ④ その写しを本人、原本を区役所、サービス提供事業所^{*}に提出したうえで、
 - ⑤ 請求を行う取扱としています。

※モニタリング報告書のサービス提供事業所への提出は、サービス提供事業所からの申し出を受け、利用者の同意を得たうえで提供します。

補足(再掲) | 請求に関する問い合わせ

- ・ 請求の手続きは、インターネット上の「電子請求受付システム」を通じて行います。
- ・ 請求システムや請求方法等に関する問合せは、神奈川県国民健康保険団体連合会
電話番号：045-329-3416
- ・ 請求エラーが出た場合で、請求情報を再確認してもなお原因が分からない場合の問合せは、
横浜市健康福祉局障害施策推進課 電話番号：045-671-4133

補足(再掲) | 請求の取り下げ

請求の取り下げをする場合には、横浜市電子申請システムを通じて申請します。
初回申請時に申請者 ID を取得し、各月最終開庁日前日までに電子申請フォームより過誤申立の申請を行ってください。計画相談支援の過誤申立は【全国システム用】フォームを使用してください。
※詳細は、横浜市ホームページに掲載されています。
横浜市トップページ>「暮らし・総合」>電子申請>「過誤申立」で検索

第6章

横浜市の指定特定相談支援事業者としてのその他の対応

【本章の目的】

★ “横浜市”の指定特定相談支援事業者として活動する

6-1 障害福祉情報サービスかながわ及び横浜市のホームページの定期的な確認

■研修、集団指導などのお知らせや最新の情報を確認

障害福祉情報サービスかながわ及び横浜市のホームページを用い、研修や集団指導などのお知らせを行うとともに、集団指導時の資料や最新の情報を掲載します。必ず両方のホームページを定期的に確認してください。

また、障害福祉情報サービスかながわのメール機能を使って、本市からの重要な情報や緊急のお知らせを配信していますので、メールアドレスの登録をお願いします。登録の方法は、「障害福祉情報サービスかながわ 事業者管理操作マニュアル」で確認してください。（障害福祉情報サービスかながわトップページ>書式ライブラリ>10.利用マニュアル・振興会からのお知らせ等>操作マニュアル）

- ・ 横浜市 相談系サービス（事業所向けページ）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/service/soudan.html>

指定特定相談支援事業所のみなさま向けに業務ガイドラインなどのマニュアルや
集団指導及び運営指導の資料、サービス等利用計画の様式をはじめとした各種様式、
お役立ち通信などの情報を掲載しています。



- ・ 横浜市 障害者相談支援（利用者向けページ）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukushi/annai/madoguchi/sogo/soudan-jigyosha.html>

障害福祉サービス等の利用者向けに市内指定特定相談支援事業所のリストや
受入可能状況リスト、セルフプラン参考様式などを掲載しています。



- ・ 障害福祉情報サービスかながわ（通称「らくらく」）

<https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>

指定特定相談支援事業所のみなさま向けに集団指導や各種研修のご案内など
大切なお知らせを掲載しています。また、変更届や体制届等の様式類も
こちらからダウンロードしてください。



6-2 横浜市からの依頼への対応（運営指導、照会等）

■ 横浜市の指定特定相談支援事業者としての協力

定期的に運営指導や各種照会への回答を依頼させていただきます。その際には、協力をお願いいたします。

■ 適切な事業運営を確認するための運営指導

- ・ 運営指導では、本ガイドラインに則した運営がされているかどうかを確認させていただきます。日頃から適切な事業運営を実施し、いつ運営指導が行われても大丈夫なように取り組んでください。
- ・ 概ね3年に1度実施します。実施に当たっては運営指導日の約1, 2か月前に電話にて日程を確認し、文書にて通知します。運営指導日の約一週間前までに事前提出資料等のご提出をお願いいたします。
- ・ 当日準備していただく資料や事前提出資料については、横浜市のホームページに掲載していますので、必要に応じてご確認ください。実施が決まった事業所のみならず、日頃のセルフチェックとしてもご活用ください。

■ 受入可能状況調査への協力

横浜市では計画相談支援の推進の取り組みの一つとして、「指定特定相談支援事業所受入可能状況調査」を実施しています。本調査にご回答いただいた内容はリスト化し、各区役所へ情報提供を行うほか、本市ホームページ（利用者向けページ）への掲載等により計画相談利用希望者へ周知します。この情報を基に計画相談の利用を希望する方と、新規利用者を受け入れることができる事業所の間でさらなる計画相談導入の推進を目的としています。

本市ホームページに掲載しているリストを基準とし（以下、「基準リスト」）、そこから変更があった場合や新規に登録したい場合は、毎月10日までに電子申請システムからご回答いただき、その内容等を反映していきます。（基準リストに記載されている内容に変更がない場合、回答は不要です。）

【電子申請システム・回答フォーム】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/a86f882b-3273-4033-9f42-3ee2637bc795/start>



6-3 集団指導への参加及び職員への伝達

■毎年6月頃に開催

- 毎年6月頃に集団指導を実施します。集団指導では、最新の法改正の内容や運営指導等を通じて把握した間違いやすい点等を説明させていただきます。適正な事業運営のために必要な情報を提供しますので、**必ず参加**してください。
- また、集団指導にて確認した内容については、必ず当該事業所の職員に伝達し、共有を図ってください。
- 集団指導のお知らせは、障害福祉情報サービスかながわのホームページにて行うとともに、当日の資料も同ホームページに掲載します。集団指導への参加にあたっては、当日資料を事前に印刷し、持参してください。

6-4 区役所、基幹相談支援センター、精神障害者生活支援センター等との連携

■各区における障害のある方への相談支援の中核機関

本市では、区役所、基幹相談支援センター、精神障害者生活支援センターを各区に1か所ずつ設置しています。この3機関は、〈両輪〉の関係として、各区における障害のある方の相談支援を牽引していく機関です。障害のある方の地域生活の支援においては、この3機関をはじめとした関係機関等と連携し、その充実を図ってください。

■基幹相談支援センターによるフォローの実施

- ・ 基幹相談支援センターは、本市から委託を受けた機関であり、その委託業務の一つとして指定特定相談支援事業所へのフォローを位置付けています。新規で開設した指定特定相談支援事業所には同行訪問を行い、直接的なOJTを実施するほか、既存の指定特定事業所に対しても定期的に訪問させていただきます。ぜひともその機会を活用し、日頃の悩みや不明点等を確認してください。
- ・ 各指定特定相談支援事業所へのフォローは、事業所所在区の基幹相談支援センターが担います。本市ホームページに連絡先を掲載していますので、指定特定相談支援事業者として活動を開始した際には、必ず担当の基幹相談支援センターに連絡してください。

補足 | 指定特定相談支援事業者に関わる基幹相談支援センターの業務基準（抜粋）

基幹相談支援センターの業務は、①総合的・専門的な相談支援の実施、②地域の相談支援体制の強化の取組、③地域移行・地域定着の促進の取組、④権利擁護・虐待の防止、⑤その他地域の状況に応じた独自の取組の5つの柱で成り立っています。このうち、②地域の相談支援体制の強化の取組として、指定特定相談支援事業者へのフォローの実施を位置付けています。

- ・ 新規指定特定相談支援事業者等との同行訪問の実施（初回訪問3回以上）
- ・ 指定特定相談支援事業者への訪問（区内の各事業者に年数回以上）
- ・ 区内の指定特定相談支援事業者等を対象としたサービス等利用計画作成に必要となる事業等に関する研修会や事例検討会、相談支援部会の開催等

6-5 各区障害者自立支援協議会（相談支援部会）への参画

■ 相談支援部会への参画は義務

- ・ 本市では、各区障害者自立支援協議会に相談支援部会を設置しています。そこでは、相談支援の質の向上に向け、相談支援専門員を対象とした研修や事例検討会等を開催しています。
- ・ 相談支援専門員の多くが一人職場で働いている中では、この相談支援部会は仲間とつながる貴重な機会です。そして、仲間とともに、日頃の支援を振り返り、その相談支援の質を高める場にもなります。
- ・ 本市における指定特定相談支援事業者の相談支援専門員には、本部会への参画を必須としています。まだ参画していない場合には、事業所所在区の基幹相談支援センターへ連絡し、参画に向けた調整を行ってください。なお、相談支援部会に参画していない状況が確認された場合には、運営指導の対象としての優先順位を上げ、状況の確認を行うことがあります。
※事業所所在区の相談支援部会への参画は必須です。それに加えて、事業所所在区以外の部会にも参画ができます。その場合には、希望区の基幹相談支援センターに連絡してください。

■ 事例提供、サービス等利用計画の相互確認、担当件数・受入空き状況等の確認への協力

- ・ 相談支援専門員は、相談支援部会に参加するのではなく、参画することが求められます。したがって、事例検討時の事例提供への協力をはじめ、意義ある場とするために積極的に活動することが必要です。
- ・ また、相談支援部会は、日頃の支援を振り返り、支援の質を高め合っていく場です。そのため、サービス等利用計画についての相互確認も行います。完璧なサービス等利用計画はありませんので、安心してお互いの計画を確認し合い、利用者への相談支援の質の向上に向けて、取り組んでください。
- ・ 本市では、指定特定相談支援事業者が不足していることから、各事業者の担当件数や受入空き状況等の定期的な確認をさせていただきます。相談支援部会で把握した情報をもとに、利用者を計画相談支援へとつなげられるように調整を行いますので、ご協力をお願いします。

■速やかに届け出る

いくら基準に則した運営を行っていたとしても、本市にその届け出を漏れなく提出していなければ無効となります。届出は遅延なく、速やかに行ってください。

※障害福祉情報サービスかながわホームページに様式を掲載しています。

トップページ>書式ライブラリ>2. 横浜市からのお知らせ>③変更等に関する届出等様式（障害者総合支援法）

【各種届出の提出方法】

令和4年9月より郵送から「電子申請（データアップロード方式）」に変更になりました。申請に必要なデータ（提出が必要な書類のデータ、エクセルや PDF 等）を準備後、横浜市電子申請システムにて申請をお願いします。

- （指定障害福祉サービス等事業者）体制等に関する届出書
<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/3c02990f-61fd-4998-af5c-ec47897fefc2/start>



- （指定障害福祉サービス等事業者）変更届、廃止届、休止届、再開届
<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/05bb00c2-4afc-46ad-92ae-e3512d502f0d/start>



■変更届は変更の日から 10 日以内に提出！

下記の事項に変更があった場合、変更の日から 10 日以内に本市に届け出ることが必要です。

1	事業所（施設）の名称	9	相談支援専門員の氏名および住所
2	事業所（施設）の所在地（設置の場所）	10	主たる対象者
3	申請者の名称（申請法人の名称）	11	運営規程
4	主たる事務所の所在地（法人の所在地）	12	介護給付費の請求に関する事項
5	代表者の氏名および住所（法人の代表者）	13	当該申請に係る事業の開始予定年月日
6	定款・寄附行為およびその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る）	14	同一敷地内にある入所施設および病院の概要
7	事業所（施設）の平面図および設備の概要	15	役員の氏名および住所
8	事業所（施設）の管理者の氏名および住所	16	指定地域相談支援の提供にあたる者の氏名および住所

■体制届

- 各種加算・減算を新たに算定する場合、算定を終了する場合、または加算・減算の種類が変更になる場合は、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」の提出が必要です。
- 毎月15日までに届出があった場合、翌月から適用になります（加算される場合）が、16日以降の届出に関しては、翌々月からの適用になります。ただし、減算になる場合は、15日以降の届出でも、翌月からの適用となります。
- 体制が整備された時点から届出が可能となりますので、見込みでは届出はできません。例えば、6月に配置をする予定であり、早めに体制届を5月に提出することはできません。
- 障害福祉サービス等の報酬改定の年度については、全事業所が4月に体制届の提出が必要です。届出期間については、通常の期間と異なりますので、ご注意ください。

■事業の廃止・休止・再開の届出

- 事業を廃止・休止・再開を行う場合は、まず、所管課へご相談の連絡をした上で、本市に事前に届け出る必要があります。廃止及び休止の場合には【廃止、休止の日の1か月前】、再開の場合には【再開の日から10日以内】が提出期限です。
- 休止期間は最長1年としてください。期間が終了した後、継続して休止する場合、再度届出が必要となります。
- また、指定更新時においては、休止の延長はできません。再開又は廃止を選択してください。
- 休止及び廃止時に利用者がある場合は、本人の意向を確認し必要に応じて他事業所へ引継ぐなど対応を行ってください。

補足 | 廃止及び休止時の対応 ※法第 51 条の 24 の 3、施行規則第 34 条の 60 の 3

- ・ 指定相談支援事業者は、次条第 4 項の規定による事業の廃止又は休止の届け出をしたときは、当該届け出の日前一月以内に当該指定計画相談支援を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定計画相談支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な計画相談支援が継続的に提供されるよう、他の指定特定相談支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければなりません。
- ・ したがって、指定特定相談支援事業者は、当該指定計画相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該指定特定相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければなりません。
 - ① 廃止し、又は休止しようとする年月日
 - ② 廃止し、又は休止しようとする理由
 - ③ 現に指定計画相談支援を受けている者に対する措置
 - 現に当該指定計画相談支援を受けている者に対する措置
 - 現に当該指定計画相談支援を受けている者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該指定計画相談支援に相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無
 - 引き続き当該指定計画相談支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な計画相談支援を継続的に提供する他の指定特定相談支援事業者の名称
 - ④ 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

■ 指定更新の届出

- ・ 6 年間の指定有効期間満了後に引き続き指定を受けようとする場合には指定更新が必要です。引き続き指定を受けようとする場合は、申請受付期間に申請を行ってください。指定更新を受けなければ、有効期間の満了によりその効力を失いますのでご注意ください。
- ・ 本市では、原則、指定有効期間満了日が属する月の前月 1 か月間を指定更新の申請受付期間とします。ただし、例年、4 月 1 日及び 10 月 1 日の指定に関しては、他の月に比較し対象数が非常に多いため、指定更新の申請受付期間を指定有効期間満了日が属する月の前々月（2 か月前）の 1 か月間とします。※障害福祉情報サービスかながわホームページに様式を掲載しています。



令和6年11月発行 横浜市健康福祉局障害施策推進課

電話：045-671-4133 FAX：045-671-3566

メール：kf-shiteisoudan@city.yokohama.jp

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/service/soudan.html>

